全 児 相

(通巻第101号 別冊)

「児童相談所がかかわっている虐待事例から見る市区町村 (要保護児童対策地域協議会)との連携のあり方に関する調査」 報 告 書

平成28年8月全国児童相談所長会



「児童相談所がかかわっている虐待事例から見る市区町村(要保護児童対策地域協議会)との連携のあり方に関する調査」報告書の発刊にあたって

全国児童相談所長会では、全国の児童相談所のご協力を得て取り組んだ調査の報告を行っています。

調査のテーマには、今後の児童相談所の運営にとって、参考、指針になるものを求めてきました。

今回の調査のテーマは、児童虐待ケースにおける児童相談所と市区町村の連携のあり方に焦点をあて、平成26年度~27年度の2か年をかけ、調査、研究を行いました。主任研究者の安部計彦氏をはじめ、研究協力者の皆様のご努力により、有意義な研究報告書を発行することができました。また、児童福祉法改正の年となった今年度に皆様にご報告できる運びとなったことで、この研究が新たな児童相談業務の仕組みづくりに、何らかの形で役立てられるのではないか、と期待しています。

報告書の発行にあたり、あらためて、お忙しい中調査にご協力いただいた全国の児童相談所職員の皆様、主任研究者の安部計彦氏、研究協力者の川松亮氏、加藤曜子氏、笹井康治氏の各先生にこの紙面をおかりして、心からお礼を申し上げます。

全国児童相談所長会 会長 桜山豊夫



目 次

1	背景		1
2	目的		1
3	方法		1
(1) 調査	手法	1
(2)調査	内容	1
(3) スケ	ジュール	2
(4)倫理	的配慮	2
(5)結果	の公表	2
4	機関調	査の結果と考察	9
1)回答	の属性	S
	(1)	回答状況	S
	(2)	属性	3
2)児童	相談所の概要	4
	(1)	児童相談所の相談受付件数	4
	(2)	虐待相談の通告者	5
		管轄市区町村の要保護児童対策地域協議会への参加	5
		市区町村支援業務	6
		市区町村支援担当部署	8
3		町村の相談体制	10
		市区町村の相談窓口等	10
4		相談所と市区町村の連携	11
		児童相談所での受理	11
		情報の共有	14
	, ,	進行管理(実務者)会議 ····································	16
	(4)		19
_		子どもが施設入所した後の市区町村のかかわり	21
5)後方		23
		本庁等が行う研修	23
		児童相談所が実施する研修	25
		子ども家庭相談対応マニュアル	29
		児童相談所と市区町村の役割分担マニュアル	32
		定期的な職員の派遣	33
	(6)	援助依頼	36

Ę	5 事例調査の結果と考察	38
	1) 結果の概要	38
	(1) 回答状況	38
	(2) 事例の属性	39
	2) 受理	42
	(1) 通告者	42
	(2) 通告者の意向	42
	(3) 市区町村の関与	43
	3) 調査	44
	(1) 安全確認	44
	(2) 子どもの状態	45
	(3) 家庭・家族の状況	47
	(4) 虐待者の状況	52
	4) 児童相談所の判断と対応	58
	(1) 虐待の種類	58
	(2) 虐待の程度	59
	(3) 一時保護	60
	(4)終結	62
	5) 要保護児童対策地域協議会のかかわり	66
	(1) 対象	66
	(2) 実務者会議,個別ケース会議	69
	(3) 個別ケース検討会議	70
	(4) 主担当機関	71
	6) 子ども・保護者への対応	72
	(1) 保護者へのかかわり	72
	(2) 保護者との面接	77
	(3) 子どもへの対応	78
	7) 市区町村でのかかわり	81
	(1) 家族に対するかかわり	81
	(2) サービス利用	83
	(3)効果	86
	8) 市区町村との連携	94
	(1) 連携の有無	94
	(2) 連携の評価	94
	(3)市区町村の改善点	100
	(4) 連携に影響する要因	101

6	総合考察と提案	105
	L)調整機関からの情報と関係機関との関係	105
	(1) 調査結果	105
	(2) 考察	105
	(3) 提言	105
	2) 市区町村支援業務	106
	(1) 調査結果	106
	(2) 提言	106
	3) 市区町村調整機関職員育成	106
	(1) 調査結果	106
	(2) 考察	107
	(3) 提言	107
	1) 家庭復帰の際の個別ケース検討会議	107
	(1) 調査結果	107
	(2) 考察	107
	(3) 提言	107
	5) 役割分担マニュアル	108
	(1) 調査結果	108
	(2) 考察	108
	(3) 提言	108
	3)新規事例と再受理	108
	(1) 調査結果	108
	(2) 考察	109
	7)児童相談所の調査	109
	(1) 調査結果	109
	(2) 考察	109
	3)終結	109
	(1) 調査結果	109
	(2) 考察	109
	(3) 提言	110
	9) 市区町村の行う支援	110
	(1) 調査結果	110
	(2) 考察	
	0) 市区町村の専門職員の増員	110
	(1) 調査結果	110
	(2) 考察	
	1) 管理ケースの意味	111
	(1) 調査結果	111
	(2) 考察	
	(3) 提言	
	2) 市区町村との連携の評価	111
	(1) 調査結果	111
	(2) 孝宏	119

7	結論	À	113
	(1)終結時の引き継ぎで再発防止	113
	(2)家族や虐待者の抱える課題への支援の必要性	113
	(3) 意識的な市区町村支援	113
<賞	資料 >	•	
1	機関	調査の質問票	115
	Ι	児童相談所の概要	117
	Π	市区町村の相談体制	119
	\coprod	連携	120
	IV	後方支援	125
2	事例	調査の質問票	131
	Ι	フェイスシート	131
	Π	通告	132
	${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	調査	132
	IV	児童相談所の判断と対応	139
	V	要保護児童対策地域協議会のかかわり	141
	VI	子ども・保護者への対応	142
	VII	市町村等での支援	146
	VIII	市区町村との連携	152
3	主任	-研究者,研究協力者一覧	154

児童相談所がかかわっている虐待事例から見る市区町村(要保護児童対策地域 協議会)との連携のあり方に関する調査

西南学院大学 安部計彦

1 背景

児童虐待は増加を続けており、全国の児童相談所はその対応に追われている。その中で 平成 17 年度より市町村が子ども家庭相談の一義的機関となると同時に、要保護児童対策 地域協議会の設置が努力義務となった。

しかし当初より、児童相談所と市町村の役割分担、要保護児童対策地域協議会の適切な 運営などについて試行錯誤があった。そしてほぼ 10 年が経過した現在においても、上記 の課題はそのまま残っているという印象がある。

そのため児童相談所と東京都や政令指定市の区も含めた市区町村との役割分担や要保護 児童対策地域協議会への児童相談所の関与などについての課題解消が求められている。

2 目的

児童相談所と市区町村との連携や役割分担の現状を明らかにし,有効な連携モデルの提示を目的とする。

3 方法

(1)調査手法

上記目的を達成するため、各児童相談所の全般的な実態や意識を調査するための調査(以下「機関調査」とする)と、個々の事例で具体的な連携や役割分担が行われているかの調査(以下「事例調査」とする)の2つを行う。

(2)調査内容

①機関調査

全国のすべての児童相談所に対し質問紙調査を行う。その内容は、(ア) 児童相談所の概要、(イ) 管轄市区町村の相談体制、(ウ) 相互連携の実態、(エ) 児童相談所の後方支援の実態、(オ) 意見聴取、などである。なお件数については平成 25 年度を対象にした。

②事例調查

全国の児童相談所が平成 26 年 4 月 15 日から 4 月 30 日までの半月間に受け付けた 全児童虐待対応事例について、平成 27 年 2 月 1 日現在の状況を事例ごとに対応状況 を尋ねる。その内容は、(ア) フェイスシート、(イ) 通告、(ウ) 調査、(エ) 市区町 村の支援状況、(オ) 要保護児童対策地域協議会のかかわり、(カ) 対応・支援、(キ) 児童相談所の判断、(ク) 市区町村との連携、などである。

(3) スケジュール

①機関調査

平成 26 年度の全国児童相談所長会総会で調査の承認を得て、その後に各児童相談 所宛に依頼文と質問票をメール配信し、9月30日までにメールにて回答とした。

調査結果は平成 28 年 3 月末までに報告書を作成し、平成 28 年度の全国児童相談所 長会総会で報告する。

②個別調查

①と同時に主旨の説明と依頼を行い,平成 27 年 1 月に質問票をメールで配信,2 月 28 日を回答締切日とした。

調査結果は同じく平成28年3月末までに報告書を提出し、平成28年の全国児童相談所長会総会で、機関調査の内容も含めた報告を行う。

(4) 倫理的配慮

機関調査は個人情報を含まない。

個別調査は、データの入力を児童相談所職員にお願いし、調査項目は個人名や住所地等の個人情報は含めず、すべて児童相談所番号と個人 ID で管理する。また調査者はデータを大学の研究室か自宅でのみ使用すると同時に、その保管は厳重に行う。またこのデータは本調査および調査者の研究のためだけに使用し、他への情報提供は行わない。

(5) 結果の公表

本調査の結果は、平成28年度の全国児童相談所長会総会で報告を行う。

また必要に応じて、厚生労働省など関係部署に対する全児相の要望の根拠として使用する。

4 機関調査の結果と考察

1)回答の属性

(1) 回答状況

2014 (平成 26) 年当時の全国の児童相談所 207 か所のうち 200 か所から回答があり、回収率は 96.6%であった。そのうち 4 か所については、中央児童相談所がとりまとめたと思われるため、実質的には 204 か所(98.6%)の回答である。

(2)属性

回答した児童相談所のうち、都道府県中央児童相談所は 46 カ所 (23.0%)、都道府県の中央児童相談所以外の児童相談所 129 か所 (64.5%)、政令指定都市 (中核市) 児童相談所 25 カ所 (12.5%) であった。

各児童相談所の上記種別と人口規模のクロス集計の結果は(表 5-1)の通りであった。

(表5-1) 児相の分類 と 人口規模

		人口規模							
	26万人未満	26~56万人未満	56~86万人未満	86万人以上	合計				
政令(児相設置)市	0(0)	4(16.0)	9(36.0)	12 (48.0)	25(100)				
都道府県中央	1(2.2)	8(17.4)	23 (50.0)	14(30.4)	46 (100)				
都道府県ブランチ	39 (30.2)	48 (37.2)	22(17.1)	20 (15.5)	129(100)				
合 計	40 (20.0)	60 (30.0)	54(27.0)	46 (23.0)	200 (100)				

東京都など大都市圏の場合は、中央児童相談所以外の児童相談所(以下「ブランチ」とする)」であっても人口規模が大きいところが見られた。

2) 児童相談所の概要

(1) 児童相談所の相談受付件数

今回回答のあった200か所の児童相談所の合計相談件数は(表5-2)の通りである。

(表 5-2)相談受付件数

	虐待を除く	古体扣款 (4) 粉	非行相談件	その他の相談	A ⊋I.	
	養護相談件数	虐待相談件数	数	件数	合 計	
相談件数(%)	47,709(100)	73,164(100)	16,473(100)	223,703 (100)	361,049(100)	
(うち市区町村から:%)	6,598 (13.8)	9,284(12.7)	209(1.3)	63,543 (28.4)	79,634(22.1)	

平施 25年度の相談件数は約 36 万件で、このうち虐待相談件数は約 7 万 3 千件であった。また市町村調整機関からの割合は、全体では 22.1%を占めるが、虐待相談では 12.7%に過ぎない。

児童相談所が受け付けた全相談の経路は(表 5·3)の通りであった。なお「調整機関以外の 市区町村機関」とは、調整機関に属さない保健所・保健センターや福祉事務所、教育委員 会等である。

(表 5-3) 全相談の経路

家族	如此	、 に [7米 をp.]	旧本七十	市区町村	調整機関以外の
	親戚	近隣知人	児童本人	調整機関	市区町村機関(注)
129,525(35.9)	3,035(0.8)	19,871(5.5)	4,460(1.2)	79,634(22.1)	20,210(5.6)
児童委員	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校	その他
393(0.1)	5,602(1.6)	15,977(4.4)	35,157(9.7)	13,215(3.7)	33,970(9.4)

(注:「調整機関以外の市区町村機関」に公立保育園や学校は除く)

児童相談所が受け付けた全相談件数のうち,(表 5-2)でも示したが市区町村の調整機関からの情報は22.1%であるが,調整機関以外の市区町村機関からの情報を含めると児童相談所受理の27.7%になり,家族に次いで多い割合であった。

(2) 虐待相談の通告者

虐待相談 73.164 件の通告者は(表 5-4) のようであった。

(表 5-4) 虐待相談の通告者

家族	親戚	近隣知人	児童本人	市区町村	調整機関以外の
多 族	机放	以 解 和 八	光里 半八	調整機関	市区町村機関
7,227(9.9)	1,301(1.8)	14,249(19.5)	754(1.0)	8,077(11.0)	2,159(3.0)
児童委員	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校	その他
262(0.4)	2,501(3.4)	1,578(2.2)	21,397(29.2)	6,325(8.6)	7,334(10.0)

(注:調整機関以外の市区町村機関に公立保育園や学校は除く)

このうち家族は(表 5-3)の全相談では 35.9%であったのが虐待相談では 9.9%に,市区町村調整機関は, 22.1%が 11.0%に,その割合は減少している。一方警察等は,全相談では 3.7%に過ぎないが,虐待相談では 29.2%と大幅に増えている。

(3) 管轄市区町村の要保護児童対策地域協議会への参加

全国の児童相談所の市区町村要保護児童対策地域協議会への参加状況を示したのが(表 5-5)である。

(表 5-5) 要保護児童対策地域協議会の会議への参加のべ回数

	少 本 本 之 关	実利	個別ケース		
	代表者会議		うち進行管理会議	検討会議	
全のベ回数	1,423	8,398 (100)	5,984 (71.3)	26,041	
1 所当たり平均回数	7.2	42.6	30.4	132.2	
1所当たりの月平均回数	_	3.6	2.5	11.0	

児童相談所により市区町村数や管轄人口が大きく違うために単純には比較できないが, 全国平均をみると以下のようになる。

代表者会議には平均して 7.2 回参加している。これには、管轄市区町村数と各市区町村で開催される代表者会議の回数が作用していると思われる。

同じく児童相談所が参加している実務者会議は各児童相談所で月平均 3.6 回開催されており、進行管理会議は月平均 2.5 回であった。また実務者会議の 71.3%は進行管理会議として開催されていた。

また個別ケース検討会議は各児童相談所で月平均 11.0 回であり、おおむね 2 日に 1 回は開かれている計算になる。

(4) 市区町村支援業務

児童福祉司が日常業務として担当市区町村に対して行う連絡・調整業務等を除き、児童相談所が行っている市区町村支援業務を担っている担当者について尋ねた結果が(表 5-6)である。「相談員」とは里親支援員や虐待対応相談員等であり、「その他の職員」とは、児童心理司を含む心理士、保健師等の職種と組織名を書かれていた回答である。

(表 5-6) 市区町村支援業務の担当者と役割分担(複数回答可)

担当職員	地区担 当児童 福祉司	所長・ 課長	係長・ SV	地区坦以 外の児童 福祉司	相談員	その 他職 員	無回答	合計
合計	710	396	365	119	81	135	11	1,817
横(%)	39.1	21.8	20.1	6.5	4.5	7.4	0.6	100.0
縦(%)	100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
① 研修会企画	27	37	22	16	11	8	1	122
横(%)	22.1	30.4	18.0	13.1	9.0	6.6	0.8	100.0
縦(%)	3.8	9.3	6.0	13.4	13.6	5.9	9.1	8.6
② 研修会開催	29	39	34	12	9	9	0	132
横(%)	22.0	29.5	25.8	9.1	6.8	6.8	0.0	100.0
縦(%)	4.1	9.8	9.3	10.1	11.1	6.7	0.0	9.3
③ 他機関による研修の案内	12	28	15	5	6	7	0	73
横(%)	16.4	38.5	20.5	6.8	8.2	9.6	0.0	100.0
縦(%)	1.7	7.1	4.1	4.2	7.4	5.2	0.0	5.5
④ 市区町村代表者会議への出席	26	138	30	7	5	1	2	209
横(%)	12.4	66.0	14.4	3.3	2.4	0.5	1.0	100.0
縦(%)	3.7	34.8	8.2	5.9	6.2	0.7	18.2	16.5
⑤ 市区町村実務 者会議への出席	161	47	79	20	17	23	0	346
横(%)	46.4	13.6	22.8	5.8	4.9	6.6	0.0	100.0
縦(%)	22.7	11.9	21.6	16.8	21.0	17.0	0.0	16.8
⑥ 市区町村への 定期的巡回	64	7	14	7	4	21	1	118
横(%)	54.3	5.9	11.9	5.9	3.4	17.8	0.8	100.0
縦(%)	9.0	1.8	3.8	5.9	4.9	15.6	9.1	4.9
⑦ 市区町村の意 向調査	28	13	11	5	1	2	2	62
横(%)	45.2	21.0	17.7	8.1	1.6	3.2	3.2	100.0
縦(%)	3.9	3.3	3.0	4.2	1.2	1.5	18.2	3.1

担当職員	地区担 当児童 福祉司	所長・ 課長	係長・ SV	地区坦以 外の児童 福祉司	相談員	その 他職 員	無回答	合計
合計	710	396	365	119	81	135	11	1,817
横(%)	39.1	21.8	20.1	6.5	4.5	7.4	0.6	100.0
縦(%)	100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑧ 個別ケース検討 会議	196	42	80	24	14	34	1	391
横(%)	50.0	10.7	20.4	6.1	3.6	8.7	0.5	100.0
縦(%)	27.6	10.6	21.9	20.2	17.3	25.2	9.1	17.6
⑨ 市区町村の受 理会議への参加	20	2	6	1	0	1	0	30
横(%)	66.7	6.7	20.0	3.3	0	3.3	0.0	100.0
縦(%)	2.8	0.5	1.6	0.8	0.0	0.7	0.0	0.9
⑩市区町村の援助 方針会議への参加	18	4	8	2	1	4	0	37
横(%)	48.7	10.8	21.6	5.4	2.7	10.8	0.0	100.0
縦(%)	2.5	1.0	2.2	1.7	1.2	3.0	0.0	1.7
⑪市区町村の進行管理会議への参加	119	25	49	12	10	13	0	228
横(%)	52.2	11.0	21.5	5.2	4.4	5.7	0.0	100.0
縦(%)	16.8	6.3	13.4	10.1	12.3	9.6	0.0	9.8
② その他	10	14	17	8	3	12	4	68
横(%)	14.7	20.6	25.0	11.8	4.4	17.6	5.9	100.0
縦(%)	1.4	3.5	4.7	6.7	3.7	8.9	36.4	5.2

児童福祉司が日常的なケースへの関わり以外で行っている児童相談所の市区町村支援は、 所長・課長は研修会の企画や開催、他の機関の研修情報の提供など、地域関係機関との連 携や資質の向上に関心があるように思われる。また要保護児童対策地域協議会の代表者会 議への出席も中心的な役割であった。

地区担当児童福祉司は,要保護児童対策地域協議会実務者会議や進行管理会議など,自 分の担当するケースへの対応以外に,市区町村への定期的な巡回や意見の聴取など,市区 町村との日常的な連携が伺える。また「その他」の項目では,市区町村で行われる面接で の同席や家庭訪問の同行もあり,市区町村が対応する事例への具体的な支援も多かった。

係長・SV は、要保護児童対策地域協議会実務者会議や進行管理会議など、市区町村との見立ての共有や役割分担に大きく関わっていた。

(5) 市区町村支援担当部署

(ア) 児童相談所種類別設置状況

児童相談所として市区町村支援の対応部署の設置状況は(表5-7)の通りである。なお設 間では具体的な名称を尋ねたため以下の分類は調査者の判断による。

(表5-7)種類別の地域支援担当部署

	市区町村支援担当部署							
			虐待対応	市区町村	総務・企			
	なし	相談全般	部署	支援部署	画その他	合計		
政令(児相設置)市	12(48.0)	6(25.0)	3(12.0)	1(4.0)	3(12.0)	25(100)		
都道府県中央	19(41.3)	10(21.7)	2(4.3)	6(13.0)	9(19.6)	46(100)		
都道府県ブランチ	80(62.0)	17(13.2)	8(6.2)	8(6.2)	16(12.4)	129(100)		
合 計	111(55.5)	33(16.5)	13(6.5)	15(7.5)	28(14.0)	200(100)		

全般的な傾向として市区町村支援の担当部署を置いていない所が過半数を占め、「部署があり」と回答した児童相談所の中でも、相談全般や虐待対応部署が行っている児童相談所が23.0%あり、一般業務の中で行われていることが伺われる。なお「その他」の中には家族支援と一緒に行われているところもあった。

また都道府県中央児童相談所で、市区町村支援部門や総務・企画部署の割合が相対的に 高いことから、都道府県全体の市区町村や関係機関向けの研修が企画、実施されている傾 向がうかがわれる。

(イ) 人口規模別設置状況

(表5-8) 人口規模と市区町村支援部署

			市区町村支援担当部署					
				虐待対応	市区町村支			
		なし	相談全般	部署	援部署	その他	合計	
人	26万人未満	31(77.5)	7(17.5)	0	0	2(5.0)	40(100)	
П	26~56万人未満	34(56.7)	17(28.3)	1(1.7)	2(3.3)	6(10.0)	60(100)	
規	56~86万人未満	29(53.7)	6(11.1)	2(3.7)	5(9.3)	12(22.2)	54(100)	
模	86万人以上	17(37.0)	3(6.5)	10(21.7)	8(17.4)	8(17.4)	46(100)	
	合 計	111(55.5)	33(16.5)	13(6.5)	15(7.5)	28(14.0)	200(100)	

人口規模別の市区町村支援部署の設置状況では(表 5-8)のように、人口規模が大きくなるほどその設置の割合が増加している。逆に人口規模が小さければ日常的な市区町村とのかかわりが密接で個別支援においても市区町村との連携がスムーズなため、特別に市区町村支援部署の設置が必要ないのかもしれない。

(ウ) 部署種類別業務内容

市区町村支援担当部署を設置している89児童相談所の部署種類別の業務内容は(表5-9)のようであった。

(表 5-9) 支援担当部署別業務の割合

担当	合計	研修	研修	他の	代 表	実 務	定期	意向	ケース	受 理	援助	進行	その
部署		企 画	開催	研修	者 会	者 会	巡回	調査	会 議	会議	方 針	管 理	他
				案 内	議	議					会議	会 議	
相談	33	29	29	12	12	1,4	3	3	11	1	0	10	1
全 般	(100)	(87.9)	(87.9)	(36.4)	(36.4)	(42.4)	(9.1)	(9.1)	(33.3)	(3.0)		(30.3)	(3.0)
虐待	13	6	7	1	1	7	1	3	10	1	1	5	2
部署	(100)	(46.2)	(53.8)	(7.7)	(7.7)	(53.8)	(7.7)	(23.1)	(76.9)	(7.7)	(7.7)	(38.5)	(15.4)
支 援	15	14	13	7	5	7	2	7	3	1	0	3	1
部署	(100)	(93.3)	(86.7)	(46.7)	(33.3)	(46.7)	(13.3)	(46.7)	(20.0)	(6.7)		(20.0)	(6.7)
その	28	23	24	10	0	1	1	5	1	0	0	1	2
他	(100)	(82.1)	(85.7)	(35.7)		(3.6)	(3.6)	(17.9)	(3.6)			(3.6)	(7.1)

市区町村支援担当部署や相談全般を受けている部署、総務・企画部門などの「その他」の主な担当業務は研修会の企画と開催であり、関係機関職員の資質の向上や連携の強化が目的と思われる。

一方, 虐待対応部門を挙げている児童相談所では, 実務者会議への参加, 進行管理会議への参加, 個別ケース検討会議への参加の割合が高い。これらは市区町村が抱える困難事例に対するスーパーバイズを含め, 市区町村での相談対応への直接的な支援と思われる。

これらの差は、それぞれの児童相談所がどのような市区町村支援が必要かを検討する中で、市区町村支援の担当部署が異なってくることが示唆される。

3) 市区町村の相談体制

(1) 市区町村の相談窓口等

各児童相談所の管轄する市区町村の子ども家庭相談窓口等の現状は(表 5-10)の通りであった。

平成 17 年度より市町村で子ども家庭相談を受けるようになり、要保護児童対策地域協議会の設置が推進されており、ほぼ全国的に実施されている。

(表 5-10) 市区町村の相談窓口等

	市(区)	町	村	合計
全 数	983(100)	721(100)	191(100)	1,895(100)
相談窓口を設置している	972(98.9)	666(92.4)	179(93.7)	1,817(95.9)
要保護児童対策地域協 議会がある	967(98.4)	705(97.8)	182(95.3)	1,854(97.8)

市区町村の開庁時間外の対応は(表 5-11)のようであった。過半数の市区町村は庁舎管理が対応しており、直接対応ができるのは13.7%に過ぎない。このことは児童相談所に児童相談所全国共通ダイヤル189がつながることを含め、虐待通告が児童相談所に集中する要因の一つと考えられる。

(表 5-11) 市区町村での時間外の対応

	合計	時間外で	時間外は	電話の	テープ	何もし		
		も直接対	庁舎管理	自動転	での案	ていな	その他	不明
		応可能	が対応	送	内	V		
市区町村数	1,895	260	999	14	83	230	124	185
(%)	(100)	(13.7)	(52.8)	(0.7)	(4.4)	(12.1)	(6.5)	(9.8)

要保護児童対策地域協議会を設置している市区町村での調整機関の所属を尋ねたのが (表 5-12)である。78.8%が児童福祉部門であり、10.5%が保健と福祉の合同組織であっ た。

(表 5-12) 要保護児童対策地域協議会調整機関の所属(平成 26年3月31日 現在)

	児童福祉	母子保健	保健と福祉	教育関連	20 M	不明	合 計
	担当部署	担当部署	の合同組織	部署	その他	1 99	合 計
市区町村数	1,461	41	194	74	26	58	1,854
(%)	(78.8)	(2.2)	(10.5)	(4.0)	(1.4)	(3.1)	(100)

4) 児童相談所と市区町村の連携

(1) 児童相談所での受理

(ア)調整機関からの情報

市区町村調整機関からの情報の種類は(表 5·13)のように,情報提供の割合が38.7%で一番多かった。

(表 5-13)

種類	件数(%)
①情報提供	8,025(38.7)
②援助依頼	5,797(27.9)
③送致	4,749(22.9)
④通知	2,188(10.5)

(イ)「送致」の不受理

児童相談所が市区町村から「送致」をうけた事例のうち、その不受理の有無と、不受理だった場合の理由を聞いた。このうち「その他」の1件はすでに児童相談所で受理していたが、管轄外への転居により終結した事例であった。

(表 5-14) 送致の不受理の状況

不受理の有無	児相数
あり	4
なし	190
無回答	6

不受理「あり」の理由	
① 児童福祉法 10 条の市町村の業務に該当すると判断	3
② 児童福祉法 12 条第 2 項の児童相談所の業務に該当しないと判断	1
③ 調査が不十分(再調査後受理したものも含む)	2
④ その他, 不明	2

(ウ) 対応依頼

関係機関から児童相談所に通告があった事例のうち、「市区町村が対応すべき」と、市区町村に対応を依頼したものは、72 児童相談所で 2,165 件あった。その内訳は(表 5-15)の通りである。

「その他」としては、「市区町村の方が適切な援助ができると判断」、「過去に児童相談所が調査をしており、今回は市区町村の対応が有効と判断」、「市区町村にも同時に通告が入っていた」、「県作成の機関連携対応方針に基づき調査協力依頼」、などがみられた。

(表 5-15) 児童相談所から市区町村への対応依頼の状況

項目	件数(%)
① 児童福祉法 10 条の市町村の業務に該当すると判断	1,360(62.9)
② 児童福祉法 12 条第 2 項の児童相談所の業務に該当しないと判断	7(0.3)
③ 調査が不十分(再調査後受理したものも含む)	41(1.9)
④ すでに市区町村の継続ケースであるため	581(26.8)
⑤ その他	176(8.1)
승 計	2,165(100)

(エ) 児童相談所の再調査

市区町村から通告や送致があった場合に、児童相談所が改めて調査や確認を行っているかは (表 5-16) の通りであった。

なお「その他」としては、通告や送致がなかった、調査は一括して児童相談所が行っている、などがあった。

(表 5-16) 市区町村からの通告・送致への児童相談所の対応

対 応	児相数(%)
① 原則すべての事例について再調査する	46 (23.1)
② 原則すべての事例について確認する	60 (30.2)
③ 一部の市町村については再調査する	1(0.5)
④ 内容により再調査の必要性を検討する	87(43.7)
⑤ 原則として再調査しない	1(0.5)
⑥ その他	4(2.0)
승 計	199 (100)

「原則として再調査をしない」児童相談所は1カ所であり、市区町村からの通告や送致であっても、児童相談所として事実関係の確認を重視している姿勢が明確であった。

(表 5-16) の①から③で児童相談所が受理した通告や送致への「再調査する」と回答した 107 児童相談所の理由は(表 5-17) の通りであった。

(表 5-17) 再調査の理由(複数回答可)

⑦ 調査が不十分な場合が多いため	8 (7.5)
⑧ 児童相談所として責任ある決定をするため	107(100)
⑨ 今後の援助に際しての関係作りに必要なため	5(4.7)
⑩ その他	3(2.8)
승 카	107(100)

全てで「児童相談所としての責任ある決定を行う」ためであった。なお「その他」としては、記録内容と実態との差の有無を確認する、市区町村の調査情報を確認するためなどが見られた。

(2)情報の共有

児童相談所と市区町村の情報の共有がどのようになされているかを尋ねた。

(ア) オンラインでの情報の現状

まず情報をオンライン等で相互に共有するシステムについては(表 5-18)の通りである。

(表 5-18) オンラインでの情報共有

状 態	相手先市区町村数
① あ る	126(6.8)
② 一部市町村とある	1(0.1)
③ 現在はないが計画中	47(2.5)
④ なし	1,588(85.7)
不明	92(5.0)

オンラインでの情報共有ができている市区町村は全体の 6.8%にすぎず, 85.7%はそのようなシステムはなかった。

(表 5-19) 児童相談所種別とオンラインでの情報共有の状況

種類	合計	①あり	②一部	③計画中	④なし
政令(設置)市	25(100)	13(52.0)	1(4.0)	6(24.0)	5(20.0)
都道府県中央	45(100)	1(2.2)	0	0	42(93.3)
都道府県ブランチ	126(100)	0	0	0	119(94.4)
合計	197(100)	14(7.1)	1(0.5)	6(3.0)	166(84.3)

(表 5-18) の「あり」の分類は(表 5-19) のように、政令指定都市や中核市では約半数で区とのオンラインの情報共有を実施しており、24.0%で計画中であるのに対し、都道府県ではほとんど行われていない。つまり地方自治体を超えてのオンラインでの情報共有はほとんど行われていないのが現状であった。

なお都道府県で唯一「実施している」と回答したところは、児童相談所と市町村の双方のケース情報をファイル化してメールで送受信していた。

政令指定都市でのオンラインでの情報共有の内訳は、市として共通の「福祉保健システム」を使用しているところ、それぞれの係属ケースに関する情報を一元管理するシステムにより情報を共有しているところ、児童相談所、区役所、保健所が所有する虐待情報をお互いに共有するところ、児相各区間で相互の取扱有無のみ閲覧可能なところなど、さまざまであった。

(イ) オンラインでの情報(将来像)

将来,児童相談所と市区町村との間で,どのような内容をオンラインで情報共有することが妥当かを尋ねた。

(表 5-20) オンラインでの情報 (将来像)

	児童相談		内 訳	
内 容	所数	政令市	都道府県中央	都道府県ブランチ
	200(100)	25(100)	46(100)	129(100)
① 住民基本台帳	160(80.0)	20(80.0)	40(87.0)	100(77.5)
② 保育所入所情報	157(78.5)	19(76.0)	35(76.1)	103(79.8)
③ 幼稚園入所情報	151(75.5)	17(68.0)	34(73.9)	100(77.5)
④ 小中学校在籍情報	150(75.0)	17(68.0)	35(77.8)	98(76.0)
⑤ 児童扶養手当受給情報	98(49.0)	19(76.0)	22(47.8)	57(44.2)
⑥ 特別児童扶養手当受給情報	89(44.5)	17(68.0)	22(47.8)	50(38.8)
⑦ 児童相談所受付履歴	104(52.0)	20(80.0)	27(58.7)	57(44.2)
⑧ 児童相談所判定記録	32(16.0)	5(20.0)	11(23.9)	16(12.4)
⑨ 児童相談所一時保護履歴	57(28.5)	9(36.0)	15(32.6)	33(25.6)
⑩ 児童相談所措置履歴	80(40.0)	11(44.0)	21(45.7)	48(37.2)
⑪ 生活保護受給情報	127(63.5)	20(80.0)	31(67.4)	76(58.9)
⑫ 病院受診情報	95(47.5)	16(64.0)	23(50.0)	56(43.4)
③ 健診受診情報	137(63.5)	20(80.0)	35(76.1)	82(63.6)
④ その他市区町村情報	37(18.5)	9(36.0)	11(23.9)	17(3.2)

内容としては、児童相談所が虐待通告等を受けたときに市区町村に問い合わせている基本情報が多く含まれていた。特に住民基本台帳や保育園、幼稚園、小学校などの所属情報の割合が高かった。児童扶養手当や生活保護受給などの経済給付情報は、政令(設置)市は多かったが都道府県ではその割合が低かった。

一方,児童相談所側からの情報提供に関しては,受付履歴について政令(設置)市は情報提供を妥当と考えている割合が高かったが,都道府県では低かった。また一時保護履歴や判定記録については政令(設置)市も都道府県もあまり差はなく,その割合が低かった。

なお意見として「全項目あると便利だが、個人情報であるため、現状ではオンラインで の情報共有は妥当ではない」との付記もあった。

また「その他」としては、戸籍情報が多かった。

(3) 進行管理(実務者)会議

児童相談所と市区町村間で事例情報の共有と支援の円滑な実施のために市区町村ごとに 開かれる進行管理会議について尋ねた。なお名称が「進行管理会議」となっていなくても、 内容的に該当すれば計上していただいた。

(ア) 実務者会議の内容

市区町村の要保護児童対策地域協議会の実務者会議の設置目的について、要保護児童対策地域協議会を設置している 1,854 市区町村ごとの様子を尋ねた。

(表 5-21) 実務者会議の内容 (注:内訳は管轄内に該当市区町村のある児童相談所)

	+ cz mz ++ */-		内 訳	
内 容	市区町村数 1,854(100)	政令市	都道府県中央	都道府県ブラ
		25(100)	46(100)	ンチ 129(100)
① 要綱等に規定がない	175 (9.5)	1(4.0)	12(26.1)	42(21.0)
② 関係機関の研修を主に目的とした会議	136(7.4)	1(4.0)	16(34.8)	24(18.6)
③ 進行管理を主に目的とした会議	1,299(70.4)	19(76.0)	46(100)	124(96.1)
④ その他	236(12.8)	8(32.0)	13(28.3)	35(27.1)

「要綱等に規定がない」は全市区町村の 9.5%になるが都道府県が多く、『会議が二層で 実務者会議がない』ところが多いと思われる。進行管理を主な目的にした実務者会議は 70.4%の市区町村で実施されており、政令指定都市が相対的に少なかった。

(イ) 進行管理会議の開催頻度

児童相談所と市区町村との間で行われる進行管理会議の開催頻度は(表5-22)である。

(表 5-22) 進行管理会議の開催頻度 (注:内訳は管轄内に該当市区町村のある児童相談所数)

	市区町村数	内 訳			
開催頻度	1,854(100)	政令市	都道府県中央	都道府県ブラ	
	1,004(100)	25(100)	46(100)	ンチ 129(100)	
① おおむね毎月1回程度	365(19.7)	12(48.0)	28(60.9)	59(45.7)	
② おおむね 2~3 か月に1回程度	449(24.2)	6(24.0)	38(82.6)	93(72.1)	
③ おおむね 4~6 か月に1回程度	462(24.9)	7(28.0)	36(78.3)	79(61.2)	
④ 開催されていない	384(20.7)	0	24(52.2)	57(44.2)	
⑤ その他	144(7.8)	2(8.0)	19(41.3)	30(23.3)	

開催頻度は月1回から開催されていない市区町村まで分かれ、都道府県ではバラツキが 大きかったが、政令(児相設置)市では必ず開催されていた。

(ウ) 進行管理会議の運営方法

市区町村が実施する進行管理会議の運営方法を尋ねた。

(表 5-23) 進行管理会議の運営方法(注:内訳は管轄内に該当市区町村のある児童相談所数)

	市区町村数		内訳(管	轄人口)	
方 法	1,854(100)	26 万人未	26~56 万人	56~86 万人	86 万人以
	1,004(100)	満 40(100)	未満 60(100)	未満 54(100)	上 46(100)
① 調整機関が対応する全ケースを毎回時間をかけて行う	653 (35•2)	32(80.0)	43(71.7)	37(68.5)	27(58.7)
② 調整機関が対応する全ケー					
スが準備されるが、検討される	407(22.0)	15(37.5)	39(65.0)	26(48.1)	28(60.9)
のは一部の事例のみ					
③ 調整機関が対応する事例の	291(15.7)	14(35.0)	25(41.7)	15(27.8)	22(47.8)
うち,一部についてだけ行う	231(13.1)	11(00.0)	20(41.7)	13(21.0)	22(41.0)
④ その他	150(8.1)	11(27.5)	20(33.3)	16(29.6)	9(19.6)

全国の35.2%の市区町村では進行管理会議を毎回全ケースで検討していた。しかし児童相談所の管轄人口が26万人未満では80.0%の市区町村で全ケースの検討が行われているが,86万人未満では58.7%であり,市区町村の人口規模の影響が大きいことが推察される。なお「その他」として『事例なし。開催されていない』などの市区町村を抱える児童相談所も10カ所程度見られた。

(エ) 進行管理会議の参加機関

(表 5-24) 進行管理会議の参加機関(注:内訳は管轄内に該当市区町村のある児童相談所数)

	市区町村		内 訳	
参加機関	数 1,854	政令(設	都道府	都道府県
	(100)	置)市	県中央	ブランチ
① 児童相談所と調整機関のみ	115(6.2)	0	13(28.3)	29(22.5)
② 児童相談所,児童家庭担当,母子保健担当,教育委員会の4者	365(19.7)	7(28.0)	26(56.5)	71(55.0)
③ ②に加えて障害福祉,生活保護など庁内各担当	213(11.5)	4(16.0)	22(47.8)	37(28.7)
④ ③に加えて児童委員,児童養護施設など,市区 町村以外の機関	533(28.7)	6(24.0)	33(71.7)	66(51.2)
⑤ その他	294(15.9)	10(40.0)	12(26.1)	38(29.5)

調整機関だけでなく庁内各課と合同の②と③の合計が 31.2%, 関係機関を含めた④の市 区町村が 28.7%であった。後者は都道府県で多くみられた。

(オ) 理想的な進行管理会議

理想的な進行管理会議について30文字程度の自由回答を実施した。

多かったキーワードは、(リスク) アセスメント (16)、支援方針 (15)、全ケース (13)、 共通理解 (13)、役割分担 (12)、などであった。

これらの言葉をつなげると理想的な進行管理会議とは、「参加機関が共通理解のもと、全ケースについてアセスメントのうえで支援方針を一致させ、支援の役割分担を行う会議」ということになる。

(4) 判断

児童相談所での判断と市区町村との関係について尋ねた。

(ア) 送致と意見尊重

市区町村から送致のあった事例について、援助方針会議において市区町村の意向はどの 程度反映されるかを尋ねた。

(表 5-25) 市区町村からの送致への対応

			内 訳	
対 応	児相数	政令市	都道府	都道府県
χ) <i>μ</i> ι,	194(100)	24(100)	県中央	ブランチ
			43(100)	127(100)
① 児童相談所が声をかけ、必ず意向を確認する	60(30.9)	8(33.3)	12(27.9)	40(31.5)
② 児童相談所からは声をかけないが、ケースワークの過	99(51.0)	12(50.0)	26(60.5)	61(48.0)
程で市区町村と方針を調整している	99(31.0)	12(50.0)	20(00.5)	01(40.0)
③ 児童相談所からは声をかけないが、市区町村が自主	11(5.7)	1(4.2)	3(7.0)	7(5.5)
的に申し出た事柄については考慮する	11(5.7)	1(4.2)	3(7.0)	7(0.0)
④ 援助方針会議で、市区町村の意見が考慮されたこと	4(2.1)	1(4.2)	0	3(2.4)
はない	4(2.1)	1(4.2)	0	3(2.4)
⑤ その他	20(10.3)	2(8.3)	2(4.7)	16(12.6)

市区町村から送致書が送付された場合,意向を確認するのが 30.9%,方針を調整するのが 51.0%で,種別差はなかった。また「その他」の中には、送致書を受け取った事例がないところが 11 カ所あった。さらに『送致という対立を生みやすいシステムは採用していない』ところもあった。送致書に対しては『考慮はするが児童相談所が主体的に判断する』という児童相談所の判断を優先するところもある一方、『援助方針は市町村の意向を参考に決定する』と尊重する意見もあった。

それでも④はほとんどなく,児童相談所は市区町村からの送致書は,程度の差はあって も考慮していた。

(イ)援助方針会議への参加

児童相談所の判断について知ってもらう方法の一つとして援助方針会議への市区町村職員の参加が考えられるが, その実態について尋ねた。

(表 5-26) 援助方針会議への市区町村職員の参加

		内 訳			
対 応	児相数	政令市	都道府県	都道府県	
7.1 //Li	198 (100)	24(100)	中央	ブランチ	
			45(100)	129(100)	
① 会議を傍聴	45(22.7)	5(20.8)	11(24.4)	29(22.5)	
② 所属市区町村の事例についてのみ傍聴可能。	6(3.0)	1(4.2)	3(6.7)	2(1.6)	
③ 所属市区町村の事例について発言や意見を積	0(4.0)	4.0) 1(4.2)	1(2.2)	6(4.7)	
極的に求める	8(4.0)	1(4.2)	1(2.2)	6(4.7)	
④ 援助方針会議への参加は認めていない。	17(8.6)	1(4.2)	2(4.4)	14(10.9)	
⑤ 検討したことがない。	92(46.5)	7(29.2)	24(53.3)	61(47.3)	
⑥ その他	30(15.2)	9(37.5)	4(8.9)	17(13.2)	

援助方針会議への傍聴は22.7%で行われており種別間の差はみられない。一方検討したことがないところも全体では46.5%で見られたが、都道府県の方が割合が多かった。また「その他」として、研修として援助方針会議の傍聴を行っているところは20カ所以上あった。中には定期的に家庭相談員が会議に出席しているところもあれば、誘っても出席がないところもあった。

政令(設置)市は、職員が区と児童相談所間で異動もあるため、援助方針会議への区職員の出席に対する抵抗感は少ないのかもしれない。

(5) 子どもが施設入所した後の市区町村のかかわり

(ア) 施設入所後の市区町村のケース処理

児童相談所が子どもを施設措置した後の市区町村のケース処理の様子を尋ねた。

(表 5-27) 施設入所後の市区町村の対応 (注:内訳は管轄内に該当市区町村のある児童相談所数)

	市区町村	内 訳		
処 理	数(1854:	政令市	都道府	都道府県
	100)	25(100)	県中央	ブランチ
	1007		45(100)	127(100)
① 施設入所した時点で市区町村ではケース終結とする	253 (13.6)	9(36.0)	13(28.9)	31(24.4)
② 施設入所しても市区町村は継続して家族支援を続ける ため終了としない	622(33.5)	2(8.0)	26(57.8)	71(55.9)
③ 原則①であるが、他にきょうだいがいる場合には継続する	573(30.9)	7(28.0)	25(55.6)	59(46.5)
④ その他	406(22.4)	10(40.0)	13(28.9)	33(26.0)

児童相談所が子どもを施設措置した場合,全体では13.6%の市区町村ではケース終了としているが,政令(設置)市管轄の区では,その割合が高かった。一方,都道府県では継続する市区町村のあるところの割合が高かったが,それでも中央もブランチも6割以下であった。

ただこのような事例のない市区町村や実態が把握できていないところも多くみられた。

(イ) 家庭復帰の際の協議

一時保護や施設入所から家庭に帰す際の児童相談所での事務処理の実態を尋ねた。

(表 5-28) 家庭復帰の際の市区町村との協議

	児童相談		内 訳	
処 理	所数	政令市	都道府	都道府県
是 在	(198:	24(100)	県中央	ブランチ
	100)		45(100)	129(100)
① 原則として個別ケース検討会議を開催する	95 (48.0)	11(45.8)	25(55.6)	59(45.7)
② 原則として必ず協議する。	20(10.1)	3(12.5)	1(2.2)	16(12.4)
③ 原則として必ず通知し、必要に応じて協議も行っている	64(32.3)	9(37.5)	17(37.8)	38(29.5)
④ 原則として必ず通知するが、協議は行わない。	1(0.5)	0	0	1(0.8)
⑤ 必要に応じて通知のみ行う。	0	0	0	0
⑥ 通知も協議もほとんど行っていない。	0	0	0	0
⑦ その他	18	1(4.2)	2(4.4)	15(11.6)

家庭復帰の際に「原則として個別ケース検討会議を開催する」児童相談所は、48.0%であり種別差はみられなかった。また「必要に応じて協議を行う」児童相談所は全児童相談所の32.3%で、種別差はみられなかった。

「その他」としてはケースバイケースで必要に応じて協議したり個別ケース検討会を開催している, という意見が多かった。

5)後方支援

(1) 本庁等が行う研修

(ア) 児童相談所職員が講師

本庁等が行う市区町村関係機関職員向けの研修のうち、児童相談所職員が講師等になった回数を尋ねた。なお同一内容で複数回実施した場合は1回とした。

(表 5-29) 本庁主催研修で児童相談所職員が講師

	児童相談		内 訳	
回 数	所数 195	政令市	都道府県中央	都道府県ブランチ
	(100)	25 (100)	45 (100)	148 (100)
① 6回以上	43(22.1)	8(32.0)	14(31.1)	21(16.8)
② 4~5 回	12(6.2)	4(16.0)	1(2.2)	7(5.6)
③ 2~3 回	30(15.4)	4(16.0)	7(15.6)	19(15.2)
④ 1回のみ	30(15.4)	3(12.0)	6(13.3)	21(16.8)
⑤ 1回も実施 していない	80(41.0)	6(24.0)	17(37.8)	80(41.0)

全体の22.1%は6回以上の研修会で講師をしていたが、政令(設置)市の割合が高かった。一方、全体の41.0%では本庁主催の研修会は行われていないが、都道府県でその割合が高かった。

(イ) 研修の対象

(表 5-30) 研修の対象

		内 訳			
対 象	回数	政令市	都道府県中央	都道府県ブランチ	
		19 (100)	28 (100)	68 (100)	
① 市区町村調整機関	273	10(52.6)	26(92.9)	52(76.5)	
② 母子保健担当課	98	3(15.8)	12(42.9)	26(38.2)	
③ 生活保護担当課	11	3(15.8)	1(3.6)	4(5.9)	
④ 児童福祉担当課	106	6(31.6)	17(60.7)	31(45.6)	
⑤ 保育所	40	13(68.4)	10(35.7)	7(10.3)	
⑥ 小中学校	88	6(31.6)	12(42.9)	22(32.4)	
⑦ 上記以外の要対協	94	7(36.8)	10(35.7)	7(10.3)	
⑧ その他の機関	169	9(47.4)	12(42.9)	24(35.3)	

「その他の機関」としては, 児童委員, 児童福祉施設, 里親等が多かった。

(ウ) 研修内容

本庁等が市区町村関係機関職員向けで児童相談所職員が講師となった研修会の内容は (表 5-31) のようであった。

(表 5-31) 研修内容(複数回答)

	児童相談	内 訳		
内 容	所数	政令市	都道府県中央	都道府県ブランチ
	118 (100)	20(100)	28 (100)	70 (100)
① 法令•制度	55(46.6)	7(35.0)	13(46.4)	35(47.9)
② 虐待相談対応	98(83.1)	18(90.0)	25(89.3)	55(75.3)
③ 機関連携、地域ネットワーク等	69(58.5)	12(60.0)	18(64.3)	39(53.4)
④ 演習(ロールプレイ等)	39(33.1)	4(20.0)	13(46.4)	22(30.1)
⑤ 児童相談所の事業概要	81(68.6)	15(75.0)	20(71.4)	46(63.0)
⑥ 虐待以外の相談対応	41(34.7)	7(35.0)	8(28.6)	26(35.6)
⑦ 面接技法(理論)	28(23.7)	2(10.0)	8(28.6)	18(24.7)
⑧ アセスメント	34(28.8)	4(20.0)	9(32.1)	21(28.8)
9 その他	10(8.5)	2(10.0)	2(7.1)	6(8.3)

②の虐待相談への対応方法が一番多く,次いで⑤児童相談所の事業概要,③機関連携についてなどであった。

(2) 児童相談所が実施する研修

(ア) 研修の実施

児童相談所自身が市区町村関係機関職員向けの研修を行っているかどうか尋ねた。なお 同一内容の研修を地域や時間を分けて2回以上実施した場合は1回と数えた。

(表 5-32) 児童相談所主催の研修会実施状況

	児童相談所数 199(100)	内 訳		
回 数		政令市	都道府県中央	都道府県ブランチ
		25 (100)	45 (100)	129 (100)
① 6回以上	43 (21.6)	11(44.0)	15(33.3)	17(13.2)
② 4~5 回	15(7.5)	0	4(8.9)	11(8.5)
③ 2~3回	56(28.1)	4(16.0)	14(31.1)	38(29.5)
④ 1回のみ	53(26.6)	3(12.0)	8(17.8)	42(32.6)
⑤ 1回も実施していない	32(16.1)	7(28.0)	4(8.9)	21(16.3)

市区町村関係機関職員向けの研修を児童相談所で実施するか本庁で実施するかは、各自 治体の業務分担による。そのため本庁実施の(表 5-29)と重ね合わせて検討する必要もあ る。

そのため(表 5-7) で児童相談所に市区町村支援部署を設置しており、業務として研修会の開催が記載されていた児童相談所 74 か所と、そのような支援組織がない児童相談所との差を見たのが(表 5-33)である。

(表 5-33) 児童相談所内に市区町村支援組織の研修会開催

	児童相談所数 199(100)	内 訳		
回 数		支援組織が研修	支援組織なし	
		実施 74(100)	125 (100)	
① 6回以上	43 (21.6)	28(37.8)	15(12.0)	
② 4~5 回	15(7.5)	7(9.5)	8(6.4)	
③ 2~3 回	56(28.1)	21(28.4)	35(28.0)	
④ 1回のみ	53(26.6)	12(16.2)	41(32.8)	
⑤ 1回も実施していない	32(16.1)	6(8.1)	26(20.8)	

その結果は、児童相談所内に市区町村支援組織があり研修会の開催をしているところは 6回以上行っている割合が高く、そのような組織がない児童相談所では1回以下で53.6% となっている。

(イ) 研修対象

児童相談所が実施した市区町村関係機関向け研修会の対象は(表 5-34)のようであった。

(表 5-34) 研修対象

		内 訳			
対象機関	回数	政令市	都道府県中央	都道府県ブランチ	
		(18:100)	(41:100)	(108:100)	
① 市区町村調整機関	449	13(72.2)	35(85.4)	91(84.3)	
② 母子保健担当課	197	6(33.3)	20(48.8)	50(46.3)	
③ 生活保護担当課	25	2(11.1)	3(7.3)	11(10.2)	
④ 児童福祉担当課	320	9(50.0)	28(68.3)	63(58.3)	
⑤ 保育所	73	4(22.2)	9(22.0)	24(22.2)	
⑥ 小中学校	118	3(16.7)	10(24.4)	31(28.7)	
⑦上記以外の要対協	156	5(27.8)	7(17.1)	24(22.2)	
⑧ その他の機関	193	4(22.2)	9(22.0)	21(19.4)	

研修対象は市区町村要保護児童対策地域協議会調整機関が一番多く,全体の傾向は本庁 等実施の研修対象と大きな差はみられない。

(ウ)研修内容

児童相談所が実施する研修の内容は(表 5-35)のようであった。

(表 5-35) 研修内容(複数回答)

	児童相談	内 訳		
研修内容	所数 165	政令市	都道府県中央	都道府県ブランチ
	(100)	19 (100)	40 (100)	106(100)
① 法令•制度	87(52.7)	13(68.4)	27(67.5)	47(44.3)
② 虐待相談対応	138(83.6)	17(89.5)	37(92.5)	84(79.2)
③ 機関連携、地域ネットワーク等	119(72.1)	9(47.4)	28(70.0)	82(77.4)
④ 演習(ロールプレイ等)	67(40.6)	7(36.8)	20(50.0)	40(37.7)
⑤ 児童相談所の事業概要	95(57.6)	8(42.1)	27(67.5)	60(56.6)
⑥ 虐待以外の相談対応	51(30.9)	9(47.4)	15(37.5)	27(25.5)
⑦ 面接技法(理論)	39(23.6)	4(21.1)	17(42.5)	18(17.0)
⑧ アセスメント	62(37.6)	8(42.1)	18(45.0)	36(34.0)
9 その他	21(12.7)	3(15.8)	2(5.0)	16(15.1)

児童相談所が主催した場合,本庁等が主催する(表 5-31)に比べると,虐待相談対応の割合が高いのは共通していたが,政令(設置)市では機関連携の割合が低く児童虐待以外の相談の割合が高かった。逆に都道府県では児童相談所の事業概要の説明の割合が高く,児童相談所業務について市町村に理解してほしいという意向が推察される。

(エ)研修担当部署

児童相談所で研修を実施する場合、どの部署が担当するかは(表 5-36)の通りである。

(表 5-36) 研修企画部署 (複数回答)

	旧会扣款配粉	内 訳		
担当部署 児童相談所数	市区町村支援	担当部門なし		
	171 (100)	部門あり68(100)	103(100)	
① 総務部門	28(16.4)	16(23.5)	12(11.7)	
② 相談部門	136(79.5)	46(67.6)	90(87.4)	
③ 判定部門	26(15.2)	7(10.3)	19(18.4)	
④ その他	22(12.9)	13(19.1)	9(8.7)	

児童相談所で研修会を企画する場合,虐待相談の実情が分かる相談部門が中心になるが, 総務企画等相談部門以外に市区町村支援部門があると,相談部門の負担が減ることが想定 される。

(才) 研修会講師

児童相談所が市区町村関係機関職員研修を企画した場合の,児童相談所が講師を担当したり外部講師の依頼や渉外を担当する部署を尋ねた。

(表 5-37) 研修会講師と担当部署 (複数回答)

	児童相談	抽談 内訳	
担当部署	所数	支援組織が研修	支援組織なし
	164(100)	実施 74(100)	125(100)
① 総務部門(本庁職員を含む)	23(14.0)	14(21.2)	9(9.2)
② 相談部門	144(87.8)	54(81.8)	90(91.8)
③ 判定部門	55(33.5)	24(36.4)	31(31.6)
④ その他	30(18.3)	13(13.3)	13(13.3)

全体では相談部門が講師を担当することが多かったが、児童相談所内で市区町村支援部署を組織としておいているところでは、総務部門が担当する割合が 10 ポイント以上多かった。

なお講師の「その他」としては顧問弁護士や市町村職員などの外部講師,一時保護部門 や所長等の所内の内部講師もみられた。

(3) 子ども家庭相談対応マニュアル

市区町村が行う子ども家庭相談について,都道府県や政令(設置)市,児童相談所が作成した対応マニュアについて尋ねた。

(ア) 作成状況

マニュアルの有無と作成年度を尋ねた。

(表 5-38) 子ども家庭相談対応マニュアルの作成

状 況	児童相談所数	197(100)
① H17年度以前に作成し、現在も使っている。		27 (13.7)
② H17年度中に作成し、現在も使っている。		18(9.1)
③ H18年以降 H25年度末までに作成し,現在も使っている。		38(19.3)
④ H18 年度以降 H25 年度末までに改訂版を作成した		60(30.5)
⑤ 作成していない。		54(27.4)

(表 5-39) 作成年の内訳

	. , , , . , . , . , . , . , . , . , . ,	
	③H18 年以降作成 38(100)	④H18年以降改訂 60(100)
18 年度	1(2.6)	11(18.3)
19 年度	0	0
20 年度	3(7.9)	4(6.7)
21 年度	6(15.8)	4(6.7)
22 年度	8(21.1)	3(5.0)
23 年度	4(10.5)	6(10.0)
24 年度	15(39.5)	21(35.0)
25 年度	1(2.6)	10(16.7)
26 年度	0	1(1.7)

市区町村向けの子ども家庭相談対応マニュアルは、都道府県や政令(中核)市内で統一的な対応を求めるため、本庁等が作成していると思われる。そのため児童相談所ごとではなく都道府県として集計すべきであるが、全体の傾向は(表 5-38)、(表V-39)でもうかがわれる。

全体の 27.4%ではマニュアルは作成していないが、作成の 39.5%、改訂の 35.0%は 2012 (平成 24) 年度に行っていた。

(イ) 対象

作成したマニュアルの対象について尋ねた。

(表 5-40) マニュアルの対象 (複数回答)

対象機関	児童相談所数	143(100)
① 市区町村調整機関		130 (90.9)
② 母子保健担当課		71(49.7)
③ 生活保護担当課		28(19.6)
④ 児童福祉担当課		102(71.3)
⑤ 保育所		52(36.4)
⑥ 小中学校		50(35.0)
⑦ 上記以外の要対協参加機関		35(24.5)
⑧ その他の機関		4(2.8)

マニュアルの中心的な対象は,市区町村の要保護児童対策地域協議会調整機関向けであった。

(ウ) 内容

(表 5-41) マニュアルの内容 (複数回答)

内 容	児童相談所数 143(100)
① 法令•制度	98(68.5)
② 虐待相談対応	137(95.8)
③ 機関連携、地域ネットワーク等	110(76.9)
④ 相談事例等	70(49.0)
⑤ 児童相談所の事業概要	32(22.4)
⑥ 虐待以外の相談対応	42(29.4)
⑦ 面接技法	23(16.1)
8 その他	13(9.1)

ほとんどは②の虐待相談への対応であり、⑥の虐待以外の相談対応については 29.4%であった。

なお「その他」としては、様式集や事務処理の流れ、児童相談における市区町村の役割 などが多かった。

(エ) 相談マニュアルを使っての研修

作成した子ども家庭相談対応マニュアルを使っての研修を実施したかどうか尋ねた。

(表 5-42) 相談対応マニュアルを使っての研修実施(複数回答)

状 況	児童相談所数 139(100)
① 全市町村に出かけていって行った。	98(70.5)
② 全市町村の職員代表を集めて行った。	137(98.6)
③ マニュアルの存在を研修会などで広報した。	110(79.1)
④ マニュアルを送付したのみ。	70(50.4)
⑤ その他	32(23.0)

多くの児童相談所でマニュアルを使っての研修が行われていた。ただ「その他」の中で「研修を行っていない」は多かったが、その中には『作成が以前なので平成 25 年度には 実施していない』という記載も見られた。

(オ) マニュアルの活用状況

上記で作成された市区町村子ども家庭相談対応マニュアルは、市区町村にどの程度使用 されているかを尋ねた。

(表 5-43) 相談対応マニュアルの活用状況

状 況	児童相談所数 143(100)
① ほぼ確実にマニュアル通り運用されている。	21(14.7)
② マニュアルの1部分だけが使われている。	88(61.5)
③ ほとんど使われていない。	14(9.8)
④ その他	17(11.9)

①の確実に運用されているのは 14.7%であり、61.5%は②の一部だけが使用されている 状況であった。

(4) 児童相談所と市区町村の役割分担マニュアル

2005 (平成 17) 年度以降に、児童相談所と市区町村の役割分担マニュアルやルールの 状況を尋ねた。なお、文書等で明記されたルールも調査の対象とした。

(ア) 役割分担マニュアルの有無

児童相談所と市区町村の役割分担マニュアルの有無と, ある場合の作成年次を尋ねた。

(表 5-44) 役割分担マニュアルの有無と作成年次

状 況	児童相談所数	192(100)
① H17年度以前に作成し、現在も使っている。		7(3.6)
② H17年度中に作成し、現在も使っている。		3(1.6)
③ H18年以降 H25年度末までに作成し、現在も使っている。		25(13.0)
④ H18年度以降 H25年度末までに改訂版を作成した。		41(21.4)
⑤ 作成していない。		116(60.4)

(表 5-45) 作成・改訂年の内訳

作成年度	③H18年以降作成 25(100)	④H18年以降改訂 41(100)
18 年度	0	1(2.4)
19 年度	1(4.0)	0
20 年度	4(16.0)	0
21 年度	3(12.0)	2(4.9)
22 年度	3(12.0)	3(7.3)
23 年度	3(12.0)	2(4.9)
24 年度	6(24.0)	14(34.2)
25 年度	5(20.0)	15(36.6)
26 年度	0	3(7.3)

前の設問と同様、このようなマニュアルやルールは都道府県、政令(設置)市内で共通して作成すると思われるが、おおまかな傾向は把握できると思われる。

⑤のように全体の 60.4%では、このような明文化されたマニュアルは作成していない。 逆に作成したり改訂版を作成しているところは、平成 $24\sim5$ 年度が多かった。

(イ) 内容

児童相談所と市区町村の役割分担マニュアルの内容を尋ねた。

(表 5-46) 役割分担マニュアルの内容(複数回答)

内 容	児童相談所数 76(100)
① 児童相談所と市区町村の業務内容	63(82.9)
② 市区町村から児童相談所への相談、通告、送致の手順	68(89.5)
③ 児童相談所での一時保護などのおおむねの判断基準	35(46.1)
④ 市区町村で対応に困難な場合の調整方法	27(35.5)
⑤ その他	4(5.3)

(5) 定期的な職員の派遣

(ア) 児童相談所職員の市区町村への定期的な派遣

児童相談所職員が市区町村に定期的な派遣や出張、兼務発令等を行っているか尋ねた。

(表 5-47) 職員の定期的な派遣

派遣形態	児童相談所数 (196:100)	内訳:()内は箇所数
① 長期に派遣	7(3.6)	2年間(3),1年間(1),半年(1),兼務発令(2)
② 定期的に派遣	9(4.6)	月1回(3),週1回(3),週2回(1),1年間(2)
③ 不定期(随時)に派遣	17(8.7)	2週に1回程度(5),月1回程度(5),週1回程度(3), 日に1回程度(1),2か月に1回程度(1),2~3カ月 に1回程度(1),4ヶ月に1回程度(1)
④ 派遣は行っていない	163(83.2)	

④のように児童相談所の83.2%は職員の定期的な派遣は行っていない。

(イ)派遣職員の業務

(表 5-48) 派遣職員の業務(複数回答)

	児童相談所数 - 33(100)	内 訳		
業務内容		政令市	都道府県中	都道府県ブラ
	55(100)	6(100)	央 8(100)	ンチ 19(100)
① 住民や関係機関からの相談	17(51.5)	4(66.7)	4(50.0)	9(47.4)
② 関係機関との連絡調整	16(48.5)	4(66.7)	5(62.5)	7(36.8)
③ 家庭訪問	16(48.5)	4(66.7)	5(62.5)	7(36.8)
④ スーパーバイズ	24(72.7)	4(66.7)	7(87.5)	15(78.9)
⑤ 市町村相談担当者会議への出席	21 (63.6)	5(83.3)	6(75.0)	10(52.6)
⑥ その他	3(5.3)	0	2(25.0)	1(5.3

児童相談所が市町村支援として職員を派遣する場合, ④スーパービジョンが一番多く, 都道府県の方がその割合が高かった。

(ウ) 市区町村職員の受け入れ

市区町村職員を研修等の目的で受け入れているかどうかを尋ねた

(表 5-49) 市区町村職員の受入れ状況と期間

状 況	児童相談所数(195:100)	内訳:()内は箇所数
① 長期に受け入れている。	20(10.3)	2年(5),1年(4),1~2年(3),1週(3),10日(2),3か月(1),半年(1)
② 定期的に受け入れている	13(6.7)	1年間(8),月1回(1),2か月1回(1)
③ 不定期(随時)に受け入れている。	40(20.5)	1年間(17), 2ヶ月(6), 週(3), 1ヶ月 (2), 6ヶ月(2), 3ヶ月(1), 4か月(1), 数か月(1), 3年(1)
④ 受け入れは行っていない	122(62.6)	

④のように 62.6%の児童相談所は研修を目的とした市区町村職員の受け入れを行っていない。①の長期に受け入れているのは 20 か所,②の定期的に受入れの 13 か所,③不定期(随時)は 40 カ所であった。

(工) 研修内容

受け入れた市区町村職員の児童相談所での研修内容を尋ねた。

(表 5-50) 研修内容(複数回答)

	児童相談	内 訳		
研修内容	所数	政令市	都道府県中央	都道府県ブランチ
	(72:100)	(11:100)	(19:100)	(42:100)
① 会議等の傍聴	59(81.9)	10(90.9)	14(73.7)	35(83.3)
② 研修等の受講	43(59.7)	8(72.7)	13(68.4)	22(52.4)
③ 児童福祉司等の同行	28(38.9)	3(27.3)	10(52.6)	15(35.7)
④ 担当者として業務を分担している	13(18.1)	0	6(31.6)	7(16.7)
⑤ スーパーバイズや助言等を受ける	23(31.9)	1(9.1)	11(57.9)	11(26.2)
⑥ その他	7(9.7)	1(9.1)	2(9.5)	4(9.5)

ほとんどが①の会議の傍聴は行うが、③の児童福祉司等の同行や④担当者としての業務など、実地での研修の割合は少なかった。

「その他」としては、施設見学、一時保護所での体験等が見られた。

(6) 援助依頼

(ア)援助依頼の内容

市区町村から児童相談所への援助依頼の内容について尋ねた。

(表 5-51) 援助依頼の内容

	児童相談所数	内 訳			
内 容	195(100)	政令市	都道府県中央	都道府県ブランチ	
	130(100)	24(100)	44(100)	127(100)	
① 同行訪問	159(81.5)	16(66.7)	38(86.4)	105(82.7)	
② 面接の同席	117(60.0)	10(41.7)	31(70.5)	76(59.8)	
③ カンファレンスの同席(児相ケース	119(61.0)	16(66.7)	29(65.9)	74(58.3)	
への移行を前提とする場合を除く)	119(01.0)	10(00.7)	29(05.9)	74(00.5)	
④ スーパーバイズ	122(62.6)	7(29.2)	33(75.0)	82(64.6)	
⑤ その他	12(6.2)	2(8.3)	2(4.5)	8(6.3)	
⑥ これまで援助依頼はない。	8(4.1)	2(8.3)	1(2.3)	5(3.9)	

①同行訪問,②面接の同席,④スーパーバイズなどの直接支援的な内容は都道府県の割合が高かった。

「その他」としては、心理診断や医学診断、居所不明児童の調査、緊急介入などであった。なお『情報提供に基づき児童相談所で一括して受理するため、援助依頼の形式を取らない』という記載もあった。

(イ) 援助依頼の取り扱い

児童相談所が市区町村から援助依頼を受けたときの児童相談所の取り扱いを尋ねた。

(表 5-52) 援助依頼に対する対応(受理)状況

対 点		児童相談所数 185(100)
① 児童相談所ケースとして受理	している。	81(43.8)
② 受理とはしない。(必要な場合	・は「送致」するように言う。)	19(10.3)
③ 依頼を受けた段階では受理と	はしないが、事例の状況に	70(40.7)
より児童相談所が「受理」と判	断する場合もある。	79(42.7)
④ その他		6(3.2)

援助依頼の内容によって、③の今後児童相談所がかかわる場合に受理とするところと、 ①のように、同行であっても児童福祉司等が業務として対応する以上受理とするところに 分かれた。

(ウ)援助依頼の方法

市区町村から児童相談所への援助依頼の方法について尋ねた。

(表 5-53) 援助依頼の方法

対 応	児童相談所数 186(100)
① 基本的には文書を求める。	40(21.5)
② 場合によって文書を求める。	57(30.6)
③ 文書は求めず、電話等での要請でよい。	86(46.2)
④ その他	3(1.6)

③の電話だけで援助依頼ができるところが 46.2%, ①のように必ず文書を求めるところが 21.5%であった。

(エ)援助依頼への対応決定

援助依頼への対応の決定者(機関)について尋ねた。

(表 5-54) 援助依頼への対応の決定者

決定者	児童相談所数(184:100)
① 受理会議で決定する。	69(37.5)
② 課長(所属長)が決定する。	33(17.9)
③ スーパーバイザー(係長級)が決定する。	39(21.2)
④ 担当者が決定する。	9(4.9)
⑤ すべて対応することが原則である。	24(13.0)
⑥ その他	10(5.4)

⑤「すべてに対応」は少なく、また④の担当者のみで決定もほとんどなく、基本的には 受理会議または上司の指示により決定している。

5 事例調査の結果と考察

全国の児童相談所が平成 26 年 4 月 15 日から 4 月 30 日までの半月間に受け付けた全児 童虐待対応事例について,平成 27 年 2 月 1 日現在の状況を事例ごとに対応状況を尋ねた。

1) 結果の概要

(1)回答状况

2014 (平成 26) 年当時の全国の児童相談所 207 か所のうち 175 か所から回答があり、回収率は 84.1%で、2,544 件の事例が集まった。このうち 10 カ所の児童相談所はこの間の虐待対応件数がなかった。また 8 ケースはファイルに不備があり、実数は 164 児童相談所 (78.8%)、2,536 件である。

なお児童相談所の種類別の事例の分布は(表 6-1)のようであった。

(表6-1) 事例の分布

種類	回答児童相談所数(%)	事例数(%)	平均事例数
政令(設置)市	24(14.6)	526(20.7)	21.9
都道府県中央	39(23.8)	624(24.6)	16.0
都道府県ブランチ	101(61.6)	1,386(54.7)	13.7
合 計	164(100)	2,536(100)	15.5

なお各児童相談所は人口規模も職員体制も違うので, 平均事例数はあくまで参考値である。

(2) 事例の属性

(ア) 年齢

集まった事例の年齢分布は(表6-2) (表6-3) の通りであった。

(表6-2) 年齢の分布

(数02) 中間のカ州			
年齢	事例数(%)		
0歳	144(5.7)		
1歳	146 (5.8)		
2歳	172 (6.8)		
3歳	201 (7.9)		
4歳	179 (7. 1)		
5歳	174(6.9)		
6歳	154(6.1)		
7歳	173 (6.8)		
8歳	129 (5.1)		
9歳	173 (6.8)		
10歳	130(5.1)		
11歳	141 (5. 6)		
12歳	120(4.7)		
13歳	130(5.1)		
14歳	138 (5.4)		
15歳	82(3.2)		
16歳	79(3.1)		
17歳	51(2.0)		
18歳	2(0.1)		
未記載	18(0.7)		
合 計	2,536(100)		
_			

(表6-3) 年齢の分布(3歳刻み)

年齢	事例数(%)
0~3歳未満	462 (18.2)
3~6歳未満	554(21.9)
6~9歳未満	456 (18.0)
9~12歳未満	444 (17.5)
12~15歳未満	388 (15. 3)
15歳以上	214(8.4)
未記載	18(0.7)
合 計	2,536(100)

(イ) 性別

事例の性別は(表 6-4)の通りであった。

(表 6-4) 性別

性別	事例数(%)
男	1,321(52.0)
女	1,201(47.4)
未記載	14(0.6)
合 計	2,536(100)

(ウ) 所属

事例の所属は(表 6-5)の通りであった。

(表 6-5) 事例の所属 (受理時)

所属	事例数(%)
なし	439(17.3)
保育園	454(17.9)
幼稚園	154(6.1)
小学校	896(35.4)
中学校	390(15.4)
高校等	163(6.4)
未記載	40(1.5)
合計	2,536(100)

(工) 受理状況

今回の調査期間中に受理した事例が、過去に児童相談所で対応したかどうかの受理状況について尋ねた結果が(表 6-6)である。

(表6-6) 年齢3刻み別の受理状況

		受理状況					
		完全な新規	前は別の種類	前回も虐待	その他	未記載	合計
年	0~3歳未満	355(76.9)	13(2.8)	67(14.5)	18(3.9)	9(1.9)	462(100)
齢	3~6歳未満	349(63.0)	39(7.0)	147(26.5)	12(2.2)	7(1.3)	554(100)
3	6~9歳未満	254(55.7)	39(8.6)	142(31.1)	15(3.3)	6(1.3)	456(100)
刻	9~12歳未満	265(59.7)	38(8.6)	118(26.6)	18(4.1)	5(1.1)	444(100)
み	12~15歳未満	218(56.2)	42(10.8)	113(29.1)	12(3.1)	3(0.8)	388(100)
	15歳以上	108(50.5)	19(8.9)	75(35.0)	9(4.2)	3(1.4)	214(100)
	未記載	9(17.6)	0	2(3.9)	0	7(38.9)	18(100)
	合計	1,558(61.1)	190(7.5)	664(26.1)	84(3.3)	40(1.5)	2,536(100)

全体の 61.1%が新規事例であるが、年齢が 3 歳未満ではその割合が高い。また 26.1%は 虐待事例の再受理であるが、6 歳以上 9 歳未満と 15 歳以上で割合が高くなっている。

(才)期間

受理から終結までの期間は(表 6-7)の通りである。なお基準日である2月1日現在継続中で終結日が空欄の回答は10月以上とした。

(表 6-7) 継続期間

期間	件数(%)	期間	件数(%)	期間	件数(%)
1か月未満	744(29.3)	4 か月	85(3.4)	8 か月	35(1.4)
1 か月	351 (13.8)	5 か月	79(3.1)	9 か月	29(1.1)
2 か月	173 (6.8)	6ヶ月	55(2.2)	10か月以上	819 (32.3)
3 か月	112 (4.4)	7 か月	44(1.7)	未記載	10(0.4)
				計	2,536(100)

(表 6-8) 継続期間三分類

期間	件数(%)
1か月未満	744 (29.3)
1~6 か月未満	800 (31.5)
6か月以上	982 (38.7)
未記載	10(0.4)
合 計	2,536(100)

児童相談所が受理後 1 か月未満で終結するのが 29.3%, 10 か月以上継続するのが 32.3% であった。

(カ) 管轄

各事例の管轄について尋ねたのが(表 6-9)である。

(表6-9) 児相種類別管轄

	市 特別区 区(政令市) 町 村					未記載	合 計
政令(設置)市	92(17.5)	0	429(81.6)	0	0	5(1.0)	526(100)
都道府県中央	538(86.2)	1(0.2)	0	68(10.9)	1(0.2)	16(2.6)	624(100)
都道府県ブランチ	1,124(81.1)	134(9.7)	3(0.2)	110(7.9)	2(0.1)	13(0.9)	1,386(100)
合 計	1,754(69.3)	135(5.3)	432(17.0)	178(7.0)	3(0.1)	34(1.3)	2,536(100)

事例全体の 69.3%が市であり、東京都の特別区と政令指定都市の区を併せると、全体の 91.6%が福祉事務所等を設置できる「市」であった。

2) 受理

(1)通告者

4月15日から30日の間に全国の児童相談所が受け付けた虐待対応事例の受理状況別の通告者は(表6-10)の通りであった。

(表6-10) 受理状況別通告者の割合

			その他の市	市区町村	子どもの		未記載	
		調整機関	区町村機関	以外の機関	所属機関	その他		合 計
受	完全な新規	161(10.3)	65(4.2)	623(40.0)	116(7.4)	577(37.0)	16(1.0)	1,558(100)
理	前は別の種類	19(10.0)	8(4.2)	66(34.7)	24(12.6)	73(38.4)	0	190(100)
状	前回も虐待	89(13.4)	22(3.3)	218(32.8)	94(14.2)	235(35.4)	6(0.9)	664(100)
況	その他	7(8.3)	0	19(22.6)	7(8.3)	49(58.3)	2(2.4)	84(100)
	未記載	7(17.5)	1(2.5)	16(40.0)	3(7.5)	7(17.5)	6(15.0)	40(100)
	合 計	283(11.2)	96(3.8)	942(37.1)	244(9.6)	941(37.1)	30(1.2)	2,536(100)

前回も虐待として受け付けた事例の再受理では市区町村や子どもの所属機関の割合が高く, 完全な新規事例では市区町村以外の機関からの割合が高かった。

(2) 通告者の意向

通告者の意向は(表 6-11)の通りであった。

(表6-11) 受理状況別通告者の意向

			通告					
		心配		分離			未記載	
		(調査依頼)	支援要請	(保護)	不明	その他		合計
受	完全な新規	807(51.9)	484(31.1)	100(6.4)	147(9.4)	10(0.6)	10(0.6)	1,558(100)
理	前は別の種類	78(41.1)	54(28.5)	28(14.7)	24(12.6)	5(2.6)	1(0.5)	190(100)
状	前回も虐待	266(40.1)	218(33.8)	107(16.1)	56(8.4)	10(1.5)	7(1.1)	664(100)
況	その他	28(33.3)	17(20.2)	15(17.9)	19(22.6)	3(3.6)	2(2.4)	84(100)
	未記載	26(65.0)	3(7.5)	1(2.5)	2(5.0)	1(2.5)	7(17.5)	40(100)
	合 計	1,205(47.5)	776(30.6)	251(9.9)	248(9.8)	29(1.1)	27(1.1)	2,536(100)

通告者の意向の 47.5%は心配に伴う調査依頼であり、保護や分離を求めたものは 9.9% であった。しかし、完全な新規では調査依頼が多く、前回も虐待であった事例では支援要請や分離(保護)要請の割合が他の受理状況に比べて高かった。

(3) 市区町村の関与

児童相談所が虐待相談として受理した事例の受理時の市区町村の関与は(表 6-12)の通りであった。なお 37 件については関与について未記入であった。

(表6-12)受理状況別受理時の市区町村の関与

			市区								
			把握するが関								
		すでに支援	わりなし	情報なし	その他	不明		合 計			
受	完全な新規	228(14.6)	137(8.8)	1,115(71.6)	39(2.5)	22(1.4)	17(1.1)	1,558(100)			
理	前は別の種類	72(37.9)	15(7.9)	88(46.3)	8(4.2)	3(1.6)	4(2.1)	190(100)			
状	前回も虐待	299(45.0)	155(23.3)	179(27.0)	19(2.9)	6(0.9)	6(0.9)	664(100)			
況	その他	30(35.7)	9(10.7)	31(36.9)	6(7.1)	5(6.0)	3(3.6)	84(100)			
	未記載	9(22.5)	8(20.0)	13(32.5)	0	3(7.5)	7(17.5)	40(100)			
	合 計	638(25.2)	324(12.8)	1,426(56.2)	72(2.8)	39(1.5)	37(1.5)	2,536(100)			

児童相談所で完全な新規事例の 71.6%は市区町村でも情報を把握していないが, 前回も 虐待事例の再通告に関しては, 45.0%がすでに支援が行われており, その支援中を併せて 68.3%で市区町村は情報を把握していた。

3)調査

(1) 安全確認

虐待通告受理後の 48 時間の安全確認をどの様に行ったかを尋ねたのが (表 6-13) である。なお未記入が 40 事例あった。

(表6-13)市区町村の関与別安全確認の方法

		児童相談	調整機関と	他の市町	調整機関	行ってい		未記載	
		所単独	協働	村機関と	のみ	ない	その他		合計
市	すでに支援	130(20.4)	136(21.3)	79(12.4)	138(21.6)	25(3.9)	118(18.5)	12(1.9)	638(100)
区	把握するが関	110(34.0)	51(15.7)	44(13.6)	41(12.7)	16(4.9)	60(18.5)	2(0.6)	324(100)
町	わりなし								
村	情報なし	515(36.1)	150(10.5)	133(9.3)	123(8.6)	89(6.2)	398(27.9)	18(1.3)	1,426(100)
0	その他	25(34.7)	15(20.8)	3(4.2)	0	2(2.8)	26(36.1)	1(1.4)	72(100)
関	不明	8(20.5)	1(2.6)	5(12.8)	0	5(12.8)	19(48.7)	1(2.6)	39(100)
与	未記載	10(27.0)	2(5.4)	2(5.4)	0	3(8.1)	14(37.8)	6(16.2)	37(100)
	合 計	798(31.5)	355(14.0)	266(10.5)	302(11.9)	140(5.5)	635(25.0)	40(1.6)	2,536(100)

児童相談所受理時にすでに市区町村での支援が行われている場合に、児童相談所が単独で安全確認を行うのは 20.4%で、調整機関のみで行う場合も 21.6%あった。一方、市区町村に情報がない場合には、児童相談所単独は 36.1%であり、調整機関のみでの実施は 8.6%程度であった。

(2) 子どもの状態

子どもの状態の受理時と現在(終結時)を尋ねたのが(表 6-14)である。なお「受理時」とは、情報受理から初期調査終了までを指す。

(表 6-14) 子どもの状態

	なし	少しあり	あり	不明	未記載	合計
子ども自身が保護を求	める					
受理時	2,131(84.0)	77(3.0)	120(4.7)	187(7.4)	21(0.8)	2,536(100)
現在(終結時)	2,317(91.4)	13(0.5)	60(2.4)	111(4.4)	35(1.4)	2,536(100)
生命危機の疑い						
受理時	2,077(81.9)	232(9.1)	73(2.9)	132(5.2)	22(0.9)	2,536(100)
現在(終結時)	2,392(94.3)	48(1.9)	12(0.5)	49(1.9)	35(1.4)	2,536(100)
医療が必要な状態						
受理時	2,076(81.9)	123(4.9)	136(5.4)	175(6.9)	26(1.0)	2,536(100)
現在(終結時)	2,281(89.9)	64(2.5)	87(3.4)	65(2.6)	39(1.5)	2,536(100)
慢性的に虐待がある						
受理時	956(37.7)	810(31.9)	403(15.9)	326(12.9)	41(1.6)	2,536(100)
現在(終結時)	1,707(67.3)	484(19.1)	137(5.4)	164(6.5)	44(1.7)	2,536(100)
虐待状況の改善が望め	りない					
受理時	1,086(42.8)	653(25.7)	368(14.5)	397(15.7)	32(1.3)	2,536(100)
現在(終結時)	1,659(65.4)	515(20.3)	165(6.5)	152(6.0)	45(1.8)	2,536(100)
性行為						
受理時	2,259(89.1)	7(0.3)	21(0.8)	212(8.4)	37(1.5)	2,536(100)
現在(終結時)	2,348(92.6)	1(0.0)	9(0.4)	133(5.2)	45(1.8)	2,536(100)
性行為以外の性的被害	Ė					
受理時	2,251(88.8)	13(0.5)	37(1.5)	205(8.1)	30(1.2)	2,536(100)
現在(終結時)	2,358(93.0)	7(0.3)	9(0.4)	126(5.0)	36(1.4)	2,536(100)
情緒的ネグレクト						
受理時	1,502(59.2)	491(19.4)	197(7.8)	301(11.9)	45(1.8)	2,536(100)
現在(終結時)	1,832(72.2)	385(15.2)	93(3.7)	176(6.9)	50(2.0)	2,536(100)
DVの目撃						
受理時	1,391(54.9)	229(9.0)	571(22.5)	317(12.5)	28(1.1)	2,536(100)
現在(終結時)	1,998(78.8)	147(5.8)	121(4.8)	228(9.0)	42(1.7)	2,536(100)
日常的な暴言や叱責						
受理時	1,068(42.1)	682(26.9)	424(16.7)	327(12.9)	35(1.4)	2,536(100)
現在(終結時)	1,656(65.3)	473(18.7)	126(5.0)	237(9.3)	44(1.7)	2,536(100)

	なし	少しあり	あり	不明	未記載	合計			
虐待が原因と思われる成長障害									
受理時	1,954(77.1)	108(4.3)	35(1.4)	401(15.8)	38(1.5)	2,536(100)			
現在(終結時)	2,106(83.0)	99(3.8)	26(1.0)	259(10.2)	46(1.8)	2,536(100)			
虐待が原因と思われる行	行動上の問題								
受理時	1,618(63.8)	354(14.0)	122(4.8)	416(16.4)	26(1.0)	2,536(100)			
現在(終結時)	1,842(72.6)	329(13.0)	77(3.0)	251(9.9)	37(1.5)	2,536(100)			
保護者への恐れ,不安									
受理時	1,438(56.7)	408(16.1)	297(11.7)	364(14.4)	29(1.1)	2,536(100)			
現在(終結時)	1,836(72.4)	350(13.8)	92(3.6)	216(8.5)	42(1.7)	2,536(100)			
子どもの姿が見えない									
受理時	2,341(92.3)	38(1.5)	53(2.1)	67(2.6)	37(1.5)	2,536(100)			
現在(終結時)	2,410(95.0)	32(1.3)	8(0.3)	30(1.2)	56(2.2)	2,536(100)			

全ての項目で現状や終結時の状態は児童相談所受理時より改善されているが、9 か月経過しても、さまざまな状態が継続している子ども達がいることが判明した。

現在(終結時)で「少しあり」と「あり」の合計が高いのは、虐待状況の改善が望めない(26.8%)、慢性的に虐待がある(24.5%)、日常的な暴言や叱責(23.7%)、情緒的ネグレクト(18.9%)、保護者への恐れ、不安(17.4%)、虐待が原因と思われる行動上の問題(16.0%)、などであった。

(3) 家庭・家族の状況

(ア) 主な虐待者と世帯主

主な虐待者とその家庭の世帯主は(表 6-15)の通りである。

(表 6-15) 主な虐待者と世帯主

続 柄	主な虐待者	世帯主
実父	883 (34.8)	1,446(57.0)
継父	55(2.2)	61(2.4)
養父	91(3.6)	130(5.1)
里父	1(0.0)	0
内縁の夫	46 (1.8)	21(0.8)
実母	1,242 (49.0)	711(28.0)
継母	13(0.5)	4(0.2)
養母	8(0.3)	1(0.0)
実のきょうだい	12(0.5)	6(0.2)
義理のきょうだい	3(0.1)	0
祖父	20(0.8)	41(1.6)
祖母	22(0.9)	32(1.3)
おじ・おば	9(0.4)	4(0.2)
その他	40(1.6)	9(0.4)
不明	40(1.6)	29(1.1)
未記載	51(2.0)	38(1.5)
合 計	2,536(100)	2,536(100)

(イ) 家族構成

全事例の家族構成は(表 6-16)の通りであった。なお調査方法は、同居している家族や同居人を個別に有無を尋ね、その構成員の有無でタイプ分けした。そのため、ひとり親家庭でも祖父母と同居したり内縁関係がある場合は別に集計とした。

(表 6-16) 家族構成

* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
続柄	事例数(%)
実父母	1,071(42.2)
実母のみ	550(21.7)
実父のみ	88(3.5)
実親+養(継)親	212 (8.4)
実親+内縁関係	114(4.5)

続柄	事例数(%)
実父母+祖父母	92 (3.6)
実母+祖父母	81 (3.2)
実父+祖父母	15(0.6)
その他	223 (8.8)
不明·未記載	90(3.5)
合計	2,536(100)

(表6-17) 年齢ごとの家族構成

					家	族構成				
			実父の	実親,	実親,	実父母,	実母,			
	実父母	実母のみ	み	養義親	内縁	祖父母	祖父母	その他	不明	合計
0~3歳	251	75	8	15	20	20	20	30	23	462
未満	(54.3)	(16.2)	(1.8)	(3.2)	(4.3)	(4.3)	(4.3)	(6.5)	(5.0)	(100)
3~6歳	281	107	4	17	19	27	22	53	23	553
未満	(50.8)	(19.3)	(0.7)	(3.1)	(3.4)	(4.9)	(4.0)	(9.5)	(4.2)	(100)
6~9歳	201	105	10	29	25	12	14	46	15	457
未満	(44.0)	(23.0)	(2.2)	(6.3)	(5.5)	(2.6)	(3.1)	(10.0)	(3.3)	(100)
9~12歳	150	104	23	60	25	15	15	38	15	445
未満	(33.7)	(23.4)	(5.2)	(13.5)	(5.6)	(3.4)	(3.4)	(8.5)	(3.4)	(100)
12~15歳	125	103	22	52	21	12	8	39	6	388
未満	(32.2)	(26.5)	(5.7)	(13.4)	(5.4)	(3.1)	(2.1)	(10.0)	(1.5)	(100)
15歳以上	55	53	20	39	4	5	2	29	6	213
	(25.8)	(24.9)	(9.4)	(18.3)	(1.9)	(2.3)	(0.9)	(13.6)	(2.8)	(100)
未記載	8(44.4)	3(16.7)	1(5.6)	0	0	1(5.6)	0	3(16.7)	2(11.1)	18(100)
合計	1,071	550	88	212	114	92	81	238	90	2,586
	(42.2)	(21.7)	(3.5)	(8.4)	(4.5)	(3.6)	(3.2)	(9.3)	(3.5)	(100)

実父母が養育する割合は子どもの年齢が上がるに従い54.3%から25.8%に減少し、一方、ひとり親(実母のみと実父のみの合計)の割合は子どもの年齢が上がるにしたがい18.0%から34.3%に増えている。また実親と養親、継親などの再婚家庭の割合も3.2%から18.3%に増えている。

(ウ) 経済状況

現在または終了時の経済状態は、生活保護受給 377 件、住民税非課税 415 件、課税所帯 867 件、不明 801 件であった。これを主な家族構成でみると(表 6-18)のようであった。

(表6-18) 家族構成別現在の経済状況

			現在	の経済状況			
		生保受給	住民税非課税	課税	不明	未記載	合計
	実父母	63(5.9)	151(14.1)	505(47.2)	336(31.4)	16(1.5)	1,071(100)
家	実母のみ	173(31.5)	87(15.8)	99(18.0)	181(32.9)	10(1.8)	550(100)
族	実父のみ	16(18.2)	19(21.6)	28(31.8)	23(26.1)	2(2.3)	88(100)
構	実親,養義親	12(5.7)	38(17.9)	87(41.0)	74(34.9)	1(0.5)	212(100)
成	実親, 内縁	26(22.8)	31(27.2)	23(20.2)	32(28.1)	2(1.8)	114(100)
	実父母,祖父母	0	22(23.9)	46(50.0)	24(26.1)	0	92(100)
	実母,祖父母	9(11.1)	15(18.5)	18(22.2)	39(48.1)	0	81(100)
	その他	66(27.7)	46(19.3)	46(19.3)	72(30.7)	8(3.4)	238(100)
	不明•未記載	12(13.3)	6(6.7)	15(16.7)	20(22.2)	37(41.1)	90(100)
	合 計	377(15.3)	415(16.9)	867(35.2)	801(32.6)	76(3.0)	2,536(100)

不明が多いが,実母のみの世帯で生活保護の割合が高く,実父母家庭,実父母と祖父母の同居の三世代家庭で課税世帯の割合が高かった。

(表6-19)主な虐待者と現在の経済状況

		現	在の経済状況			
	生保受給	住民税非課税	課税	不明	未記載	合計
実母	266(21.3)	234(18.8)	343(27.6)	382(30.8)	17(1.4)	1,242(100)
実父	69(7.8)	122(13.8)	371(42.0)	305(34.5)	16(1.8)	883(100)
養父	2(2.2)	15(16.5)	43(47.3)	30(33.0)	1(1.1)	91(100)
継父	14(25.5)	7(12.7)	16(29.1)	18(32.7)	0	55(100)
内縁の夫	12(26.1)	10(21.7)	11(23.9)	12(26.1)	1(2.2)	46(100)
祖母	0	9(40.9)	11(50.0)	2(9.1)	0	22(100)
その他	14(7.1)	18(9.1)	72(36.5)	52(26.4)	41(20.8)	197(100)
合 計	377(14.9)	415(16.4)	867(34.2)	801(32.7)	76(3.0)	2,536(100)

主な虐待者が、実父、養父、祖母の場合、課税の割合は4割を超える。一方、生活保護と住民税非課税を合計すると、実母(40.1%)、継父(38.2%)、内縁の夫(47.8%)などは経済的に困難を抱える割合が高い。

(エ) 就労状況

全事例の就労状況は、正規就労 1,398 件、非正規就労 307 件、家事専念 64 件、無職 312 件、その他 76 件、不明 300 件であった。

主な家族構成と就労状況の関係は(表 6-20)のようであった。

(表6-20) 家族構成別世帯主の主な就労状況

				就労状況(世帯主)			
	正規就労	非正規	家事専念	無職	不明	その他	未記載	合計
実父母	767(71.6)	70(6.5)	25(2.3)	47(4.4)	121(11.3)	28(2.6)	13(1.2)	1,071(100)
実母のみ	188(34.2)	123(22.4)	11(2.0)	140(25.5)	55(10.0)	16(2.9)	17(3.1)	550(100)
実父のみ	56(63.6)	7(8.0)	1(1.1)	6(6.8)	15(17.1)	1(1.1)	3(3.4)	88(100)
実親,養義親	135(63.7)	15(7.1)	0	16(7.5)	38(17.9)	6(2.8)	2(0.9)	212(100)
実親,內縁	40(35.1)	31(27.2)	12(10.5)	18(15.8)	8(7.0)	4(3.5)	1(0.9)	114(100)
実父母,祖父母	69(75.0)	3(3.3)	3(3.3)	4(4.3)	6(6.5)	7(7.6)	0	92(100)
実母,祖父母	26(32.1)	15(18.5)	2(2.5)	17(21.0)	13(16.0)	5(6.2)	3(3.7)	81(100)
その他	117(35.7)	43(13.1)	10(3.0)	64(19.5)	44(13.4)	7(2.1)	40(12.2)	328(100)
合計	1,398(55.1)	307(12.1)	64(2.5)	312(12.3)	300(11.8)	76(3.0)	79(3.1)	2,536(100)

正規就労は、実父母、実父母・祖父母、実父のみと実父のいる家庭の割合が高いが、非 正規就労は、実母のみ、実親と内縁の割合が高い。

(表6-21) 主な虐待者別世帯主の主な就労状況

		46 次 16 20 (田 井 之)										
			就穷状	况(世帯主)								
	正規就労	非正規就労	家事専念	無職	不明·未記載	合計						
実母	592(46.4)	193(15.8)	39(3.2)	215(17.6)	146(11.9)	1,222(100)						
実父	602(69.4)	84(9.7)	10(1.2)	50(5.8)	95(10.9)	868(100)						
養父	65(73.9)	1(1.1)	0	8(9.1)	10(11.4)	88(100)						
継父	25(45.5)	5(9.1)	0	11(20.0)	13(23.6)	55(100)						
内縁の夫	14(30.4)	12(26.1)	5(10.9)	11(23.9)	1(2.2)	46(100)						
祖母	11(50.0)	0	1(4.5)	7(31.8)	2(9.1)	22(100)						
祖父	11(57.9)	1(5.3)	3(15.8)	1(5.3)	3(15.8)	19(100)						
その他	78(36.1)	11(5.1)	6(2.8)	7(3.2)	114(52.8)	216(100)						
合計	1,398(55.1)	307(12.1)	64(2.5)	312(12.3)	455(17.9)	2,536(100)						

虐待者が実母の場合に正規就労の割合が(表 6-20)の実母のみの世帯の割合より高い。 これは実母のみ世帯ではなく他のおとなと同居している家庭での実母からの虐待が多いこ とが示唆される。

(才) 家庭状況

虐待につながると思われる家庭状況を尋ねた結果が(表 6-22)である。

(表 6-22) 虐待に関連する家庭状況 (疑いを含む)

(衣 0 22))自初(0	なし	少しあり	あり	不明	未記載	合計				
経済的困難										
受理時	1,203(47.4)	506(20.0)	359(14.2)	425(16.8)	43(1.7)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,377(54.3)	515(20.3)	264(10.4)	322(12.7)	58(2.3)	2,536(100)				
不安定な就労										
受理時	1,503(59.3)	335(13.2)	295(11.6)	358(14.1)	45(1.8)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,626(64.1)	365(14.4)	220(8.7)	268(10.6)	57(2.2)	2,536(100)				
DV										
受理時	1,352(53.3)	252(9.9)	552(21.8)	334(13.2)	46(1.8)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,885(74.3)	156(6.2)	132(5.2)	303(11.9)	60(2.4)	2,536(100)				
虐待者の心身の状態										
受理時	829(32.7)	597(23.5)	524(20.7)	541(21.3)	45(1.8)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,158(45.7)	563(22.2)	303(11.9)	448(17.7)	64(2.5)	2,536(100)				
夫婦不和										
受理時	1,161(45.8)	351(13.8)	645(25.4)	319(12.6)	60(2.4)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,488(58.7)	334(13.2)	365(14.4)	282(11.1)	67(2.6)	2,536(100)				
夫婦以外の家族間の不	和									
受理時	1,376(54.3)	357(14.1)	254(10.0)	496(19.6)	53(2.1)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,555(61.3)	345(13.6)	173(6.8)	400(15.8)	63(2.5)	2,536(100)				
親族,近隣,友人等から	5孤立									
受理時	1,161(45.8)	441(17.4)	242(9.5)	636(25.1)	56(2.2)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,320(52.1)	471(18.6)	168(6.6)	510(20.1)	67(2.6)	2,536(100)				
育児疲れ										
受理時	1,171(46.2)	573(22.6)	278(11.0)	458(18.1)	56(2.2)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,409(55.6)	569(22.4)	143(5.6)	354(14.0)	61(2.4)	2,536(100)				
育児に嫌悪感, 拒否感	情									
受理時	1,625(64.1)	282(11.1)	130(5.1)	443(17.5)	56(2.2)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,854(73.1)	254(10.0)	49(1.9)	317(12.5)	62(2.4)	2,536(100)				
劣悪な住環境										
受理時	1,776(70.0)	233(9.2)	117(4.6)	356(14.0)	54(2.1)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,963(77.4)	211(8.3)	63(2.5)	238(9.4)	61(2.4)	2,536(100)				
ひんぱんな転居										
受理時	2,044(80.6)	146(5.8)	73(2.9)	215(8.5)	58(2.3)	2,536(100)				
現在(終結時)	2,155(85.0)	119(4.7)	36(1.4)	162(6.4)	64(2.5)	2,536(100)				

(4) 虐待者の状況

(ア) 主な虐待者の状況

主な虐待者の心身の状況の変化は(表 6-23)の通りである。

(表 6-23) 主な虐待者の状況

	なし	少しあり	あり	不明	未記載	合計				
精神病	-									
受理時	1,520(59.9)	86(3.4)	281(11.1)	612(24.1)	37(1.5)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,643(64.8)	98(3.9)	252(9.9)	494(19.5)	49(1.9)	2,536(100)				
神経症(ノイローゼ)										
受理時	1,607(63.4)	135(5.3)	74(2.9)	680(26.8)	40(1.6)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,761(69.4)	113(4.5)	55(2.2)	555(21.9)	52(2.1)	2,536(100)				
人格障害										
受理時	1,624(64.0)	87(3.4)	67(2.6)	721(28.4)	37(1.5)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,727(68.1)	72(2.8)	67(2.6)	614(24.2)	56(2.2)	2,536(100)				
知的障害										
受理時	1,800(71.0)	72(2.8)	27(1.1)	599(23.6)	38(1.5)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,891(74.6)	74(2.9)	31(1.2)	491(19.4)	49(1.9)	2,536(100)				
アルコール依存症										
受理時	1,737(68.5)	73(2.9)	56(2.2)	627(24.7)	43(1.7)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,869(73.7)	49(1.9)	51(2.0)	515(20.3)	52(2.1)	2,536(100)				
薬物依存症										
受理時	1,866(73.6)	25(1.0)	26(1.0)	579(22.8)	40(1.6)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,975(77.9)	17(0.7)	18(0.7)	478(18.8)	48(1.9)	2,536(100)				
発達障害										
受理時	1,649(65.0)	60(2.4)	27(1.1)	760(30.0)	40(1.6)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,746(68.8)	64(2.5)	31(1.2)	645(25.4)	50(2.0)	2,536(100)				
身体的障害										
受理時	2,069(81.6)	15(0.6)	25(1.0)	388(15.3)	39(1.5)	2,536(100)				
現在(終結時)	2,156(85.0)	11(0.4)	25(1.0)	291(11.5)	53(2.1)	2,536(100)				
病気等で子どもの世話	ができない									
受理時	1,947(76.8)	120(4.7)	78(3.1)	352(13.9)	39(1.5)	2,536(100)				
現在(終結時)	2,043(80.6)	138(5.4)	48(1.9)	256(10.1)	51(2.0)	2,536(100)				

	なし	少しあり	あり	不明	未記載	合計				
「叩いてしまいそう」等の	う訴え									
受理時	1,856(73.2)	115(4.5)	188(7.4)	334(13.2)	43(1.7)	2,536(100)				
現在(終結時)	2,077(81.9)	110(4.3)	48(1.9)	247(9.7)	54(2.1)	2,536(100)				
「子どもの世話ができな	い」等の訴え									
受理時	1,864(73.5)	147(5.8)	171(6.7)	308(12.1)	46(1.8)	2,536(100)				
現在(終結時)	2,055(81.0)	131(5.2)	66(2.6)	229(9.0)	55(2.2)	2,536(100)				
子どもの保護を求める										
受理時	2,063(81.3)	76(3.0)	112(4.4)	245(9.7)	40(1.6)	2,536(100)				
現在(終結時)	2,218(87.5)	43(1.7)	41(1.6)	178(7.0)	56(2.2)	2,536(100)				
虐待の認識・自覚なし										
受理時	1,019(40.2)	467(18.4)	490(19.3)	521(20.5)	39(1.5)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,149(45.3)	487(19.2)	428(16.7)	424(16.7)	48(1.9)	2,536(100)				
精神的不安定さ										
受理時	1,001(39.5)	499(19.7)	471(18.6)	516(20.3)	49(1.9)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,256(49.5)	516(20.3)	291(11.5)	419(16.5)	54(2.1)	2,536(100)				
子どもへの拒否的感情	ı									
受理時	1,555(61.3)	258(10.2)	185(7.3)	484(19.1)	54(2.1)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,813(71.5)	210(8.3)	61(2.4)	394(15.5)	58(2.3)	2,536(100)				
子どもへの拒否的態度	:									
受理時	1,510(59.5)	309(12.2)	215(8.5)	456(18.0)	46(1.8)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,787(70.5)	245(9.7)	83(3.3)	363(14.3)	58(2.3)	2,536(100)				
望まない妊娠										
受理時	1,765(69.6)	45(1.8)	27(1.1)	656(25.9)	43(1.7)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,873(73.9)	33(1.3)	21(0.8)	552(21.8)	57(2.2)	2,536(100)				
衝動的性格										
受理時	977(38.5)	554(21.8)	425(16.8)	535(21.1)	45(1.9)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,201(47.4)	535(21.1)	264(10.4)	481(19.0)	55(2.2)	2,536(100)				
家族・同居者への DV										
受理時	1,301(51.3)	239(9.4)	550(21.7)	406(16.0)	40(1.6)	2,536(100)				
現在(終結時)	1,777(70.1)	174(6.9)	165(6.5)	368(14.5)	52(2.1)	2,536(100)				

	なし	少しあり	あり	不明	未記載	合計						
援助の拒否的												
受理時	1,239(48.9)	433(17.1)	303(11.9)	517(20.4)	44(1.7)	2,536(100)						
現在(終結時)	1,439(56.7)	386(15.2)	250(9.9)	408(16.1)	53(2.1)	2,536(100)						
養育意欲なし	養育意欲なし											
受理時	1,680(66.2)	242(9.5)	118(4.7)	457(18.0)	39(1.5)	2,536(100)						
現在(終結時)	1,858(73.3)	202(8.0)	89(3.5)	339(13.4)	48(1.9)	2,536(100)						
養育知識なし												
受理時	1,453(57.3)	377(14.9)	121(4.8)	544(21.5)	41(1.6)	2,536(100)						
現在(終結時)	1,587(62.6)	375(14.8)	102(4.0)	420(16.6)	52(2.1)	2,536(100)						
家事能力なし												
受理時	1,501(59.2)	309(12.2)	109(4.3)	576(22.7)	41(1.6)	2,536(100)						
現在(終結時)	1,625(64.1)	315(12.4)	98(3.9)	447(17.6)	51(2.0)	2,536(100)						
引きこもり												
受理時	2,011(79.3)	105(4.1)	29(1.1)	346(13.6)	45(1.8)	2,536(100)						
現在(終結時)	2,119(83.6)	96(3.8)	20(0.8)	247(9.7)	54(2.1)	2,536(100)						
特定の宗教や信念	念あり											
受理時	1,530(60.3)	22(0.9)	43(1.7)	884(34.9)	57(2.2)	2,536(100)						
現在(終結時)	1,615(63.7)	27(1.1)	45(1.8)	785(31.0)	64(2.5)	2,536(100)						

主な虐待者の状況はすべての項目で終結時には「なし」の割合が増えている。これは児童相談所受理後、児童相談所や関係機関が虐待者への関わりを行い、さまざまな支援が提供された結果だと思われる。

しかし、人格障害など専門的な治療を要する分野は変わりにくく、さらに知的障害や発達障害、特定の宗教や信念など、支援でかかわる中で発見されたために「あり」の割合が増えているものもあった。

(イ) 虐待に対する認識

主な虐待者の虐待に対する認識は(表 6-24)である。

(表6-24) 主な虐待者の認識の変化

		受理時	現在(終結時)							
	行為も虐待も認めない	294(11.6)	242(9.5)							
認	行為は認めるが虐待は認めない	491(19.4)	312(12.3)							
	虐待は認めるが援助は求めない	457(18.0)	634(25.0)							
識	虐待を認め援助を求めている	389(15.3)	483(19.0)							
	不明	767(30.2)	712(28.1)							
	未記載	138(5.4)	153(6.0)							
	合計	2,536(100)	2,536(100)							

現状(終結時)では行為や虐待を否認する割合は減り、認識の変化はうかがえる。しかし現状でも「不明」の割合が30.2%あり、児童相談所は多くの事例の終結の際に、虐待者の認識を確認していないことが伺われる。

このうち家族構成別の主な虐待者の認識は(表 6-25)の通りであった。

(表6-25) 主な家族構成別虐待者の認識(受理時)

				虐待	認識(受理時)			
			行為は認める	虐待は認める	虐待を認め			
		行為も虐待も	が虐待は認	が援助は求	援助を求めて			
		認めない	めない	めない	いる	不明	未記載	合計
	実父母	109(10.2)	199(18.6)	230(21.5)	135(12.6)	342(31.9)	56(5.2)	1,071(100)
家	実母のみ	72(13.1)	113(20.5)	77(14.0)	105(19.1)	150(27.3)	33(6.0)	550(100)
族	実父のみ	11(12.5)	19(21.6)	12(13.6)	12(13.6)	33(37.5)	1(1.1)	88(100)
構	実親,養義親	32(15.1)	53(25.0)	44(20.8)	30(14.2)	47(22.2)	6(2.8)	212(100)
成	実親, 内縁	16(14.0)	27(23.7)	23(20.2)	22(19.3)	23(20.2)	3(2.6)	114(100)
	実父母,祖父	6(6.5)	18(19.6)	21(22.8)	15(16.3)	30(32.6)	2(2.2)	92(100)
	母:							
	実母,祖父母	9(11.1)	11(13.6)	13(16.0)	9(11.1)	37(45.7)	2(2.4)	81(100)
	その他	39(11.9)	51(15.5)	37(11.3)	61(18.6)	105(32.0)	35(10.7)	328(100)
	合計	294(12.3)	491(20.5)	457(19.1)	389(16.2)	767(32.0)	138(5.4)	2,536(100)

「行為も虐待も認めない」は、実親と養義親家庭つまり再婚家庭が割合が高く、実父母と祖父母の三世代家庭が低い。「虐待を認め援助を求めている」のは、実母のみ家庭や実親と内縁家庭が高く、実母と祖父母家庭が低い。

また主な虐待者と受理時の虐待者の認識は(表6-26)の通りである。

(表6-26)主な虐待者と虐待認識(受理時)

			虐待	認識(受理時)			
		行為は認める	虐待は認める	虐待を認め			
	行為も虐待	が虐待は認め	が援助は求め	援助を求め			
	も認めない	ない	ない	ている	不 明	未記載	合 計
実母	184(14.8)	267(21.5)	187(15.1)	237(19.1)	309(24.9)	58(4.7)	1,242(100)
実父	64(7.2)	165(18.7)	208(23.6)	96(10.9)	320(36.2)	30(3.4)	883(100)
養父	9(9.9)	26(28.6)	17(18.7)	7(7.7)	28(30.8)	4(4.4)	91(100)
継父	6(10.9)	8(14.5)	10(18.2)	10(18.2)	20(36.4)	1(1.8)	55(100)
内縁の夫	4(8.7)	7(15.2)	15(32.6)	8(17.4)	11(23.9)	1(2.2)	46(100)
祖母	0	2(9.1)	5(22.7)	7(31.8)	7(31.8)	1(4.5)	22(100)
その他	27(13.7)	16(8.1)	15(7.6)	24(12.2)	72(36.5)	43(21.8)	197(100)
合 計	294(12.3)	491(20.5)	457(19.1)	389(16.2)	767(32.0)	138(5.4)	2,536(100)

「行為も虐待も認めない」のは、実母の割合が高く祖母はなかった。「虐待を認め援助 を求めている」のは、祖母が多く養父の割合が低かった。

さらに受理状況と主な虐待者の虐待に対する認識は(表 6-27)のようであった。

(表6-27) 受理状況別の虐待者の虐待認識(受理時)

				虐待	認識(受理時)			
			行為は認める	虐待は認める	虐待を認め			
		行為も虐待も	が虐待は認	が援助は求	援助を求めて			
		認めない	めない	めない	いる	不明	未記載	合計
受	完全な新規	173(11.1)	250(16.0)	290(18.6)	207(13.3)	546(35.0)	92(5.9)	1558(100)
理	前は別の種類	25(13.2)	49(25.8)	31(16.3)	31(16.3)	43(22.6)	11(5.8)	190(100)
状	前回も虐待	81(12.2)	169(25.5)	119(17.9)	132(19.9)	135(20.3)	28(4.2)	664(100)
況	その他	9(10.7)	20(23.8)	14(16.7)	12(14.3)	28(33.3)	1(1.2)	84(100)
	未記載	6(15.0)	3(7.5)	3(7.5)	7(17.5)	15(37.5)	6(15.0)	40(100)
	合計	294(12.3)	491(20.5)	457(19.1)	389(16.2)	767(32.0)	138(5.4)	2,536(100)

行為も虐待も認めない割合は受理状況に大きな差はないが、虐待を認めて援助を求める 割合は虐待相談の再受理で多かった。

(ウ) 支援に対する態度

主たる虐待者の支援に対する態度は(表 6-28)のようであった。

(表 6-28) 主たる虐待者の支援に対する態度

•									
	虐待者から	働きか	働きか	働きかけを	ケース	その	未記	合計	
	関わりを求	けに応	けに応	していない	に非関	他	載		
	める	じる	じない		与				
児童相談所	児童相談所に対して								
受理時	155	1,154	254	541	203	100	129	2,536	
	(6.1)	(45.5)	(10.0)	(21.3)	(8.0)	(3.9)	(5.1)	(100)	
現在(終	146	1,151	205	566	197	127	144	2,536	
結時)	(5.8)	(45.4)	(8.1)	(22.3)	(7.8)	5.0)	(5.7)	(100)	
市区町村(調整機関)に対	けして							
受理時	112	553	153	651	831	74	162	2,536	
	(4.4)	(21.8)	(6.0)	(25.7)	(32.8)	(2.9)	(6.4)	(100)	
現在(終	105	598	110	649	809	90	175	2,536	
結時)	(4.1)	(23.6)	(4.3)	(25.6)	(31.9)	(3.5)	(6.9)	(100)	
保健師に対	すして								
受理時	64	492	107	501	1,145	60	167	2,536	
	(2.5)	(19.4)	(4.2)	(19.8)	(45.1)	(2.4)	(6.6)	(100)	
現在(終	58	526	77	504	1,130	60	181	2,536	
結時)	(2.3)	(20.7)	(3.0)	(19.9)	(44.6)	(2.4)	(7.1)	(100)	
(主任)児童	童委員に対して	-							
受理時	20	46	26	521	1,690	59	174	2,536	
	(0.8)	(1.8)	(1.0)	(20.5)	(66.6)	(2.3)	(6.9)	(100)	
現在(終	19	57	24	524	1,670	59	183	2,536	
結時)	(0.7)	(2.2)	(0.9)	(20.7)	(65.9)	(2.3)	(7.2)	(100)	
保育所·幼	稚園等に対し	て							
受理時	128	445	33	401	1,247	96	186	2,536	
	(5.0)	(17.5)	(1.3)	(15.8)	(49.2)	(3.8)	(7.3)	(100)	
現在(終	131	453	21	396	1,237	96	202	2,536	
結時)	(5.2)	(17.9)	(0.8)	(15.6)	(48.8)	(3.8)	(8.0)	(100)	
学校に対し	て								
受理時	129	784	107	488	744	85	199	2,536	
	(5.1)	(30.9)	(4.2)	(19.2)	(29.3)	(3.4)	(7.8)	(100)	
現在(終	137	776	77	484	751	101	210	2,536	
結時)	(5.4)	(30.6)	(3.0)	(19.1)	(29.6)	(4.0)	(8.3)	(100)	

支援者へのかかわりの増加はどの機関に対しても少なかった。

4) 児童相談所の判断と対応

(1) 虐待の種類

それぞれの事例に対する虐待の種類は(表 6-29)の通りであった。

(表6-29) 虐待の種類

	受理時(%)	現在(終結時:%)	増減	増減率(%)
身体的	696(27.4)	548(21.6)	△148(5.8)	-21.3
心理的(DV目擊)	551(21.7)	489(19.3)	△62(2.4)	-11.3
心理的	539(21.3)	440(17.4)	△99(3.9)	-18.4
性的	49(1.9)	38(1.5)	△11(0.4)	-22.4
ネグレクト(虐待放置)	146(5.8)	108(4.3)	△38((1.5)	-26.0
ネグレクト	409(16.1)	323(12.7)	△86(3.4)	-21.0
虐待でない	68(2.7)	456(18.0)	388(15.3)	570.6
不明	46(1.8)	81(3.2)	35(1.4)	76.1
未記載	32(1.3)	53(2.1)	21(0.8)	65.6
合 計	2,536(100)	2,536(100)		

(注) 増減の△は受理時から現在(終結時)の間に減少したことを示す。また増減率とは増減が占める受理時の件数の割合である。

受理時は虐待として初期対応を行ったが、調査の結果、「虐待ではない」と判明した割合が新たに 15.3%あった。割合として一番減少したのは虐待の放置としてのネグレクトのマイナス 26.0%であり、あまり減少しなかったのは DV 目撃としての心理的虐待のマイナス 11.3%であった。

(2) 虐待の程度

それぞれの事例に対する虐待の程度は(表 6-30)のようであった。

(表 6-30) 虐待の程度の推移

	受理時(%)	現在(終結時:%)	増減	増減率(%)
生命の危機	58(2.3)	16(0.6)	△42(1.7)	-72.4
重度	138(5.4)	67(2.6)	△71(2.8)	-51.4
中度	431(17.0)	269(10.6)	△162(6.4)	-37.6
軽度	1,010(39.8)	865(34.1)	$\triangle 145(5.7)$	-14.4
おそれ	593(23.4)	608(24.0)	15(0.6)	2.5
虐待でない	91(3.6)	532(21.0)	441(17.4)	484.6
不明	178(7.0)	122(4.8)	△56(2.2)	-31.5
未記載	37(1.5)	57(2.2)	20(0.7)	54.1
合 計	2,536(100)	2,536(100)	_	_

虐待の程度は生命の危機から軽度まで受理時より現在(終結時)では改善している。一方, 「虐待でない」は大幅に増えている。

このことは、虐待相談の受理時は危険度を高く考え、調査の結果、危険度が低下する事態と、受理後の支援により虐待状況が改善した両方が考えられる。

(表6-31) 虐待の種類(受理時)別虐待の程度(受理時)

		虐待の程度(受理時)								
	生命の					虐待				
	危機	重度	中度	軽度	おそれ	でない	不明	未記載	合計	
身体的	30(4.3)	41(5.9)	181(26.0)	284(40.8)	106(15.2)	11(1.6)	40(5.7)	3(0.4)	696(100)	
心理的	0	8(1.5)	65(11.8)	344(62.4)	111(20.1)	4(0.7)	19(3.4)	0	551(100)	
(DV目撃)										
心理的	8(1.5)	28(5.2)	72(13.4)	236(43.8)	164(30.4)	1(0.2)	28(5.2)	2(0.4)	539(100)	
性的	0	25(51.0)	3(6.1)	5(10.2)	11(22.4)	0	5(10.2)	0	49(100)	
ネグレクト	4	16	24	31	57	3	11	0	146	
(虐待放置)	(2.7)	(11.0)	(16.4)	(21.2)	(39.0)	(2.1)	(7.5)		(100)	
ネグレクト	12(2.9)	20(4.9)	86(21.0)	107(26.2)	139(34.0)	7(1.7)	36(8.8)	2(0.5)	409(100)	
虐待でない	0	0	0	1(1.5)	0	62(91.2)	5(7.4)	0	68(100)	
その他	4(5.1)	0	0	2(2.6)	5(6.4)	3(3.8)	34(43.6)	30(38.5)	78(100)	
合 計	58(2.3)	138(5.5)	431(17.2)	1010(40.4)	593(23.7)	91(3.6)	178(7.1)	37(1.5)	2,536(100)	

性虐待は約半数が重度であり、DV目撃は6割以上が軽度である。

(3)一時保護

(ア) 一時保護の検討と実施

2,536 件の事例のうち、一時保護を検討しなかったのは 1,777 件で、何度も検討したのが 164 件、1 回で一時保護を決定したのが 395 件であった。また一時保護を実施したのは 402 件であった。

この両者の関係は(表 6-32)の通りである。

(表 6-32) 一時保護の検討と実施

			一時保護の実施					
		一時保護した	一時保護しなかった	未記載	合 計			
一時	検討しなかった	28(1.6)	1,620(91.1)	129(7.3)	1,777(100)			
保護の	何度も検討した	59(36.0)	105(64.0)	0	164(100)			
検討	1回で決定した	284(71.9)	111(28.1)	0	395(100)			
	その他	31(15.5)	112(56.0)	57(28.5)	200(100)			
	未記載	0	22(40.7)	32(59.3)	54(100)			
	合 計	402(15.9)	1,948(76.8)	186(7.3)	2,536(100)			

(イ) 一時保護の目的

一時保護の目的としては、緊急保護、行動観察、短期治療の3つが示されているが、一時保護を実施した402件の内訳は複数回答で(表6-33)のようであった。

(表 6-33) 一時保護の目的(複数回答)

目的	件数(%)
子どもの安全確保	339 (84.3)
調査のため	182 (45.3)
施設入所	48 (11.9)
行動観察	73 (18.2)
短期治療	4(1.0)
計	402 (100)

虐待相談での一時保護の目的は 84.3% が子どもの安全確保であり、短期治療を目的としては 1.0%であった。

(ウ) 一時保護の期間

一時保護した 402 事例の一時保護期間は (表 6-34) の通りである。なお回答がない事例 や現在も一時保護中の事例もあるので、回答のあった 362 事例の内訳である。

(表 6-34) 一時保護の期間

保護期間(月)	件数(%)
1	168 (46.4)
2	109(30.1)
3	41 (11.3)
4	17((4.7)
5	12(3.3)
6	2(0.6)
7	8(2.2)
10	4(1.1)
11	1(0.3)
計	362 (100)

1月以内の内訳	件数(%)
1 日	25(14.9)
2~4 日	21(12.5)
5~7 日	18(10.7)
8~14 日	29(17.3)
15~21 日	30(17.8)
21 目以上	45 (26.8)
計	168 (100)

虐待事例の一時保護の期間は 46.4% が 1 月以内であった。またそのうち 38.1% は 1 週間 以内であった。

(エ) 一時保護の解除

一時保護解除後の子どもの行先は(表 6-35)の通りであった。

(表 6-35) 一時保護の解除先

内 訳	件数(%)
保護者の引取り	212 (52.7)
施設入所	107 (26.6)
親族の引取り	21 (5.2)
里親委託	13(3.2)
他の児童相談所へ	7(1.7)
家裁送致	1(0.2)
その他	26 (6.5)
未記載	15(3.7)
計	402 (100)

一時保護された事例の 52.7%は家庭引取りになるが、29.8%は里親委託や施設入所であった。

(4)終結

(ア)終結の内容

4月 15日から 30 日までの間に全国の児童相談所で受け付けた虐待相談 2,536 件の事例 のうち,2月 1日現在で終結しているのは 1,789 件で 70.5%であった。その内容は(表 6-36) の通りである。

(表 6-36) 終結の内容

内 容	件数(%)
完全に終結	1,019(40.2)
市区町村へ引き継ぎ	470 (18.5)
他児相へ移管	233 (9.2)
他相談で継続	66(2.6)
その他	1(0.0)
小計	1,789 (70.5)
継続中	747 (29.5)
合 計	2,536(100)

市区町村への引き継ぎは18.5%であり、完全に終結したのが40.2%であった。

(イ)終結の理由

終結した 1,789 件の理由として主なものは、虐待はあったが継続的な援助が必要なほど 重篤なものではなかった 630 件、虐待ではなかった 373 件、虐待はあったが問題は解決し た 348 件、虐待はあり問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく 合意が取れた 252 件、家族構成変化 170 件、管外に転居 113 件、 などであった。

その終結の理由と終結後の内容は(表 6-37)の通りであった。

(表 6-37) 終結の理由と終結形態(複数回答)

	完全に	市区町村へ	他相談で	他児童相談	合 計
	終結	引き継ぎ	継続	所へ移管	
虐待はあるが重篤でない	394(62.5)	184(29.2)	4(0.6)	48(7.6)	630(100)
虐待はなかったと判断	267(71.6)	73(19.6)	13(3.5)	20(5.1)	373(100)
虐待はあったが解決した	248(71.3)	81(23.3)	6(1.7)	13(3.7)	348(100)
市区町村の支援あり	65(24.7)	174(66.2)	5(1.9)	19(7.2)	263(100)
虐待を認め支援を受入れる	66(26.2)	111(44.0)	33(13.1)	42(16.7)	252(100)
家族構成変化	107(62.9)	42(24.7)	3(1.8)	18(10.6)	170(100)
親族等の支援あり	74(47.7)	62(40.0)	2(1.3)	17(11.0)	155(100)
家庭内の危険低下	69(58.5)	27(22.9)	4(3.4)	18(15.3)	118(100)
管外転居	44(38.9)	15(13.3)	2(1.8)	52(46.0)	113(100)
子どもが施設入所希望	5(33.3)	0	5(33.3)	5(33.3)	15(100)
状況変化なし	4(28.6)	3(21.4)	0	7(50.0)	14(100)
加害者が逮捕	7(77.8)	0	1(11.1)	1(11.1)	9(100)
18 歳到達	5(71.4)	0	0	2(28.6)	7(100)

「市区町村の支援がある」という理由で児童相談所でのかかわりを終了した事例では 66.2%が市区町村に引き継がれているが、「調査等の結果、虐待ではなかった」場合は 19.6%、「虐待ではあるが重篤ではない」場合は 29.2%しか市区町村に引き継がれていない。

(ウ)調整機関への引き継ぎ

児童相談所での対応を終了した事例の調整機関への引き継ぎは複数回答で,なし674件, 口頭伝達668件,などであった。

調整機関への引き継ぎと終結の内容の関係は(表 6-38)のようであった。

(表 6-38) 終結の内容別主な調整機関への引き継ぎ(複数回答)

	計	なし	口頭伝達	文書通知	ケース	実務者
					会議開催	会議で
完全に終結	1,019(100)	583(57.2)	282(27.7)	37(3.6)	12(1.2)	100(9.8)
市区町村へ引き	470(100)	8(1.7)	296(63.0)	55(11.7)	74(15.7)	115(24.5)
継ぎ						
他相談で継続	66(100)	18(27.3)	19(28.8)	4(6.1)	5(7.6)	10(15.2)
他児相へ移管	233(100)	65(27.9)	68(29.2)	32(13.7)	33(14.2)	28(12.0)
その他	1(100)	0	1(100)	0	0	0
計	1,789(100)	674(37.7)	668(37.3)	128(7.2)	126(7.0)	255(14.3)

「完全終結」で市区町村への引き継ぎ「なし」が多いのは、(表 6-29) の「調査の結果 虐待でなかった」がかなり含まれている可能性がある。また他児童相談所へ移管で「ケース会議開催」が多いのは、移管先の市区町村とのケース会議とも考えられる。

(エ) 市区町村への期待

児童相談所終結事例の市区町村への期待は複数回答で,なし760件,継続的支援359件,などであった。

(表 6-39) 終結の内容別主な市区町村への期待(複数回答)

	計	なし	継続支援	サービス	見守り	要対協
				給付継続		での対応
完全に終結	1,019(100)	651(63.9)	73(7.2)	18(1.8)	229(22.5)	30(2.9)
市区町村へ引き継ぎ	470(100)	13(2.8)	219(46.6)	69(14.7)	302(64.3)	165(35.1)
他相談で継続	66(100)	18(27.3)	13(19.7)	7(10.6)	22(33.3)	13(19.7)
他児相へ移管	233(100)	71(30.5)	35(15.0)	6(2.6)	62(26.6)	54(23.2)
その他	1(100)	0	1(100)	0	1(100)	0
未記載	_	7	18	10	30	37
計	1,789(100)	760(45.3)	359(21.3)	110(6.6)	646(38.5)	262(17.8)

市区町村への引き継ぎは、見守りと継続支援が多かった。なお他相談で児童相談所のかかわりが継続している場合に「見守り」は33.3%あるが「なし」も27.3%であった。

(オ)終了後の市区町村のかかわり

児童相談所終結後の市区町村のかかわりは、現在も市区町村が継続しており児童相談所に定期的な報告あり 199 件、現在も市区町村が継続しているが児童相談所への定期報告なし 296 件、改善があったため市区町村も終結した 187 件、市区町村がいったん終結したが問題が悪化し児童相談所が再度受理してかかわっている 10 件、市区町村がいったん終結したが問題が悪化し市区町村が再度受理してかかわっている 0 件、市区町村のかかわりない 821 件などであった。

(表 6-40)終結の内容別主な市区町村の現在のかかわり

	計	現在も継続	現在も継続中	改善で	かかわり
		で報告あり	だが報告なし	終結	なし
完全に終結	1,019(100)	14(1.4)	84(8.2)	103(10.1)	669(65.7)
市区町村へ引き継ぎ	470(100)	121(25.7)	190(40.4)	76(16.2)	22(4.7)
他相談で継続	66(100)	8(12.1)	6(9.1)	1(1.5)	28(42.4)
他児相へ移管	233(100)	25(10.7)	10(4.3)	7(3.0)	90(38.6)
その他	1(100)	1(100)	0	0	0
未記載		30	6	0	12
計	1,789(100)	199(11.9)	296(17.6)	187(11.1)	821(48.9)

市区町村に引き継いだ事例は 66.1%が継続して支援が行われている。一方、児童相談所で他相談として継続している事例については、42.4%で市区町村のかかわりはない。さらに完全に終結した事例の 65.7%は市区町村のかかわりはない。

5) 要保護児童対策地域協議会のかかわり

(1) 対象

児童相談所で受理時,要保護児童対策地域協議会の管理ケースであったのは 737 件,現 在またはケース終了時は 1,055 件であった。

(表 6-41) 年齢別管理ケース数

	合 計		受理	里時			現在(約	冬結時)	
		管理	管理	不明	未記載	管理	管理	不明	未記載
		ケース	なし			ケース	なし		
0~3歳未満	462	131	303	17	11	200	231	13	18
	(100)	(28.4)	(65.6)	(3.7)	(2.4)	(43.3)	(50.0)	(2.8)	(3.9)
3~6歳未満	554	174	362	12	6	245	289	12	8
	(100)	(31.4)	(65.3)	(2.2)	(1.1)	(44.2)	(52.2)	(2.2)	(1.4)
6~9歳未満	456	138	302	14	2	190	245	13	8
	(100)	(30.3)	(66.2)	(3.1)	(0.4)	(41.7)	(53.7)	(2.9)	(1.8)
9~12歳未満	444	133	298	10	3	192	238	9	5
	(100)	(30.0)	(67.1)	(2.3)	(0.7)	(43.2)	(53.6)	(2.0)	(1.1)
12~15歳未満	388	109	263	14	2	154	214	15	5
	(100)	(28.1)	(67.8)	(3.6)	(0.5)	(39.7)	(55.2)	(3.9)	(1.3)
15歳以上	214	47	159	4	4	69	137	4	4
	(100)	(21.9)	(74.3)	(1.9)	(1.9)	(32.2)	(64.0)	(1.9)	(1.9)
不明	18	5	8	3	2	0	9	2	2
	(100)	(27.8)	(44.4)	(16.7)	(11.1)		(50.0)	(11.1)	(11.1)
合計	2,536	737	1,695	74	30	1,050	1,363	68	50
	(100)	(29.1)	(66.8)	(2.9)	(1.2)	(41.6)	(53.7)	(2.7)	(2.0)

年齢では差はみられず, 受理時で 29.1%, 現在(終結時)で 41.6%が管理ケースである。

(表 6-42) 虐待種別と管理ケースの推移

	受理	持	現在(終	洁時)
種類	管理ケース	合計	管理ケース	合計
身体的	206(29.6)	696(100)	322(58.8)	548(100)
心理的(DV 目擊)	111(20.1)	551(100)	162(33.1)	489(100)
心理的	169(31.4)	539(100)	240(54.5)	440(100)
性的	17(34.7)	49(100)	17(44.7)	38(100)
ネグレクト(虐待放置)	59(40.4)	146(100)	74(68.5)	108(100)
ネグレクト	152(37.2)	409(100)	212(65.6)	323(100)
虐待ではない	9(13.2)	68(100)	11(2.4)	456(100)
不明·未記載	14(17.9)	78(100)	17(12.7)	134(100)
計	737(29.1)	2,536(100)	1,055(41.6)	2,536(100)

受理時とは初期調査終了時までであるが、現在(終結時)には「虐待ではない」を除く すべての種別で管理ケースの割合が増加している。

(表 6-43) 虐待の程度と管理ケース

	受理	里時	現在(終結時)		
程度	管理ケース	合 計	管理ケース	合 計	
生命の危機	25(43.1)	58(100)	13(81.3)	16(100)	
重度	53(38.4)	138(100)	43(64.2)	67(100)	
中度	162(37.6)	431(100)	135(50.2)	269(100)	
軽度	311(30.8)	1,010(100)	398(46.0)	865(100)	
おそれ	133(22.4)	593(100)	266(43.8)	608(100)	
虐待でない	18(19.8)	91(100)	148(27.8)	532(100)	
不明•未記載	35(16.3)	215(100)	52(29.1)	179(100)	
計	737(29.1)	2,536(100)	1,055(41.6)	2,536(100)	

全体では受理時で 29.1%, 現在や終結時で 41.6%であるが,「虐待でない」を含め, すべての程度で管理ケースが増えている。またその割合は, 危険度が増すほど多くなっている。

(表6-44) 児相継続期間と要対協管理ケース(現在)

	管理ケース	管理ケースでない	不明•未記載	合計
未記載	5(62.5)	3(37.5)	2(20.0)	10(100)
1月未満	196(26.3)	515(69.3)	33(4.4)	744(100)
1~6月未満	265(33.1)	496(62.0)	39(4.9)	800(100)
6月以上	589(60.0)	349(35.5)	44(4.5)	982(100)
合計	1,055(41.6)	1,363(53.7)	118(4.7)	2,536(100)

児童相談所での対応が1か月未満では69.3%が市区町村要保護児童対策地域協議会の管理ケースではないが、6か月以上継続している事例では60.0%が管理ケースとなっている。

(2) 実務者会議, 個別ケース会議

全事例のうち、実務者会議と個別ケース会議の開催状況は(表 6-45)の通りであった。

(表 6-45) 実務者会議, 個別ケース会議の開催回数

	受理	里時	現在(終	結時)
回 数	実務者会議	ケース会議	実務者会議	ケース会議
0	1,981(78.1)	2,132(84.1)	1,455(57.4)	1,898(74.8)
1	125(4.9)	122(4.8)	335(13.2)	262(10.3)
2	51(2.0)	46(1.8)	176(6.9)	98(3.9)
3	82(3.2)	18(0.7)	178(7.0)	48(1.9)
4	19(0.7)	15(0.6)	65(2.6)	37(1.5)
5	29(1.1)	9(0.4)	26(1.0)	9(0.4)
6	12(0.5)	2(0.1)	16(0.6)	5(0.2)
7	5(0.2)	3(0.1)	21(0.8)	5(0.2)
8以上	48(1.9)	13(0.5)	85(3.4)	14(0.5)
不明	184(7.2)	176(6.9)	179(7.1)	160(6.3)
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)

現在(終結時)でも 57.4%の事例は実務者会議で検討されず, 74.8%の事例では個別ケース会議が開催されていない。

(表 6-41)で多くの事例が要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして登録されていたが、その多くは実務者会議や個別ケース会議での検討はなされていないと思われる。

(表6-46) 管理ケースの実務者会議での検討回数

		実務者会議の回数(現在)					
	未記載	0	1	2	3	4以上	合計
管理ケース	36(3.4)	339(32.1)	206(19.5)	139(13.2)	141(13.4)	204(19.4)	1,055(100)
管理ケース	96(7.0)	1,077(79.0)	109(8.0)	32(2.3)	31(2.3)	18(1.3)	1,363(100)
でない							
不明	50(42.4)	33(28.0)	16(13.6)	5(4.2)	4(3.4)	0	118(100)
合計	182(7.2)	1,449(57.1)	331(13.1)	176(6.9)	176(6.9)	222(8.8)	2,536(100)

市区町村要保護児童対策地域協議会の管理ケースとなっている事例については、未記載と 0 回を除く 64.5%の事例は実務者会議で検討されていた。一方、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとなっていない事例は、79.0%が実務者会議で検討されていない。

(3) 個別ケース検討会議

現在(終結時)に個別ケース検討会議のあった 478 件の参加者は複数回答で(表 6-47)の通りであった。

(表 6-47) 個別ケース検討会議の参加機関(複数回答)

参加者	受理時	現在(終結時)
児童相談所	370(77.4)	44(92.5)
市区町村児童福祉担当課	364(76.2)	421(88.1)
学校	249(52.1)	299(62.6)
保健センター,保健所	243(50.8)	261(54.6)
教育委員会	165(34.5)	183(38.3)
福祉事務所	147(30.8)	159(33.3)
保育所	129(27.0)	154(32.2)
(主任)児童委員	67(14.0)	66(13.8)
警察	59(12.3)	63(13.2)
医療機関	72(15.1)	61(12.8)
虐待者本人	13(2.7)	18(3.8)
NPO など	5(1.0)	7(1.5)
スーパーバイザー	8(1.7)	6(1.3)
計	478(100)	478(100)

このデータは児童相談所が受理した事例についての個別ケース検討会議の参加状況なので,市区町村主催の個別ケース検討会議の結果とは差異がみられる可能性がある。

多くの機関が受理時より現在(終結時)の方が参加しているが、虐待者本人やスーパー バイザーなどの参加は極めて少なかった。

(表6-48) 要対協管理ケースの個別ケース検討会議開催状況

		個別ケース検討会議の開催回数						
	未記載	0	1	2	3	4以上	合 計	
管理ケース	18(1.7)	654(62.0)	213(20.2)	77(7.3)	40(3.8)	53(5.0)	1,055(100)	
管理ケース	97(7.1)	1,186(87.0)	39(2.9)	18(1.3)	7(0.5)	16(1.2)	1,363(100)	
でない								
不明	59(50.9)	49(42.2)	6(5.2)	2(1.7)	0	0	116(100)	
合計	176(6.9)	1,889(74.5)	258(10.2)	97(3.8)	47(1.9)	69(2.7)	2,536(100)	

市区町村要保護児童対策地域協議会の管理ケースとなっている事例でも 62.0%で個別ケース検討会議が開催されてない。

(4) 主担当機関

この間に児童相談所が受理した事例のうち、主担当機関が児童相談所は853件、市区町村の調整機関が327件、その他の市区町村機関が82件、その他の機関が60件、決めなかったのは237件であった。

このうち現在の虐待の程度と主担当機関の関係は(表 6-49)の通りである。

(表6-49) 虐待の程度(現在)の主担当機関

主担当機関								
				他の市区	決めな			
		児童相談所	調整機関	町村機関	かった	その他	不明	合計
	生命の危機	9(56.3)	0	0	0	3(18.8)	4(25.0)	16(100)
虐	重度	43(64.2)	2(3.0)	2(3.0)	2(3.0)	1(1.5)	17(25.4)	67(100)
待	中度	113(42.0)	33(12.3)	10(3.7)	17(6.3)	1(0.3)	95(35.3)	269(100)
0)	軽度	255(29.5)	123(14.2)	33(3.8)	84(9.7)	15(1.7)	355(41.0)	865(100)
程	おそれ	204(33.6)	94(15.5)	17(2.8)	51(8.4)	15(2.5)	227(37.3)	608(100)
度	虐待でない	169(31.8)	57(10.7)	20(3.8)	66(12.4)	22(4.1)	198(37.2)	532(100)
	不明	44(24.6)	9(5.0)	0	14(7.8)	3(1.7)	109(60.9)	179(100)
	合計	853(33.6)	327(12.9)	82(3.2)	237(9.3)	60(2.4)	977(38.5))	2,536(100)

中度で 42.0%, 重度, 生命の危機では 5 割以上が児童相談所が主担当機関になっている。 しかし「軽度」や「おそれ」, 「虐待でない」でも約 3 割は児童相談所が主担当機関である ことが, 児童相談所の業務圧迫の要因の一つと思われる。

6) 子ども・保護者への対応

(1) 保護者へのかかわり

児童相談所や子どもの所属を除く調整機関以外も含めた市区町村の保護者に対するかか わりを,児童相談所受理前と現在(終結時)で聞いた。

(ア) 来所して面接

保護者に来所してもらい個別面接したのは(表 6-50)である。

(表 6-50) 来所して面接

	受理	里前	現在(終	結時)
回 数	児童相談所	市区町村	児童相談所	市区町村
0	2,149(84.7)	2,029(80.0)	1,589(62.7)	1,996(78.7)
1	145(5.7)	130(5.1)	375(14.8)	127(5.0)
2	59(2.3)	43(1.7)	124(4.9)	67(2.6)
3	21(0.8)	30(1.2)	86(3.4)	39(1.5)
4	15(0.6)	14(0.6)	80(3.2)	21(0.8)
5	15(0.6)	11(0.4)	52(2.1)	12(0.5)
6	9(0.4)	2(0.1)	28(1.1)	2(0.1)
7	8(0.3)	2(0.1)	29(1.1)	0
8以上	25(1.0)	31(1.2)	104(4.1)	38(1.5)
不明	90(3.5)	244(9.6)	69(2.7)	234(9.2)
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)

市区町村で面接した受理前の 263 件, 現在(終結時)の 306 件の職員の職種は複数回答で(表 6-51)の通りである。

(表 6-51) 市区町村で保護者の来所面接の対応職種(複数回答)

対応者	受理前	現在(終結時)
その他の相談員	157(59.7)	226(73.9)
社会福祉士	90(34.2)	182(59.5)
保健師	116(44.1)	128(41.8)
社会福祉主事	96(36.5)	112(36.6)
事務職	48(18.3)	64(20.9)
心理士	31(11.8)	52(17.0)
保育士	34(12.9)	37(12.1)
その他	41(15.6)	56)18.3)
計	263 (100)	306 (100)

(イ) 家庭訪問による面接

保護者宅を訪問して面接を行った事例の様子は(表 6-52)の通りである。

(表 6-52) 家庭訪問による保護者面接の回数

	受理前		現在(終	結時)
回 数	児童相談所	市区町村	児童相談所	市区町村
0	2,104(83.0)	1,941(76.5)	1,161(45.8)	1,771(69.8)
1	171(6.7)	132(5.2)	716(28.2)	208(8.2)
2	79(3.1)	74(2.9)	224(8.8)	114(4.5)
3	28(1.1)	32(1.3)	123(4.9)	57(2.2)
4	10(0.4)	23(0.9)	66(2.6)	36(1.4)
5	15(0.6)	25(1.0)	62(2.4)	31(1.2)
6	8(0.3)	4(0.2)	23(0.9)	15(0.6)
7	6(0.2)	1(0.0)	26(1.0)	9(0.4)
8以上	29(1.1)	58(2.3)	80(3.2)	66(2.6)
不明	86(3.4)	246(9.7)	55(2.2)	229(9.0)
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)

市区町村で家庭訪問した受理前の 349 件, 現在(終結時)の 536 件の職員の職種は複数 回答で(表 6-53)の通りである。

(表 6-53) 市区町村で家庭訪問による保護者の面接の対応職種(複数回答)

対応者	受理前	現在(終結時)
その他の相談員	153(43.8)	262(48.9)
社会福祉士	140(40.1)	249(46.5)
保健師	189(54.2)	255(47.6)
社会福祉主事	110(31.5)	170(31.7)
事務職	67(19.2)	98(18.3)
心理士	18(5.2)	29(5.4)
保育士	27(7.7)	48(9.0)
その他	43(12.3)	67(12.5)
計	349(100)	536(100)

家庭訪問による保護者面接について現在(終了時)においては、社会福祉士と保健師、相談員がほぼ同じ割合で実施していた。これらの割合は職員構成によっても左右されるが、 来所相談に比べて保健師の割合が高くなっている。

(ウ) 個別心理面接

保護者に対して個別心理面接を行った事例の様子は(表 6-54)の通りである。

(表 6-54) 個別心理面接の回数

	受理前		現在(終	結時)
回 数	児童相談所	市区町村	児童相談所	市区町村
0	2,377(93.7)	2,221(87.7)	2,252(88.8)	2,187(86.2)
1	30(1.2)	80(3.2)	88(3.5)	118(4.7)
2	8(0.3)	3(0.1)	29(1.1)	7(0.3)
3	4(0.2)	6(0.2)	20(0.8)	1(0.0)
4	8(0.3)	1(0.0)	15(0.6)	0
5	1(0.0)	1(0.0)	20(0.8)	2(0.1)
6	0	0	3(0.1)	0
7	0	0	7(0.3	4(0.2)
8以上	9(0.4)	1(0.0	22(0.9)	2(0.1)
不明	99(3.9)	223(8.8)	80(3.2)	215(8.5)
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)

なお「不明」の中には、実態が分からない場合も多かったが、実施は児童相談所で把握 しているが回数や職種が分からないために記載されない事例も多くみられた。

市区町村で個別心理面接を受理以前に行っていた 92 件と現在 (終結時) の 134 件を担当した職種は (表 6-55) の通りである。

(表 6-55) 保護者に対する個別心理面接の対応職種(複数回答)

対応者	受理前	現在(終結時)
その他の相談員	5(5.4)	12(9.0)
社会福祉士	6(6.5)	14(10.4)
保健師	7(7.6)	5(3.7)
社会福祉主事	16(17.4)	12(9.0)
事務職	7(7.6)	11(8.2)
心理士	49(53.3)	89(66.4)
保育士	1(1.1)	2(1.5)
その他	12(13.0)	16(11.9)
計	92(100)	134(100)

個別心理面接は心理士が担う割合が高いが、それ以外の職種も行っていた。

(エ) グループ療法, グループワーク

虐待事例のグループ療法等の実施状況は(表 6-56)の通りである。

(表 6-56) グループ療法, グループワークの回数

	受理前		現在(終	結時)
回 数	児童相談所	市区町村	児童相談所	市区町村
0	2,431(95.9)	2,289(90.3)	2,440(96.2)	2,292(90.4)
1	0	12(0.5)	2(0.1)	11(0.4)
2	0	0	0	0
3	0	1(0.0)	0	1(0.0)
4	0	0	0	0
5	0	0	0	0
6	0	0	0	0
7	1(0.0)	0	1(0.0)	0
8以上	0	0	0	1(0.0)
不明	104(4.1)	234(9.2)	93(3.7)	231
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)

虐待相談として受け付けた保護者へのグループ療法,グループワークは,児童相談所も 市区町村もほとんど行われていなかった。特に虐待受理後にもグループでの保護者支援は ほとんど行われていないのは特記される。

市区町村でグループ療法等を受理以前に行っていた 13 件と現在(終結時)の 13 件を担当した職種は(表 6-57)の通りである。

(表 6-57) 保護者に対するグループ療法等の対応職種(複数回答)

対応者	受理前	現在(終結時)
その他の相談員	2(13.3)	3(23.1)
社会福祉士	1(7.7)	0
保健師	5(38.5)	4(30.8)
社会福祉主事	4(30.8)	4(30.8)
事務職	0	0
心理士	1(7.7)	3(23.1)
保育士	1(7.7)	0
その他	4(30.8)	4(30.8)
計	13(100)	13(100)

(才) 精神科医療同行

虐待事例の保護者への精神科医療の実施状況は(表 6-58)の通りである。

(表 6-58) 精神科医療の同行の回数

	受理前		現在(終	結時)
回 数	児童相談所	市区町村	児童相談所	市区町村
0	2,425(95.6)	2,268(89.5)	2,402(94.7)	2,265(89.3)
1	10(0.4)	21(0.8)	34(1.3)	22(0.9)
2	0	1(0.0)	9(1.3)	5(0.2)
3	0	2(0.1)	0	3(0.1)
4	2(0.1)	0	0	0
5	0	3(0.1)	1(0.0)	4(0.2)
6	0	0	0	0
7	0	0	0	0
8以上	0	0	2(0.1)	0
不明	99(3.9)	241(9.5)	88(3.5)	237(9.3)
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)

(表 6-23) では、現在(終結時)でも精神病が保護者の 9.9%、神経症(ノイローゼ)が 2.2%で認められ、保護者の精神科医療受診は重要な支援策の一つと考えられるが、児童相談所も市区町村も精神科医療受診の同行はほとんど行われていない。

市区町村で精神科医療同行を行ったのは、児童相談所受理前で 12 件、現在(終結時)で 34 件であった。

(表 6-59) 保護者に対する精神科医療同行の市区町村の対応職種(複数回答)

対応者	受理前	現在(終結時)
その他の相談員	3(25.0)	9(26.5)
社会福祉士	7(58.3)	15(44.1)
保健師	8(66.7)	6(17.6)
社会福祉主事	6(50.0)	11(32.4)
事務職	4(33.3)	4(11.8)
心理士	4(33.3)	9(26.5)
保育士	0	2(5.9)
その他	5(41.7)	8(23.5)
計	12(100)	34(100)

受理前は保健師の同行が多かったが、現在(終結時)では社会福祉士をはじめ多くの職種に分散している。

(2) 保護者との面接

保護者との合計の面接回数を尋ねたのが(表 6-60)である。

(表 6-60) 保護者との面接回数

	受理前		現在(終	結時)
回 数	児童相談所	市区町村	児童相談所	市区町村
0	1,938(76.4)	1,562(61.6)	717(28.3)	1,281(50.5)
1	194(7.6)	450(17.7)	755(29.3)	603(23.8)
2	107(4.2)	81(3.2)	265(10.4)	139(5.5)
3	26(1.0)	54(2.1)	159(6.3)	78(3.1)
4	30(1.2)	33(1.3)	111(4.4)	45(1.8)
5	25(1.0)	20(0.8)	85(3.4)	43(1.7)
6	6(0.2)	4(0.2)	63(2.5)	15(0.6)
7	16(0.6)	9(0.4)	55(2.2)	9(0.4)
8以上	63(2.5)	77(3.0)	246(9.7)	73(2.9)
不明	131(5.2)	246(9.7)	80(3.2)	250(9.9)
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)

児童相談所での虐待受理前に児童相談所では約2割,市区町村では約3割は保護者との面接を行っていた。しかし現在(終結時)で児童相談所で3割弱,市区町村では半数は保護者との面接を行っていなかった。

児童相談所受理前に市区町村で保護者との面接を行っていた 728 件と現在(終結時)の 1,005 件の対応職種は(表 6-61)の通りである。

(表 6-61) 保護者との面接の市区町村の対応職種(複数回答)

対応者	受理前	現在(終結時)
その他の相談員	197(27.1)	311(30.9)
社会福祉士	150(20.6)	249(24.8)
保健師	216(29.7)	263(26.2)
社会福祉主事	107(14.7)	189(18.8)
事務職	83(11.4)	138(13.7)
心理士	45(6.2)	75(7.5)
保育士	32(4.4)	49(4.9)
その他	49(6.7)	78(7.8)
計	728(100)	1,005(100)

児童相談所受理前は保健師の面接が多いが、受理後は相談員が一番対応していた。

(3) 子どもへの対応

(ア) 来所しての個別面接

子どもに来てもらい個別に面接した状況を尋ねたのが(表 6-62)である。

(表 6-62) 子どもとの来所個別面接回数

	受理前		現在(終	結時)
回 数	児童相談所	市区町村	児童相談所	市区町村
0	2,231(88.0)	2,039(80.4)	1,885(74.3)	1,929(76.1)
1	96(3.8)	192(7.6)	255(10.1)	261(10.3)
2	25(1.0)	12(0.5)	85(3.4)	42(1.7)
3	16(0.6)	11(0.4)	46(1.8)	19(0.7)
4	6(0.2)	2(0.1)	36(1.4)	10(0.4)
5	14(0.6)	6(0.2)	35(1.4)	9(0.4)
6	2(0.1)	0	27(1.1)	3(0.1)
7	1(0.0)	0	13(0.5)	2(0.1)
8以上	17(0.7)	3(0.1)	52(2.1)	6(0.2)
不明	128(5.0)	271(10.7)	102(4.0)	255(10.1)
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)

子どもとの来所面接は(表 6-54)の保護者との面接に比べて少なく,受理後でもどちら も約 75%は来所面接は行っていない。

児童相談所受理前に市区町村で子どもと来所個別面接を行っていた 177 件と現在(終結時)の 352 件の対応職種は(表 6-63)の通りである。

(表 6-63) 子どもとの来所個別面接の市区町村の対応職種(複数回答)

対応者	受理前	現在(終結時)
その他の相談員	39(22.0)	82(23.3)
社会福祉士	50(28.2)	85(24.1)
保健師	63(35.6)	67(19.0)
社会福祉主事	53(29.9)	60(17.0)
事務職	13(7.3)	23(6.5)
心理士	29(16.4)	71(20.2)
保育士	14(7.9)	20(6.7)
その他	13(7.3)	28(8.0)
計	177 (100)	352(100)

受理前は保健師と社会福祉主事の割合が高いが、受理後はともに割合が減少している。

(イ) 学校等での面接

子どもと学校等や家庭訪問による面接の状態を尋ねたのが(表 6-64)である

(表 6-64) 子どもとの学校等や家庭での面接回数

	受理	L 前	現在(終	結時)	
回 数	児童相談所	市区町村	児童相談所	市区町村	
0	2,161(85.2)	2,035(80.2)	1,512(59.6)	1,917(75.6)	
1	143(5.6)	89(3.5)	518(20.4)	134(5.3)	
2	39(1.5)	42(1.7)	156(6.2)	82(3.2)	
3	19(0.7)	20(0.8)	92(3.6)	47(1.9)	
4	17(0.7)	9(0.49	37(1.5)	16(0.6)	
5	8(0.3)	17(0.7)	48(1.9)	21(0.8)	
6	5(0.2)	3(0.1)	12(0.5)	5(0.2)	
7	2(0.1)	0	23(0.9)	6(0.2)	
8以上	9(0.4)	21(0.8)	35(1.4)	25(1.0)	
不明	133(5.2)	300(11.8)	103(4.1)	283(11.2)	
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	

児童相談所受理前に市区町村で子どもと訪問面接を行っていた 201 件と現在(終結時)の 336 件の対応職種は(表 6-65)の通りである。

(表 6-65) 子どもとの来所個別面接の市区町村の対応職種(複数回答)

対応者	受理前	現在(終結時)	
その他の相談員	119(59.2)	192(57.1)	
社会福祉士	92(45.8)	153(45.5)	
保健師	102(50.7)	141(42.0)	
社会福祉主事	68(33.8)	97(28.9)	
事務職	59(29.4)	72(21.4)	
心理士	13(6.5)	34(10.1)	
保育士	13(6.5)	27(8.0)	
その他	37(18.4)	49(14.6)	
計	201(100)	336(100)	

訪問面接は、どの職種も現在(終結時)ではかかわる件数は増えているが、特に保健師、社会福祉士、その他の相談員が実施する割合が高く、その傾向は受理前も同様であった。

(ウ) 子どもとの面接

子どもとの合計の面接回数を尋ねたのが(表 6-66)である。

(表 6-66) 子どもとの面接回数

	受理	里前	現在(終	結時)	
回 数	児童相談所	市区町村	児童相談所	市区町村	
0	2,061(81.3)	1,989(78.4)	1,178(46.5)	1,591(62.7)	
1	146(5.8)	108(4.3)	575(22.7)	444(17.5)	
2	50(2.0)	45(1.8)	154(6.1)	100(3.9)	
3	33(1.3)	23(0.9)	119(4.7)	49(1.9)	
4	17(0.7)	8(0.3)	61(2.4)	18(0.7)	
5	17(0.7)	17(0.7)	49(1.9)	26(1.0)	
6	7(0.3)	5(0.2)	29(1.1)	9(0.4)	
7	6(0.2)	1(0.0)	38(1.5)	7(0.3)	
8以上	47(1.9)	26(1.0)	220(8.7)	33(1.3)	
不明	152(6.0)	314(12.4)	113(4.5)	259(10.2)	
計	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	2,536(100)	

児童相談所での虐待受理前に児童相談所で 12.7%、市区町村でも 9.2%の子どもとの面接を行っていた。現在 (終結時) で児童相談所は 49.1%の子どもに面接を行っているのに対し, 市区町村では 27.0%の子どもとしか面接を行っていない。

児童相談所受理前に市区町村で子どもと面接を行っていた 233 件と現在(終結時)の 686 件の対応職種は(表 6-67) の通りである。

(表 6-67) 子どもとの面接の市区町村の対応職種(複数回答)

対応者	受理前	現在(終結時)
その他の相談員	108(46.4)	183(26.7)
社会福祉士	95(40.8)	170(24.8)
保健師	127(54.5)	145(21.1)
社会福祉主事	73(31.3)	101(14.7)
事務職	42(18.0)	72(10.5)
心理士	49(21.0)	102(14.9)
保育士	18(7.7)	36(5.2)
その他	26(11.2)	52(7.6)
計	233(100)	686(100)

児童相談所で虐待相談として受理後は、市区町村で子どもと面接する件数は 2.9 倍に増えているが各職種の割合は減少しており、1 事例にかかわる職種が減少したと思われる。

7) 市区町村でのかかわり

(1) 家族に対するかかわり

市区町村の関係機関と家族とのかかわりは(表 6-68)の通りである。

(表 6-68) 市区町村関係機関と家族のかかわり

	なしなり	少しあり	あり	不明	未記載	 合計					
調整機関	J. 5										
受理前	1,636(64.5)	310(12.2)	436(17.2)	108(4.3)	46(1.8)	2,536(100)					
現在(終結時)	1,476(58.2)	325(12.8)	569(22.4)	105(4.1)	61(2.4)	2,536(100)					
上 児童福祉部門											
受理前	1,645(64.9)	228(9.0)	399(15.7)	150(5.9)	114(4.5)	2,536(100)					
現在(終結時)	1,508(59.5)	304(12.0)	512(20.2)	136(5.4)	76(3.0)	2,536(100)					
母子保健部署											
受理前	1,493(58.9)	404(15.9)	425(16.8)	159(6.3)	55(2.2)	2,536(100)					
現在(終結時)	1,545(60.9)	330(13.0)	448(17.7)	148(5.8)	65(2.6)	2,536(100)					
精神保健担当部	精神保健担当部署										
受理前	2,150(84.8)	43(1.7)	86(3.4)	203(8.0)	54(2.1)	2,536(100)					
現在(終結時)	2,139(84.3)	48(1.9)	94(3.7)	188(7.4)	67(2.6)	2,536(100)					
生活保護担当部	7署										
受理前	1,989(78.4)	31(1.2)	347(13.7)	113(4.5)	56(2.2)	2,536(100)					
現在(終結時)	1,957(77.2)	37(1.5)	372(14.7)	104(4.1)	66(2.6)	2,536(100)					
(主任)児童委員											
受理前	2,117(83.5)	66(2.6)	42(1.7)	264(10.4)	47(1.9)	2,536(100)					
現在(終結時)	2,089(82.4)	78(3.1)	58(2.3)	249(9.8)	62(2.4)	2,536(100)					
警察											
受理前	1,505(59.4)	247(9.7)	662(26.1)	71(2.8)	51(2.0)	2,536(100)					
現在(終結時)	1,876(74.0)	199(7.8)	269(10.6)	135(5.3)	57(2.2)	2,536(100)					
保育所											
受理前	1,769(69.8)	71(2.8)	559(22.0)	85(3.4)	52(2.1)	2,536(100)					
現在(終結時)	1,791(70.6)	55(2.2)	548(21.6)	75(3.0)	67(2.6)	2,536(100)					
幼稚園											
受理前	2,155(85.0)	17(0.7)	193(7.6)	99(3.9)	72(2.8)	2,536(100)					
現在(終結時)	2,150(84.8)	14(0.6)	201(7.9)	88(3.5)	83(3.3)	2,536(100)					
児童館											
受理前	2,091(82.5)	12(0.5)	21(0.8)	335(13.2)	77(3.0)	2,536(100)					
現在(終結時)	2,107(83.1)	13(0.5)	18(0.7)	317(12.5)	81(3.2)	2,536(100)					

	なし	少しあり	あり	不明	未記載	合計					
学童保育											
受理前	2,151(84.8)	17((0.7)	67(2.6)	236(9.3)	65(2.6)	2,536(100)					
現在(終結時)	2,158(85.1)	21(0.8)	68(2.7)	215(8.5)	74(2.9)	2,536(100)					
学校											
受理前	1,066(42.0)	121(4.8)	1,241(48.9)	47(1.9)	61(2.4)	2,536(100)					
現在(終結時)	1,032(40.7)	125(4.9)	1,266(49.9)	47(1.9)	66(2.8)	2,536(100)					
医療機関											
受理前	1,805(71.2)	114(4.5)	300(11.8)	261(10.3)	56(2.2)	2,536(100)					
現在(終結時)	1,759(69.4)	115(4.5)	330(13.0)	259(10.2)	73(2.8)	2,536(100)					
祖父母·親族											
受理前	1,022(40.3)	350(13.8)	705(27.8)	398(15.7)	61(2.4)	2,536(100)					
現在(終結時)	991(39.1)	332(13.1)	787(31.0)	361(14.2)	65(2.5)	2,536(100)					
里親·児童養護	施設										
受理前	2,335(92.1)	12(0.5)	51(2.0)	79(3.1)	59(2.3)	2,536(100)					
現在(終結時)	2,253(88.8)	12(0.5)	132(5.2)	64(2.5)	75(3.0)	2,536(100)					
近隣知人											
受理前	1,568(61.8)	179(7.1)	144(5.7)	582(22.9)	63(2.5)	2,536(100)					
現在(終結時)	1,588(62.6)	161(6.3)	149(5.9)	569(22.4)	69(2.7)	2,536(100)					
NPO 等											
受理前	2,020(79.7)	11(0.4)	23(0.9)	423(16.7)	59(2.3)	2,536(100)					
現在(終結時)	2,024(79.8)	12(0.5)	25(1.0)	404(15.9)	71(2.8)	2,536(100)					

受理前に比べ現在(終結時)では、調整機関が 5.2 ポイント、児童福祉部署は 4.5 ポイント、祖父母・親族は 3.2 ポイント、ほど「あり」の割合が増加している。逆に警察は受理前から現在(終結時)で 15.5 ポイント減少している。

(2) サービス利用

主に市区町村が提供するサービスの利用状況が(表 6-69)である。

(表 6-69) サービスの利用状況

現在(終 37 11 1.744 117 282 262 12 71 2.536		利用	少し利	利用	サービスが	対象外	不明	その	未記	合計
接触性 27 8		した	用した	しない	ない			他	載	
現在(終 37 11 1.744 117 282 262 12 71 2.536	養育支援~	ヘルパー利	用							
規在(終 37 11 1,744 117 282 262 12 71 2,536 結時) (1.5) (0.4) (68.8) (4.6) (11.1) (10.3) (0.5) (2.8) (100) 生活保護受給 受理前 340 4 1,623 0 431 0 60 78 2,536 (13.4) (0.2) (64.0) (17.0) (2.4) (3.1) (100) 現在(終 380 14 1,546 0 437 75 14 70 2,536 結時) (15.0) (0.6) (61.0) (17.2) (3.0) (0.6) (2.8) (100) 保護者の精神科受診の紹介、同行等 受理前 84 32 1,811 16 259 250 22 62 2,536 (3.3) (1.3) (71.4) (0.6) (10.2) (9.9) (0.9) (2.4) (100) 現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 活時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 母子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 (3.9) (4.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園、幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 (31.0) (3.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	受理前	27	8	1,725	114	279	313	11	59	2,536
### (1.5) (0.4) (68.8) (4.6) (11.1) (10.3) (0.5) (2.8) (100) 生活保護受給 受理前 340 4 1,623 0 431 0 60 78 2,536 (13.4) (0.2) (64.0) (17.0) (2.4) (3.1) (100) 現在(終 380 14 1,546 0 437 75 14 70 2,536 (3.3) (1.5) (1.3) (1.0) (1.7.2) (3.0) (0.6) (2.8) (100) (1.7.2) (3.0) (0.6) (2.8) (100) (2.8) (1.3) (1.3) (1.3) (71.4) (0.6) (10.2) (9.9) (0.9) (2.4) (100) (2.4) (100) (2.8) (1.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) (2.7) (100) (2.8) (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) (2.8) (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) (2.8) (1.5) (2.5) (2.5) (100) (2.8) (2.8) (1.5) (2.8) (2		(1.1)	(0.3)	(68.0)	(4.5)	(11.0)	(12.3)	(0.4)	(2.3)	(100)
生活保護受給 340 4 1,623 0 431 0 60 78 2,536 現在(終 380 14 1,546 0 437 75 14 70 2,536 結時) (15.0) (0.6) (61.0) (61.0) (17.2) (3.0) (0.6) (2.8) (100) 保護者の精神科受診の紹介,同行等 受理前 84 32 1,811 16 259 250 22 62 2,536 330 (1.3) (71.4) (0.6) (10.2) (9.9) (0.9) (2.4) (100) 現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 330 24 68 2,536 結時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 母子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 結時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園,幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 病時) (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	現在(終	37	11	1,744	117	282	262	12	71	2,536
受理前 340 4 1,623 0 431 0 60 78 2,536 (13.4) (0.2) (64.0) (17.0) (2.4) (3.1) (100) 現在(終 380 14 1,546 0 437 75 14 70 2,536 結時) (15.0) (0.6) (61.0) (17.2) (3.0) (0.6) (2.8) (100) 保護者の精神科受診の紹介、同行等 受理前 84 32 1,811 16 259 250 22 62 2,536 (3.3) (1.3) (71.4) (0.6) (10.2) (9.9) (0.9) (2.4) (100) 現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 法時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 母子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 法時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園、幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 法時) (30.3) (0.8) (42.0) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 學童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (1.00) 現在(終 88 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	結時)	(1.5)	(0.4)	(68.8)	(4.6)	(11.1)	(10.3)	(0.5)	(2.8)	(100)
現在(終 380 14 1,546 0 437 75 14 70 2,536 結時) (15.0) (0.6) (61.0) (17.2) (3.0) (0.6) (2.8) (100) 保護者の精神科受診の紹介、同行等 受理前 84 32 1,811 16 259 250 22 62 2,536 (3.3) (1.3) (71.4) (0.6) (10.2) (9.9) (0.9) (2.4) (100) 現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 活時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 母子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 活時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園、幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 活時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 信時) (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	生活保護受									
現在(終 380 14 1,546 0 437 75 14 70 2,536 結時) (15.0) (0.6) (61.0) (17.2) (3.0) (0.6) (2.8) (100) 保護者の精神科受診の紹介、同行等 受理前 84 32 1,811 16 259 250 22 62 2,536 (3.3) (1.3) (71.4) (0.6) (10.2) (9.9) (0.9) (2.4) (100) 現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 结時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 母子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 结時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園、幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 结時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (100) 学童保育利用	受理前	340	4	1,623	0	431	0	60	78	2,536
### (15.0) (0.6) (61.0) (17.2) (3.0) (0.6) (2.8) (100) 保護者の精神科受診の紹介、同行等 受理前 84 32 1,811 16 259 250 22 62 2,536 (3.3) (1.3) (71.4) (0.6) (10.2) (9.9) (0.9) (2.4) (100) 現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 注時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 母子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 注時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園、幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 注時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 注明 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536		(13.4)	(0.2)	(64.0)		(17.0)		(2.4)	(3.1)	(100)
保護者の精神科受診の紹介,同行等 受理前 84 32 1,811 16 259 250 22 62 2,536 (3.3) (1.3) (71.4) (0.6) (10.2) (9.9) (0.9) (2.4) (100) 現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 結時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 母子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 結時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園、幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	現在(終	380	14	1,546	0	437	75	14	70	2,536
受理前 84 32 1,811 16 259 250 22 62 2,536 (3.3) (1.3) (71.4) (0.6) (10.2) (9.9) (0.9) (2.4) (100) 現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 括時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 母子生活支援施設入所 2理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 括時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園,幼稚園等利用 2理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 活時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 2理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	結時)	(15.0)	(0.6)	(61.0)		(17.2)	(3.0)	(0.6)	(2.8)	(100)
現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 結時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.4) (100) 日本 (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 日本 (4.5) (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 日本 (4.5) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園、幼稚園等利用 フォース (3.3) (0.8) (42.0) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 フォース (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536 (100) (2.4) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536 (100)	保護者の精	青神科受診	の紹介,同]行等						
現在(終 115 27 1,787 16 269 230 24 68 2,536 結時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 日子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 结時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園,幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	受理前	84	32	1,811	16	259	250	22	62	2,536
結時) (4.5) (1.1) (70.5) (0.6) (10.6) (9.1) (0.9) (2.7) (100) 母子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 接時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園,幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) <t< td=""><td></td><td>(3.3)</td><td>(1.3)</td><td>(71.4)</td><td>(0.6)</td><td>(10.2)</td><td>(9.9)</td><td>(0.9)</td><td>(2.4)</td><td>(100)</td></t<>		(3.3)	(1.3)	(71.4)	(0.6)	(10.2)	(9.9)	(0.9)	(2.4)	(100)
母子生活支援施設入所 受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 結時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園,幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493	現在(終	115	27	1,787	16	269	230	24	68	2,536
受理前 34 14 1,901 19 397 96 12 63 2,536 (1.3) (0.6) (75.0) (0.7) (15.7) (3.8) (0.5) (2.5) (100) 現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 結時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園,幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 <td< td=""><td>結時)</td><td>(4.5)</td><td>(1.1)</td><td>(70.5)</td><td>(0.6)</td><td>(10.6)</td><td>(9.1)</td><td>(0.9)</td><td>(2.7)</td><td>(100)</td></td<>	結時)	(4.5)	(1.1)	(70.5)	(0.6)	(10.6)	(9.1)	(0.9)	(2.7)	(100)
現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 結時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園,幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	母子生活力	支援施設入	.所							
現在(終 39 6 1,915 20 393 76 10 77 2,536 结時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園, 幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 结時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	受理前	34	14	1,901	19	397	96	12	63	2,536
結時) (1.5) (0.2) (75.5) (0.8) (15.5) (3.0) (0.4) (3.0) (100) 保育園,幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536		(1.3)	(0.6)	(75.0)	(0.7)	(15.7)	(3.8)	(0.5)	(2.5)	(100)
保育園, 幼稚園等利用 受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 (31.0) (0.9) (42.2) (18.5) (3.8) (1.2) (2.4) (100) 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	現在(終	39	6	1,915	20	393	76	10	77	2,536
受理前 787 23 1,069 0 469 96 31 61 2,536 現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	結時)	(1.5)	(0.2)	(75.5)	(0.8)	(15.5)	(3.0)	(0.4)	(3.0)	(100)
現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 結時) (3.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	保育園,幼	稚園等利	用							
現在(終 768 20 1,065 0 492 88 36 67 2,536 结時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	受理前	787	23	1,069	0	469	96	31	61	2,536
結時) (30.3) (0.8) (42.0) (19.4) (3.5) (1.4) (2.6) (100) 学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536		(31.0)	(0.9)	(42.2)		(18.5)	(3.8)	(1.2)	(2.4)	(100)
学童保育利用 受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	現在(終	768	20	1,065	0	492	88	36	67	2,536
受理前 83 10 1,480 7 579 295 12 70 2,536 (3.3) (0.4) (58.4) (0.3) (22.8) (11.6) (0.5) (2.8) (100) 現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	結時)	(30.3)	(0.8)	(42.0)		(19.4)	(3.5)	(1.4)	(2.6)	(100)
現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	学童保育和	刊用			,					
現在(終 82 8 1,493 7 586 266 12 82 2,536	受理前	83	10	1,480	7	579	295	12	70	2,536
		(3.3)	(0.4)	(58.4)	(0.3)	(22.8)	(11.6)	(0.5)	(2.8)	(100)
結時) (3.2) (0.3) (58.9) (0.3) (23.1) (10.5) (0.5) (3.2) (100)	現在(終	82	8	1,493	7	586	266	12	82	2,536
	結時)	(3.2)	(0.3)	(58.9)	(0.3)	(23.1)	(10.5)	(0.5)	(3.2)	(100)

	利用	少し利	利用	サービスが	対象外	不明	その	未記	合計			
	した	用した	しない	ない			他	載				
児童館利用	1											
受理前	30	16	1,613	23	271	500	9	74	2,536			
	(1.2)	(0.6)	(63.6)	(0.9)	(10.7)	(19.7)	(0.4)	(2.9)	(100)			
現在(終	25	16	1,625	29	272	473	10	86	2,536			
結時)	(1.0)	(0.6)	(64.1)	(1.1)	(10.7)	(18.7)	(0.4)	(3.4)	(100)			
子育て支援センター利用												
受理前	62	49	1,725	21	182	410	10	77	2,536			
	(2.4)	(1.9)	(68.0)	(0.8)	(7.2)	(16.2)	(0.4)	(3.0)	(100)			
現在(終	73	50	1,728	21	185	386	8	85	2,536			
結時)	(2.9)	(2.0)	(68.1)	(0.8)	(7.3)	(15.2)	(0.3)	(3.4)	(100)			
ショートステイ利用												
受理前	27	11	1,891	86	207	231	11	72	2,536			
	(1.1)	(0.4)	(74.6)	(3.4)	(8.2)	(9.1)	(0.4)	(2.8)	(100)			
現在(終	19	9	1,918	85	214	200	9	82	2,536			
結時)	(0.7)	(0.4)	(75.6)	(3.4)	(9.4)	(7.9)	(0.4)	(3.2)	(100)			
児童扶養手	5当受給											
受理前	448	4	946	0	595	458	17	68	2,536			
	(17.7)	(0.2)	(37.3)		(23.5)	(18.1)	(0.7)	(2.7)	(100)			
現在(終	468	5	907	0	598	453	34	71	2,536			
結時)	(18.5)	(0.2)	(35.8)		(23.6)	(17.9)	(1.3)	(2.8)	(100)			
就学援助制	度利用											
受理前	132	6	1,133	7	569	616	8	65	2,536			
	(5.2)	(0.2)	(44.7)	(0.3)	(22.4)	(24.3)	(0.3)	(2.6)	(100)			
現在(終	137	9	1,127	8	571	593	13	78	2,536			
結時)	(5.4)	(0.4)	(44.4)	(0.3)	(22.5)	(23.4)	(0.5)	(3.1)	(100)			
子どもの医	療機関受調	》(精神科))									
受理前	80	24	1,787	17	213	339	11	65	2,536			
	(3.2)	(0.9)	(70.5)	(0.7)	(8.4)	(13.4)	(0.4)	(2.6)	(100)			
現在(終	112	25	1,767	16	206	317	19	74	2,536			
結時)	(4.4)	(1.0)	(69.7)	(0.6)	(8.1)	(12.5)	(0.7)	(2.9)	(100)			

	利用	少し利	利用	サービスが	対象外	不明	その	未記	合計		
	した	用した	しない	ない			他	載			
子どもの医療機関の受診(小児科)											
受理前	232	65	1,469	0	136	558	13	63	2,536		
	(9.1)	(2.6)	(57.9)		(5.4)	(22.0)	(0.5)	(2.5)	(100)		
現在(終	240	49	1,480	0	130	539	17	81	2,536		
結時)	(9.5)	(1.9)	(58.4)		(5.1)	(21.3)	(0.7)	(3.2)	(100)		
児童発達す	友援サービ	ス利用									
受理前	60	23	1,666	15	337	360	10	65	2,536		
	(2.4)	(0.9)	(65.7)	(0.6)	(13.3)	(14.2)	(0.4)	(2.6)	(100)		
現在(終	67	18	1,666	19	349	324	14	79	2,536		
結時)	(2.6)	(0.7)	(65.7)	(0.7)	(13.8)	(12.8)	(0.6)	(3.1)	(100)		

虐待事例への支援においては、市区町村が持つ福祉サービスの利用が重要と言われている。

しかし、多くのサービスについて受理後に「利用した」の割合は増えているが、その伸び率はおおむね数ポイント程度であり、保育園の利用等減少しているものも複数あった。

(3) 効果

この事例で最も効果が大きかったと思われる市区町村のかかわりは、家庭訪問 704 件、 来所個別面接 324 件、同行 14 件などであった。

(ア) 保護者への支援

(a) 子どもの年齢との関係

保護者への支援の効果と市区町村のかかわりの関係は(表 6-70)の通りであった。

(表6-70) 子どもの年齢別効果のあった保護者への支援内容

		最も効果の大きかった保護者への支援											
	来所個別		個別心理	グループ									
	面接	家庭訪問	面接	ワーク	同行	その他	未記載	合計					
0~3歳未満	64(13.9)	128(27.7)	0	0	5(1.1)	121(26.2)	144(31.2)	462(100)					
3~6歳未満	63(11.4)	165(29.8)	3(0.5)	2(0.4)	4(0.7)	124(22.4)	193(34.8)	554(100)					
6~9歳未満	63(13.8)	123(27.0)	0	0	1(0.2)	117(25.7)	152(33.3)	456(100)					
9~12歳未満	55(12.4)	117(26.4)	3(0.7)	1(0.2)	2(0.5)	114(25.7)	152(34.2)	444(100)					
12~15歳未満	55(14.2)	106(27.3)	0	0	0	100(25.8)	127(32.7)	388(100)					
15歳以上	21(9.8)	60(28.0)	0	1(0.5)	1(0.5)	46(21.5)	85(39.7)	214(100)					
未記載	3(16.7)	5(27.8)	0	0	1(5.6)	4(22.2)	5(27.8)	18(100)					
合 計	324(12.8)	704(27.8)	6(0.2)	4(0.2)	14(0.5)	626(24.7)	858(33.8)	2,536(100)					

子どもの年齢と市区町村のサービス提供に差はなかったが、どの年齢も家庭訪問の割合が高かった。

(b) 虐待の種類

虐待の種類と保護者への支援内容の関係は(表 6-71)の通りであった。

(表6-71) 虐待種別と効果のあった保護者への支援内容

			最も	効果の大きた	いった保護者	4への支援		
	来所個別		個別心	グループ				
	面接	家庭訪問	理面接	ワーク	同行	その他	未記載	合計
身体的	69(12.6)	149(27.2)	0	2(0.4)	1(0.2)	149(27.2)	178(32.5)	548(100)
心理的	59(12.1)	139(28.4)	2(0.4)	2(0.4)	3(0.6)	116(23.7)	168(34.4)	489(100)
(DV目撃)								
心理的	65(14.8)	106(24.1)	0	0	2(0.5)	106(24.1)	161(36.6)	440(100)
性的	6(15.8)	8(21.1)	0	0	0	13(34.2)	11(28.9)	38(100)
ネグレクト	17(15.7)	32(29.6)	1(0.9)	0	1(0.9)	21(19.4)	36(33.3)	108(100)
(虐待放置)								
ネグレクト	38(11.8)	92(28.5)	0	0	5(1.5)	89(27.6)	99(30.7)	323(100)
虐待でない	51(11.2)	142(31.1)	3(0.7)	0	1(0.2)	104(22.8)	155(34.0)	456(100)
不明	12(9.0)	23(17.2)	0	0	1(0.7)	15(11.2)	83(61.9)	134(100)
合計	317(12.5)	691(27.2)	6(0.2)	4(0.2)	14(0.6)	613(24.2)	891(35.1)	2,536(100)

虐待の種類と市区町村の保護者支援の内容に差は少ないが、どの種別も家庭訪問が多く、 来所個別面接の2倍を超えている種別も多かった。

(c) 虐待の程度

虐待の程度と保護者への支援内容の関係は(表6-72)の通りであった。

(表6-72) 虐待の程度と効果のあった保護者への支援内容

			最	も効果の大きた	いった保護者	育への支援		
	来所個別		個別心	グループ				
	面接	家庭訪問	理面接	ワーク	同行	その他	未記載	合計
生命の危機	1(6.3)	4(25.0)	0	0	0	4(25.0)	7(43.7)	16(100)
重度	9(13.4)	20(29.9)	0	1(1.5)	0	19(28.4)	18(26.9)	67(100)
中度	28(10.4)	86(32.0)	0	0	0	66(24.5)	89(33.1)	269(100)
軽度	103(11.9)	227(26.2)	2(0.2)	1(0.1)	8(0.9)	216(25.0)	308(35.6)	865(100)
おそれ	94(15.5)	159(26.2)	1(0.2)	1(0.2)	3(1.0)	151(24.8)	199(32.7)	608(100)
虐待でない	67(12.6)	162(30.5)	3(0.6)	0	1(0.2)	125(23.5)	174(32.7)	532(100)
不明·未記載	17(9.5)	32(17.9)	0	1(0.6)	2(1.1)	31(17.3)	96(53.6)	179(100)
合計	319(12.6)	690(27.2)	6(0.2)	4(0.2)	14(0.6)	612(24.1)	891(35.1)	2,536(100)

(イ) 子どもへの支援

これらの事例に対して現在(終結時)最も効果のあった子どもへの支援は、学校等での面接635件、来所個別面接99件、個別心理面接44件などであった。

(a) 年齢

子どもの年齢と子どもへの支援の関係は(表6-73)の通りであった。

(表6-73) 子どもの年齢と効果のあった子どもへの支援

			揖	最も効果の	大きかった	こ子どもへ	の支援		
	来所個	学校等	施設等で	個別心	精神科	その他			
	別面接	で面接	の面接	理面接	同行	同行	その他	未記載	合計
0~3歳	19	113	5	8	0	0	136	181	462
未満	(4.1)	(24.5)	(1.1)	(1.7)			(29.4)	(39.2)	(100)
3~6歳	20	151	5	11	1	0	141	225	554
未満	(3.6)	(27.3)	(0.9)	(2.0)	(0.2)		(25.5)	(40.7)	(100)
6~9歳	15	109	6	5	0	2	140	179	456
未満	(3.3)	(23.9)	(1.3)	(1.1)		(0.4)	(30.7)	(39.3)	(100)
9~12歳	20	112	6	8	1	2	118	177	444
未満	(4.5)	(25.2)	(1.4)	(1.8)	(0.2)	(0.5)	(26.6)	(39.9)	(100)
12~15歳	20	96	1	9	3	0	114	145	388
未満	(5.2)	(24.7)	(0.3)	(2.3)	(0.8)		(29.4)	(37.4)	(100)
15歳以上	4	48	0	3	0	1	48	110	214
	(1.9)	(22.4)		(1.4)		(0.5)	(22.4)	(51.4)	(100)
未記載	0	0	0	0	0	0	0	18(100)	18(100)
合計	98	629	23	44	5	5	694	1,035	2,536
	(3.9)	(24.8)	(0.9)	(1.7)	(0.2)	(0.2)	(27.4)	(40.8)	(100)

効果のあった子どもへの支援に子どもの年齢は大きな差がなかった。また学校等と「その他」の割合が多いのも全年齢で共通していた。

(b) 虐待の種類

効果のあった子どもへの支援と虐待の種類は(表 6-74)の通りであった。

(表6-74) 虐待の種類と効果のあった子どもへの支援

			身	見 も効果の	大きかった	き子どもへ	の支援		
	来所個	学校等	施設等で	個別心	精神科	その他			
	別面接	で面接	の面接	理面接	同行	同行	その他	未記載	合計
身体的	22	128	9	11	1	0	159	218	548
	(4.0)	(23.4)	(1.6)	(2.0)	(0.2)		(29.0)	(39.8)	(100)
心理的	23	131	3	9	1	0	130	192	489
(DV目撃)	(4.7)	(26.8)	(0.6)	(1.8)	(0.2)		(26.6)	(39.3)	(100)
心理的	15	93	2	7	1	2	126	194	440
	(3.4)	(21.1)	(0.5)	(1.6)	(0.2)	(0.5)	(28.6)	(44.1)	(100)
性的	2	9	0	1	1	0	12	13	38
	(5.3)	(23.7)		(2.6)	(2.6)		(31.6)	(34.2)	(100)
ネグレクト	2	29	2	1	0	0	24	50	108
(虐待放置)	(1.9)	(26.9)	(1.9)	(0.9)			(22.2)	(46.3)	(100)
ネグレクト	15	87	2	6	1	3	97	112	323
	(4.6)	(26.9)	(0.6)	(1.9)	(0.3)	(0.9)	(30.0)	(34.8)	(100)
虐待でない	11	124	4	6	0	0	125	186	456
	(2.4)	(27.2)	(0.9)	(1.3)			(27.4)	(40.8)	(100)
不明	6	22	0	1	0	0	19	86	134
	(4.5)	(16.4)		(0.7)			(14.2)	(64.2)	(100)
合計	96	623	22	42	5	5	689	1,051	2,536
	(3.8)	(24.6)	(0.9)	(1.7)	(0.2)	(0.2)	(27.2)	(41.4)	(100)

効果のあった子どもへの支援は虐待の種類と大きな差はなかった。各虐待種別の中で学校等での面接の占める割合が一番多く、来所個別面接や個別心理面接の割合は低かった。

(c) 虐待の程度

虐待の程度と効果的な子どもへの支援の関係は(表 6-75)の通りであった。

(表6-75) 虐待の程度と効果的な子どもへの支援

			最も郊	か果の大きか	いった子ども	への支援			
	来所個別	学校等	施設等で	個別心	精神科	その他			
	面接	で面接	の面接	理面接	同行	同行	その他	未記載	合計
生命の危機	1	3	0	0	0	0	5	7	16
	(6.3)	(18.8)					(31.3)	(43.8)	(100)
重度	1	19	2	1	1	0	19	24	67
	(1.5)	(28.4)	(3.0)	(1.5)	(1.5)		(28.4)	(35.8)	(100)
中度	11	72	4	4	1	1	77	99	269
	(4.1)	(26.8)	(1.5)	(1.5)	(0.4)	(0.4)	(28.6)	(36.7)	(100)
軽度	27	212	6	9	2	1	242	366	865
	(3.1)	(24.5)	(0.7)	(1.0)	(0.2)	(0.1)	(28.0)	(42.3)	(100)
おそれ	27	142	3	20	1	3	168	244	608
	(4.4)	(23.4)	(0.5)	(3.3)	(0.2)	(0.5)	(27.6)	(40.1)	(100)
虐待でない	19	145	6	6	0	0	152	204	532
	(3.6)	(27.2)	(1.1)	(1.1)			(28.6)	(38.3)	(100)
不明	9	30	1	3	0	0	29	107	179
	(5.0)	(16.8)	(0.6)	(1.7)			(16.2)	(59.8)	(100)
合計	95	623	22	43	5	5	689	1,051	2,536
	(3.7)	(24.6)	(0.9)	(1.7)	(0.2)	(0.2)	(27.2)	(41.4)	(100)

効果のあった子どもへの支援と虐待の程度には大きな差がなかった。

なお、どれも学校等での面接が多く、個別来所面接、個別心理面接は合計しても 10%以下であった。

(ウ) サービス利用

これらの事例に対して効果のあったサービス利用は、保育所等入所 347 件、生活保護受給 212 件、児童発達支援利用 50 件、母子生活支援施設入所 49 件、児童扶養手当受給 47 件、小児科受診 36 件、精神科受診 35 件、保護者の精神科受診 33 件、などであった。

(a) 子どもの年齢との関係

事例の改善に効果のあった主なサービス利用と年齢との関係は(表 6-76)の通りであった。

(表6-76) 効果のあった主なサービス利用と子どもの年齢

(20 10)	9000000000000000000000000000000000000										
	効果の大き	かったサー	-ビス利用	引(現在・	終結時)						
	保育所•		児童		児童	親の精	子どもの	小児			
	幼稚園	生活保	発達	母子	扶養	神科受	精神科	科受	その他・		
	等利用	護	支援	施設	手当	診	受診	診	未記載	合計	
0~3歳	53	40	6	12	11	6	8	6	320	462	
未満	(11.5)	(8.7)	(1.3)	(2.6)	(2.4)	(1.3)	(1.7)	(1.3)	(69.2)	(100)	
3~6歳	75	51	9	8	7	12	6	8	378	554	
未満	(13.5)	(9.2)	(1.6)	(1.4)	(1.2)	(2.2)	(1.1)	(1.4)	(68.2)	(100)	
6~9歳	62	42	13	7	6	4	4	10	308	456	
未満	(13.6)	(9.2)	(2.9)	(1.5)	(1.3)	(0.9)	(0.9)	(2.2)	(67.5)	(100)	
9~12歳	69	23	9	11	11	7	5	6	303	444	
未満	(15.5)	(5.2)	(2.0)	(2.5)	(2.5)	(1.6)	(1.1)	(1.3)	(68.3)	(100)	
12~15歳	53	39	8	8	9	1	8	5	257	388	
未満	(13.7)	(10.1)	(2.1)	(2.1)	(2.3)	(0.3)	(2.1)	(1.2)	(66.1)	(100)	
15歳以上	32	17	4	3	3	3	4	1	147	214	
	(15.0)	(7.9)	(1.9)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.9)	(0.5)	(68.6)	(100)	
未記載	3	0	1	0	0	0	0	0	14	18	
	(16.7)		(5.6)						(77.8)	(100)	
合計	347	212	50	49	47	33	35	36	1,727	2,536	
	(13.7)	(8.4)	(2.0)	(1.9)	(1.9)	(1.3)	(1.4)	(1.4)	(68.0)	(100)	

(b) 虐待の種類との関係

(表6-77) 虐待の種類別の効果のあった主な市区町村のサービス

		効果の大きかったサービス利用(現在・終結時)									
				児童扶養	児童発						
	生活保護	母子施設	保育所等	手当	達支援	その他	未記載	合 計			
身体的	48(8.8)	9(1.6)	75(13.7)	7(1.2)	10(1.8)	150(27.4)	249(45.5)	548(100)			
心理的(DV目擊)	39(8.0)	4(0.8)	60(12.3)	13(2.7)	9(1.8)	122(24.9)	242(49.5)	489(100)			
心理的	40(9.1)	5(1.2)	58(13.2)	7(1.6)	9(2.0)	105(23.9)	216(49.1)	440(100)			
性的	5(13.2)	3(7.9)	6(15.8)	1(2.6)	0	12(31.6)	11(28.9)	38(100)			
ネグレクト	11(10.2)	2(1.9)	11(10.2)	1(0.9)	1(0.9)	27(25.0)	55(50.9)	108(100)			
(虐待放置)											
ネグレクト	31(9.6)	9(2.8)	56(17.3)	6(1.9)	11(3.4)	92(28.5)	118(36.5)	323(100)			
虐待でない	30(6.6)	12(2.6)	70(15.4)	11(2.4)	10(2.2)	110(24.1)	213(46.7)	456(100)			
不明·未記載	8(6.0)	5(3.7)	11(8.2)	1(0.7)	0	74(55.2)	35(26.1)	134(100)			
合 計	212(8.4)	49(1.9)	347(13.7)	47(1.9)	50(2.0)	692(27.3)	1,139(44.8)	2,536(100)			

どの種別も、保育所等の利用、生活保護の受給の順であった。しかし、その他の割合が 高く、多様なサービスが提供されていることがうかがわれる。

(c) 虐待の程度との関係

虐待の程度と効果の大きかった現在(終結時)のサービス利用の関係は(表6-78)の通りである。

(表6-78) 虐待の程度別の効果のあったサービス利用

			効果の大	きかったサー	・ビス利用(ヨ	見在・終結時)		
				児童扶養	児童発達			
	生活保護	母子施設	保育所等	手当	支援	その他	未記載	合 計
生命の危機	5(31.3)	0	1(6.3)	0	1(6.3)	3(18.8)	6(37.5)	16(100)
重度	7(10.4)	5(7.5)	9(13.4)	1(1.5)	2(3.0)	14(20.9)	29(43.3)	67(100)
中度	27(10.0)	6(2.2)	36(13.4)	6(2.2)	5(1.9)	42(15.6)	147(54.6)	269(100)
軽度	64(7.4)	11(1.3)	121(14.0)	11(1.3)	17(2.0)	150(17.3)	491(56.8)	865(100)
おそれ	46(7.6)	8(1.3)	81(13.3)	14(2.3)	13(2.1)	108(17.8)	338(55.6)	608(100)
虐待でない	45(8.5)	15(2.8)	79(14.8)	13(2.4)	11(2.1)	98(18.4)	271(50.9)	532(100)
不明·未記載	18(10.1)	4(2.2)	20(11.2)	2(1.1)	1(0.6)	24(13.4)	110(61.5)	179(100)
合 計	212(8.4)	49(1.9)	347(13.7)	47(1.9)	50(3.7)	439(17.3)	1,392(54.9)	2,536(100)

生命の危機では生活保護の割合が高かった。これは虐待者から分離後に生活保護の受給が開始されたのかもしれない。重度で母子生活支援施設の割合が高かった。これは(表 6-77)で性虐待の事例が母子生活支援施設に入所する割合が高いことと関係が考えられる。

(d) 継続期間との関係

児童相談所継続期間と効果のあったサービス利用の関係は(表6-79)の通りである。

(表6-79) 児童相談所継続期間別の効果のあったサービス利用

		効果の大きかったサービス利用(現在・終結時)									
				児童扶養	児童発達						
	生活保護	母子施設	保育所等	手当	支援	その他	未記載	合計			
1月未満	57(7.7)	9(1.2)	90(12.1)	9(1.2)	14(1.9)	194(26.1)	371(49.9)	744(100)			
1~5月	32(4.0)	17(2.1)	123(15.4)	17(2.1)	10(1.3)	253(31.6)	348(43.5)	800(100)			
6月以上	123(12.5)	23(2.3)	133(13.5)	21(2.1)	26(2.6)	221(22.5)	435(44.3)	982(100)			
未記載	0	0	1(10.0)	0	0	4(40.0)	5(50.0)	10(100)			
合計	212(15.4)	49(3.6)	347(25.2)	47(3.4)	50(3.6)	672(26.5)	1,159(45.7)	2,536(100)			

生活保護受給や母子生活支援施設入所,児童発達支援の利用は,6月以上が一番多かった。

8) 市区町村との連携

(1)連携の有無

児童相談所で虐待相談として受理した事例の市区町村との連携の程度は(表 6-80)の通りである。

(表 6-80) 市区町村との連携の有無と「なし」の理由

内容	件数(%)
連携した	1,615(63.7)
連携しなかった	842 (33.2)
未記載	79(3.1)
計	2,536(100)

「連携なし」の内訳	件数(%)
他機関と連携で十分であった	366 (43.5)
初期調査で虐待でないと判明	209 (24.8)
以前にも児童相談所がかかわり調整機関の	65 (7.7)
関与がなかった	
虐待が重度で直ちに一時保護した	53(6.3)
受理後すぐに転居して市区町村がかかわる	20(2.4)
時間がなかった	
その他	267 (31.7)
計	842 (100)

(2)連携の評価

「連携あり」の場合に、全体として連携の評価は、「大変うまくいった(大変良好)」 258 件、「うまくいった(良好)」 1,137 件、「あまりうまくいかなかった(不良)」 157 件、「うまくいかなかった(大変不良)」 22 件であった。

(ア) 情報共有について

連携の総合評価と情報共有との関係は(表 6-81)の通りである。

(表6-81) 連携の総合評価と情報共有

			情報共有が図られた									
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合 計					
総	大変良好	245(95.0)	10(3.9)	0	0	3(1.2)	258(100)					
合	良好	943(82.9)	175(15.4)	7(0.6)	6(0.5)	6(0.5)	1,137(100)					
評	不良	78(49.7)	56(35.7)	19(12.1)	3(1.9)	1(0.6)	157(100)					
価	大変不良	4(18.2)	10(45.5)	5(22.7)	1(4.5)	2(9.1)	22(100)					
	その他	41(41.0)	11(11.0)	7(7.0)	20(20.0)	21(21.0)	100(100)					
	未記載	36(4.2)	0	0	2(0.2)	824(95.6)	862(100)					
	合 計	1,347(53.1)	262(10.3)	38(1.5)	32(1.3)	857(33.8)	2,536(100)					

情報共有と連携の総合評価は、ピアソンの積率相関係数は 0.422 で相関があった。

(イ) 迅速な対応

連携の総合評価と迅速な対応の関係は(表 6-82)の通りである。

(表6-82) 連携の総合評価と迅速な対応

			迅速な対応ができた								
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合 計				
総	大変良好	234(90.7)	21(8.1)	0	0	3(1.2)	258(100)				
合	良好	636(55.9)	425(37.4)	38(3.3)	28(2.5)	10(0.9)	1,137(100)				
評	不良	22(14.0)	55(35.0)	67(42.7)	10(6.4)	3(1.9)	157(100)				
価	大変不良	4(18.2)	3(13.6)	2(9.1)	11(50.0)	2(9.1)	22(100)				
	その他	24(24.0)	23(23.0)	8(8.0)	24(24.0)	21(21.0)	100(100)				
未	記載	31(3.6)	10(1.2)	0	3(0.3)	818(94.9)	862(100)				
	合 計	951(37.5)	537(21.2)	115(4.5)	76(3.0)	857(33.8)	2,536(100)				

迅速な対応と連携の総合評価には、ピアソンの積率相関係数は0.452で相関があった。

(ウ) 役割分担

連携の総合評価と役割分担の関係は(表6-83)の通りである。

(表6-83) 連携の総合評価と役割分担

			役割分担が明確であった								
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合 計				
総	大変良好	233(90.3)	19(7.4)	3(1.2)	0	3(1.2)	258(100)				
合	良好	656(57.7)	366(32.2)	75(6.6)	29(2.6)	11(1.0)	1,137(100)				
評	不良	22(14.0)	46(29.3)	76(48.4)	10(6.4)	3(1.9)	157(100)				
価	大変不良	5(22.7)	0	8(36.4)	7(31.8)	2(9.1)	22(100)				
	その他	28(28.0)	18(18.0)	10(10.0)	21(20.0)	23(23.0)	100(100)				
	未記載	31(3.6)	7(0.8)	1(0.1)	2(0.2)	821(95.2)	862(100)				
	合 計	975(38.4)	456(18.0)	173(6.8)	69(2.7)	863(34.0)	2,536(100)				

役割分担が明確であることと連携の総合評価は、ピアソンの積率相関係数は 0.415 で相関があった。

(エ)業務の押し付け合い

役割分担とも関連するが、業務の押し付け合いと連携の評価の関係は(表6-84)の通りである。

(表6-84) 連携の総合評価と業務の押し付け合い

		業務の押し付け合いはなかった							
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合 計		
総	大変良好	241(93.4)	10(3.9)	2(0.8)	2(0.8)	3(1.2)	258(100)		
合	良好	846(74.4)	217(19.1)	43(3.8)	17(1.5)	14(1.2)	1,137(100)		
評	不良	55(35.0)	44(28.0)	45(28.7)	10(6.4)	3(1.9)	157(100)		
価	大変不良	6(27.3)	1(4.5)	7(31.8)	6(27.3)	2(9.1)	22(100)		
	その他	46(46.0)	8(8.0)	5(5.0)	18(18.0)	23(23.0)	100(100)		
	未記載	32(3.7)	5(0.6)	2(0.2)	2(0.2)	821(95.3)	862(100)		
合 計		1,226(48.3)	285(11.2)	104(4.1)	55(2.2)	866(34.1)	2,536(100)		

役割分担の押し付け合いがないことと連携の総合評価は、ピアソンの積率相関係数は 0.348で弱い相関があった。なお業務の押し付け合いは役割分担の認識のズレを意味する が、この背景にはその事例における危険度のアセスメント(評価)の違いが大きいと思われる

(才) 信頼感

この事例を通しての連携の総合評価と相互の信頼感の高まりの関係は(表6-85)の通りである。

(表6-85) 連携の総合評価と信頼感

		相互の信頼感が高まった								
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合 計			
総	大変良好	201(77.9)	48(18.6)	3(1.2)	3(1.2)	3(1.2)	258(100)			
合	良好	372(32.7)	594(52.2)	106(9.3)	48(4.2)	17(1.5)	1,137(100)			
評	不良	3(1.9)	66(42.0)	70(44.6)	15(9.6)	3(1.9)	157(100)			
価	大変不良	0	1(4.5)	5(22.7)	14(63.6)	2(9.1)	22(100)			
	その他	14(14.0)	22(22.0)	15(15.0)	25(25.0)	24(24.0)	100(100)			
	未記載	21(2.4)	15(1.7)	3(0.3)	2(0.2)	821(95.2)	862(100)			
	合 計	611(24.1)	746(29.4)	202(8.0)	107(4.2)	870(34.3)	2,536(100)			

相互の信頼感と連携の総合評価は、ピアソンの積率相関係数は0.449で相関があった。

(力) 負担感

担当者の精神的な負担感と連携の評価の関係は(表6-86)の通りである。

(表6-86) 連携の総合評価と負担感

		担当者の精神的な負担感が減少した							
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合 計		
総	大変良好	188(72.9)	43(16.7)	17(6.6)	4(1.6)	6(2.3)	258(100)		
合	良好	301(26.5)	493(43.4)	231(20.3)	92(8.1)	20(1.8)	1,137(100)		
評	不良	6(3.8) 39(24.8)	79(50.3)	30(19.1)	3(1.9)	157(100)			
価	大変不良	0	0	5(22.7)	15(68.2)	2(9.1)	22(100)		
	その他	10(10.0)	17(17.0)	18(18.0)	29(29.0)	26(26.0)	100(100)		
	未記載	20(2.3)	13(1.5)	2(0.2)	6(0.7)	821(95.2)	862(100)		
	合 計	525(20.7)	605(23.9)	352(13.9)	176(6.4)	878(34.6)	2,536(100)		

担当者の精神的な負担感と連携の総合評価は、ピアソンの積率相関係数は0.416で相関があった。担当者の精神的な負担感の要因はさまざまであろうが、役割分担がうまくいかず、業務を押し付け合い、相手機関に信頼感がなければ、担当者の精神的な負担は相当大きいと思われる。

(キ) 支援の質

子どもや家庭に対する支援の質と連携の評価は(表6-87)の通りである。

(表6-87) 連携の総合評価と支援の質

			支援の質が高まった							
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合 計			
総	大変良好	190(73.6)	52(20.2)	5(1.9)	8(3.1)	3(1.2)	258(100)			
合	良好	301(26.5)	562(49.4)	180(15.8)	70(6.2)	24(2.1)	1,137(100)			
評	不良	2(1.3)	33(21.0)	94(59.9)	25(15.9)	3(1.9)	157(100)			
価	大変不良	0	1(4.5)	5(22.7)	14(63.6)	2(9.1)	22(100)			
	その他	7(7.0)	18(18.0)	22(22.0)	25(25.0)	28(28.0)	100(100)			
	未記載	18(2.1)	12(1.4)	2(0.2)	7(0.8)	823(95.5)	862(100)			
合 計		518(20.4)	678(26.7)	308(12.1)	149(5.9)	883(34.8)	2,536(100)			

「支援の質」の内容は具体的に設定せずに尋ねているので回答者の「支援の質」の内容は不明であるが、支援の質の高さと連携の総合評価は、ピアソンの積率相関係数は0.455で相関があった。

(ク) 虐待状況改善

連携の総合評価と子どもの虐待状況の改善との関係は(表6-88)の通りである。

(表6-88) 連携の総合評価と虐待状況改善

	子どもの虐待状況の改善が図られた						
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合 計
総	大変良好	182(70.5)	43(16.7)	18(7.0)	10(3.9)	5(1.9)	258(100)
合	良好	342(30.0)	526(46.3)	148(13.0)	89(7.8)	32(2.8)	1,137(100)
評	不良	11(7.0)	43(27.4)	74(47.1)	26(16.6)	3(1.9)	157(100)
価	大変不良	0	3(13.6)	7(31.8)	9(40.9)	3(13.6)	22(100)
	その他	12(12.0)	20(20.0)	12(12.0)	26(26.0)	30(30.0)	100(100)
	未記載	21(2.4)	11(1.3)	4(0.5)	5(0.6)	821(95.2)	862(100)
合 計		568(22.4)	646(25.5)	263(10.4)	165(6.5)	894(35.3)	2,536(100)

ピアソンの積率相関係数は 0.367 で弱い相関があった。両者の連携が子どもの虐待状況の改善に影響するのであろうか、逆に、子どもの虐待状況の改善が連携の評価に影響するのであろうか。もう少し検討が必要である。

(ケ) 家庭状況の改善

虐待相談の家庭状況の改善と連携の評価の関係は(表 6-89)の通りである。

(表6-89) 連携の総合評価と家庭状況改善

		-					
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合 計
	大変良好	155(60.1)	60(23.3)	24(9.3)	12(4.7)	7(2.7)	258(100)
総	良好	254(22.3)	573(50.4)	174(15.3)	106(9.3)	30(2.6)	1,137(100)
合	不良	10(6.4)	42(26.8)	75(47.8)	27(17.2)	3(1.9)	157(100)
評	大変不良	0	0	8(36.4)	12(54.5)	2(9.1)	22(100)
価	その他	16(16.0)	14(14.0)	13(13.0)	29(29.0)	28(28.0)	100(100)
	未記載	19(22.0)	14(1.6)	3(0.3)	5(0.6)	821(95.2)	862(100)
	合 計	454(17.9)	703(43.0)	297(11.7)	191(7.5)	891(35.1)	2,536(100)

家庭状況の改善は、ある程度子どもの虐待状況の改善に関与することが推定される。ピアソンの積率相関係数は 0.341 で弱い相関があった。

(コ) 市区町村の対応力の向上

この事例を通しての市区町村の対応力の向上と連携の総合評価との関係は(表 6-90)の通りである。

(表6-90) 連携の総合評価と市区町村の対応力向上

		市区町村の対応力が向上した							
		良好	まあまあ	あまり	不良	未記載	合計		
	大変良好	167(64.7)	74(28.7)	7(2.7)	6(2.3)	4(1.6)	258(100)		
総	良好	197(17.3)	560(49.3)	262(23.0)	95(8.4)	23(2.0)	1,137(100)		
合	不良	1(0.6)	17(10.8)	104(66.2)	32(20.4)	3(1.9)	157(100)		
評	大変不良	0	0	3(13.6)	17(77.3)	2(9.1)	22(100)		
価	その他	6(6.0)	20(20.0)	10(10.0)	35(35.0)	29(29.0)	100(100)		
	未記載	14(1.6)	16(1.9)	3(0.3)	8(0.9)	821(95.2)	862(100)		
	合 計	385(15.2)	687(27.1)	389(15.3)	193(7.6)	882(34.8)	2,536(100)		

市区町村の対応力向上と連携の総合評価には、ピアソンの積率相関係数は0.459で相関があった。一つの事例で市区町村の対応力が簡単に向上するわけではない。しかし事例への対応の積み重ねの中で市区町村の対応力は向上すると考えられる。

先の信頼感との関係と同様な傾向であるが、「対応力が向上しない⇒信頼感が生まれない⇒連携の評価が低い⇒役割分担がうまくいかない⇒対応力が向上しない」というような 悪循環が想定される。

この悪循環を避けるには、連携による成功体験の積み重ねが必要と思われる。

(3) 市区町村の改善点

この事例で市区町村との連絡・連携で改善すべき点と連携の総合評価の関係は(表 6-91)の通りである。

(表 6-91) 連携の総合評価と改善点「あり」(複数回答)

	合計	もっと十	児相受	保護を	情報収	依頼し	ケース	連絡な	保護解	自らの
	(%)	分な調	理後に	強調し	集が児	てもか	会議で	しの送	除に強	判断が
		查必要	関わり	支援の	相任せ	かわり	毎回,	致	く反発	できな
			減少	工夫な		拒否	保護を			٧١
				L			主張			
大変	258	9	5	5	2	0	1	0	1	6
良好	(100)	(3.5)	(1.9)	(1.9)	(0.8)		(0.4)		(0.4)	(2.3)
良好	1,137	121	52	32	65	13	12	4	5	68
	(100)	(10.6)	(4.6)	(2.8)	(5.7)	(1.1)	(1.1)	(0.4)	(0.4)	(6.0)
不良	157	51	25	25	22	10	7	3	5	22
	(100)	(32.5)	(15.9)	(15.9)	(14.0)	(6.4)	(4.5)	(1.9)	(3.2)	(14.0)
大変	22	1	2	1	7	7	0	0	0	2
不良	(100)	(4.5)	(9.1)	(4.5)	(31.8)	(31.8)				(9.1)
その他	100	8	4	4	8	0	0	0	0	6
	(100)	(8.0)	(4.0)	(4.0)	(8.0)					(6.0)
未記載	862	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,356	190	88	67	104	30	20	7	11	104
	(100)	(11.4)	(5.3)	(4.0)	(6.2)	(1.8)	(1.2)	(0.4)	(0.7)	(6.2)

連携が良好であっても改善点がないわけではない。しかし連携の評価が不良、大変不良な事例の改善点としては、①児童相談所が依頼しても家庭訪問等のかかわりを拒否された、②市区町村内の情報収集も児童相談所任せであった、③もっと調査を十分にしたうえで児童相談所に連絡してほしい、という3点が挙げられる。

これらは「市区町村と児童相談所のコミュニケーション不足」とも考えられる。

(4)連携に影響する要因

児童相談所と市区町村の連携の向上を検討するに当たり,連携の評価を手掛かりにその 要因を検討する。

(ア) 子どもの年齢

子どもの年齢と連携の評価の関係は(表 6-92)の通りである。

(表6-92) 子どもの年齢と連携の評価

			連	携の総合評価	H		
	大変良好	良好	不良	大変不良	その他	未記載	合 計
0~3歳	40(8.7)	210(45.5)	21(4.5)	4(0.9)	27(5.8)	160(34.6)	462(100)
未満							
3~6歳	57(10.3)	250(45.1)	30(5.4)	6(1.1)	21(3.8)	190(34.3)	554(100)
未満							
6~9歳	51(11.2)	191(41.9)	35(7.7)	3(0.7)	11(2.4)	165(36.2)	456(100)
未満							
9~12歳	44(9.9)	212(47.7)	22(5.0)	4(0.9)	11(2.5)	151(34.0)	444(100)
未満							
12~15歳	39(10.1)	180(46.4)	27(7.0)	3(0.8)	20(5.2)	119(30.7)	388(100)
未満							
15歳以上	26(12.1)	89(41.6)	20(9.3)	1(0.5)	9(4.2)	69(32.2)	214(100)
未記載	0	5(27.8)	2(11.1)	1(5.6)	1(5.6)	9(50.0)	18(100)
合 計	257(10.2)	1,137(44.8)	157(6.2)	22(0.9)	100(3.9)	863(34.0)	2,536(100)

子どもの年齢と連携の評価に大きな差はみられなかった。

(イ) 虐待種別

事例ごとの虐待の種類と連携の評価の関係は(表 6-93)の通りである。

(表6-93) 連携の総合評価と虐待の種類

				総合評価			
	大変良好	良好	不良	大変不良	その他	未記載	合 計
身体的	47(8.6)	250(45.6)	31(5.7)	1(0.2)	23(4.2)	196(35.8)	548(100)
心理的	50(10.2)	215(44.0)	30(6.1)	4(0.8)	18(3.7)	172(35.2)	489(100)
(DV目撃)							
心理的	52(11.8)	199(45.2)	26(5.9)	3(0.7)	17(3.9)	143(32.5)	440(100)
性的	1(2.6)	18(47.4)	2(5.3)	0	1(2.6)	16(42.1)	38(100)
ネグレクト	16(14.8)	40(37.0)	9(8.3)	2(1.9)	5(4.6)	36(33.3)	108(100)
(虐待放置)							
ネグレクト	40(12.4)	148(45.8)	22(6.8)	8(2.5)	9(2.8)	96(29.7)	323(100)
虐待でない	39(8.6)	204(44.7)	33(7.2)	2(0.4)	18(3.9)	60(13.2)	456(100)
不明	13(9.7)	63(47.0)	6(4.5)	2(1.5)	9(6.7)	41(30.6)	134(100)
合 計	258(10.2)	1,137(44.8)	157(6.2)	22(0.9)	100(3.9)	862(34.0)	2,536(100)

種類により若干の多寡はあるが、全体的には差は大きくなかった。

(ウ) 虐待の程度

連携の評価と虐待の程度の関係は(表 6-94)の通りである。

(表6-94) 連携の評価と虐待の程度

				総合評価			
	大変良好	良好	不良	大変不良	その他	未記載	合 計
生命の危機	0	6(37.5)	3(18.8)	0	0	7(43.8)	16(100)
重度	6(9.0)	37(55.2)	3(4.5)	1(1.5)	1(1.5)	19(28.4)	67(100)
中度	35(13.0)	121(45.0)	19(7.1)	2(0.7)	6(2.2)	86(32.0)	269(100)
軽度	86(9.9)	383(44.3)	53(6.1)	11(1.3)	32(3.7)	300(34.7)	865(100)
おそれ	66(10.9)	270(44.4)	39(6.4)	4(0.7)	24(3.9)	205(33.7)	608(100)
虐待でない	43(8.1)	238(44.7)	38(7.1)	2(0.4)	26(4.9)	185(34.8)	532(100)
不明	22(12.3)	82(45.8)	2(1.1)	2(1.1)	11(6.1)	60(33.5)	179(100)
合 計	258(10.2)	1,137(44.8)	157(6.2)	22(0.9)	100(3.9)	862(34.0)	2,536(100)

虐待の危険度では全体的な差は少なかった。連携の総合評価は、どのレベルでも「良好」 が一番多く、「大変不良」が一番少なかった。

(エ) 児童相談所の種類

児童相談所の種類と連携の評価の関係は(表6-95)の通りである。

(表6-95) 児相種類と連携の総合評価

		総合評価									
	大変良好	良好	不良	大変不良	その他	未記載	合 計				
政令(設置)市	47(8.9)	239(45.4)	38(7.2)	1(0.2)	10(1.9)	191(36.3)	526(100)				
都道府県中央	74(11.8)	247(39.6)	47(7.5)	5(0.8)	30(4.8)	221(35.4)	624(100)				
都道府県ブランチ	137(9.9)	651(47.0)	72(5.2)	16(1.2)	60(4.3)	450(32.5)	1,386(100)				
合 計	258(10.2)	1,137(44.8)	157(6.2)	22(0.9)	100(3.9)	862(34.0)	2,536(100)				

児童相談所種別にかかわらず、大変良好と良好の割合の合計は 50%を超え、不良と大変 不良の割合の合計は 10%以下で、大きな差はみられなかった。

(才) 通告機関

通告者と連携の評価の関係は(表 6-96)の通りであった。

(表6-96) 通告者と連携の総合評価

		総合評価									
		大変良好	良好	不良	大変不良	その他	未記載	合計			
	調整機関	24(8.5)	133(47.0)	20(7.1)	3(1.1)	16(5.7)	87(30.7)	283(100)			
通	その他の市区町村機関	9(9.4)	38(39.6)	3(3.1)	0	7(7.3)	39(40.6)	96(100)			
告	その他の機関	105(11.1)	427(45.3)	66(7.0)	6(0.6)	39(4.1)	299(31.7)	942(100)			
者	子どもの所属機関	30(12.3)	115(47.1)	11(4.5)	3(1.2)	7(2.9)	78(32.0)	244(100)			
	その他	89(9.5)	411(53.7)	53(5.6)	9(1.0)	31(3.3)	348(37.0)	941(100)			
	未記載	1(3.3)	13(43.3)	4(13.3)	1(3.3)	0	11(36.7)	30(100)			
	合 計	258(10.2)	1,137(44.8)	157(6.2)	22(0.9)	100(3.9)	862(34.0)	2,538(100)			

通告者が調整機関の場合、大変良好の割合が相対的に低く、子どもの所属機関では大変 良好の割合が相対的に高かった。また市区町村の調整機関以外の部署からの通告の場合は、 連携が不良と大変不良の合計の割合が低かった。

(カ) 児童相談所での対応期間

児童相談所での対応期間と連携の評価の関係は(表 6-97)の通りであった。

(表6-97) 対応期間と連携の総合評価

		総合評価									
	大変良好	良好	不良	大変不良	その他	未記載	合計				
1月未満	78(10.5)	282(37.9)	50(6.7)	3(0.4)	26(3.5)	305(41.0)	744(100)				
1~5月	76(9.5)	379(47.4)	39(4.9)	10(1.3)	38(4.8)	258(32.3)	800(100)				
6月以上	104(10.6)	475(48.4)	65(6.6)	8(0.8)	36(3.7)	294(29.9)	982(100)				
未記載	0	1(10.0)	3(30.0)	1(10.0)	0	5(50.0)	10(100)				
合計	258(10.2)	1,137(44.8)	157(6.2)	22(0.9)	100(3.9)	862(34.0)	2,536(100)				

児童相談所受理後1月以内で終結している事例では、大変良好と不良の割合が相対的に高かった。1月以上6月未満継続してかかわった事例では、連携が良好の割合が少し高く不良の割合が相対的に低かった。6月以上の長期にわたって児童相談所で継続的にかかわっている事例では、連携の評価が全体平均より相対的に高かった。

長期に児童相談所でかかわる場合には、市区町村との連携が不可欠と思われるが、あまり特徴的な結果は見られなかった。

6 総合考察と提案

1)調整機関からの情報と関係機関との関係

(1)調査結果

市区町村調整機関からの情報は(表 5-3)の全相談では 22.1%であるが、(表 5-4)の虐待相談では 11.0%と割合が低下している。

また事例調査の結果では、(表 6-10) のように、調整機関からの情報は完全な新規でも前回も虐待相談であった事例でも、その割合は3ポイント程度しか変わっていない。一方子どもの所属機関からは新規の通告の約2倍の通告が前回も虐待で通告された事例で通告されている。

(2) 考察

このことは, 市区町村調整機関に子どもや家庭の情報が集まっていないことが示唆される。またこれは, 児童相談所と市区町村との役割分担にも影響してくると思われる。

児童相談所は虐待通告があった場合,48 時間ルールに従って早急に事実確認を行う。これをイメージしたのが(図 1)で、児童相談所と関係機関との関係を「初期調査型」とする。このタイプでは、児童相談所は各機関に情報の照会を直接行い、場合によっては面接や協議を行いながら処遇を検討する。

市区町村(子ども相談) 保育所 学校 医療機関 児童相談所 警察 保健師 生活保護CW

(図1)児童相談所の行う初期調査

※個別に情報収集、経過報告。児相が抜けると関係機関同士の連携がないので支援が継続しない。

児童委員

しかし多くの場合に児童相談所は、継続的な支援を行う場合にも、この各機関と直接に情報交換や報告、伝達を行うスタイルを継続していると思われる。そうすると各機関は事例への対応を児童相談所に委ねると同時に、担当する児童福祉司は数多くの事例の細かな報告への対応に忙殺されてしまうことになる。

またこの初期調査型では情報が児童相談所に集中し、関係機関同士のネットワークができていないため、「状況が落ち着いている」として児童相談所が集結しようとしても、関係機関が不安を訴えて終結できない事態も想定される。

つまり、初期調査で有効であった連携のスタイルは、継続支援の際には児童相談所の負担になってしまうことが想定される。

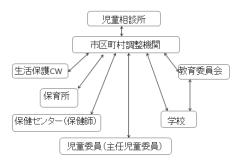
(3)提言

調査者は(図 2)のような、市区町村調整機関に情報が集約するようなスタイルの意図的な形成を提案する。これを「継続指導型」とする。

例えば先ほどの(表 6-10)の子どもの所属機関の場合,以前も虐待相談として児童相談

所が対応した事例であっても、市区町村の調整機関にその情報が集約されていれば、児童 相談所通告前に市区町村での支援が行われることが期待される。

(図2)市区町村調整機関を中心とした支援ネットワーク



この継続支援スタイルを形成するには児童相談所側も、市区町村機関だけでなく地域の各機関に対しての問い合わせや報告も調整機関を通す、関係機関からの情報や報告を受けた際にも『調整機関の方にも報告をお願いします』と伝えるなど、意図的な仕組み作りを行う必要があると思われる。

2) 市区町村支援業務

(1)調査結果

児童相談所や都道府県(政令・児相設置)市が行う市区町村の子ども家庭相談や虐待対応力向上に向けての支援業務は(表 5-6)のようにさまざまに考えられるが、大まかに分けると、①市区町村職員向けの研修と②事例へのスーパーバイズ、③一般住民向けの広報啓発、の3つが考えられる。

その分担は(表 5-9)のように、①の職員研修については、相談全般を扱っている部署 か市区町村支援部署が多かった。逆に②に関しては進行管理会議等に虐待対応部署が出席 するなど、担当部署による役割の違いが明確であった。

この市区町村支援業務を児童相談所が直接対応するのか、本庁等で都道府県(政令、設置市)内を統一して行うかは、(表 5-7)のように各自治体で判断が分かれた。

しかし (表 6-22) や (表 6-23) のように虐待する保護者はさまざまな課題を抱えている。

(2) 提言

調査者としては、部署を設けるかどうかは別にして、児童相談所が②の事例への対応だけでなく、①の全般的な研修も意識的に行い、長期的な視野に立って市区町村調整機関の育成を図る必要があると思われる。

3) 市区町村調整機関職員育成

(1)調査結果

(表 6-51) など、市区町村支援に直接携わった職種で注目すべきは社会福祉士が複数回答であってもかかわりのあった事例の 6 割近くを担当していることである。このことは市区町村の支援の質が着実に向上していることが伺われる。

一方(表 6-60)のように、児童相談所での虐待相談ケースに対して現在(終結時)においても、約6割は市区町村職員の面接は行われていない。

(2) 考察

この件に対しては、役割分担の問題もあるが、市区町村調整機関職員が十分な対応力を 持つ必要がある。その手法として、①研修と②職員の派遣や受け入れが考えられる。

①の研修内容については(表 5-31)のようにさまざまに用意されているが、基本研修的な座学が多く、ロールプレイやアセスメントの実務的な研修の割合は多くない。

②については(表 5-45)や(表 5-47)のように、長期的な派遣や受け入れは少なく、6割以上の児童相談所では行っていない。また受け入れている場合の業務内容も、会議の傍聴が実施児童相談所の8割以上で多く、児童福祉司と同行などの実務的な業務は少なかった。このうち援助方針会議の傍聴は、児童相談所の虐待相談に対する対応判断の優先順位や一時保護の決定に際して考慮する点などを伝える有効な方法と考えられる。

(3)提言

調査者としては市区町村調整機関職員育成の方法として,①進行管理会議等で児童相談所と協議する中で対応力を育てる,②スーパーバイザー等を招いて市区町村内や児童相談所管轄内で事例検討会を定期的に行い具体的な事例への対応方法の検討と同時に適切なアセスメントや多様な支援策の検討方法について伝えていく,という2つの方法が考えられる。児童相談所としても進行管理会議を単に個々の事例の適切な対応を考えるだけでなく,市区町村職員の育成という視点で対応方法を検討する必要があると思われる。

4) 家庭復帰の際の個別ケース検討会議

(1)調査結果

子どもを施設入所先から家庭に復帰させる場合には、必ず市区町村と個別ケース検討会議を開催するように厚生労働省通知も出されている。これは家庭復帰後に虐待で死亡する事例が続発したことを受けての結果である。

しかし(表 5-28)のように一時保護や施設入所から家庭に帰す際に「原則として個別ケース検討会議を開催する」のは5割にも満たなかった。

(2)考察

ほとんどの児童相談所では調整機関との協議も行っているが、個別ケース検討会議との 違いは、子どもや家族にかかわる関係機関の支援ネットワークが事前に準備されるかどう かである。

ところで、当事者を含めたケース会議は障がい分野では広く行われており、児童福祉分野でも徐々に広がりがみられるようになった。それでも児童虐待の加害者を含めたケース会議に慎重な意見もある。

(3)提言

調査者としては、子どもの安全確保を図るためにも、また市区町村への円滑な支援の引き継ぎのためにも、施設からの家庭復帰の際には、必ず個別ケース検討会議の開催を市区町村に依頼し、引き取り先の保護者にも参加してもらう「家族支援会議」のような個別ケース検討会議を開催する必要がある。児童相談所が家庭復帰を認めた保護者に対して、支

援者と直接かかわりを作ることでその後の支援を有効にする。またすでにかかわりのある 支援者であれば、再度リスクの確認や支援への関係作りが図られる。

このひと手間を児童相談所は惜しんではならないと考える。

5) 役割分担マニュアル

(1)調査結果

市区町村の業務である子ども家庭相談について都道府県内での対応の統一を図り、情報を整理するためのマニュアルは(表 5-38)のように3割弱の児童相談所で作られていなかった。

一方,児童相談所と市区町村の役割分担や文書で明記されたルールの存在については(表 5-43) のように 6 割の児童相談所で作成されていなかった。ただこのマニュアルは都道府県(政令・設置市)内で統一して行われるため、この数値は参考と考えておく必要がある。

それでも(表 5-44)のような、市区町村からの相談、通告、送致の手順やそれぞれの機関の業務などは、マニュアルの有無にかかわらず新人研修等で伝えられている内容と考えられる。

(2) 考察

児童虐待事例の場合,児童相談所の判断や支援方法は個別性が高く一般化しにくい面は確かに存在する。しかし児童相談所も市区町村も毎年人事異動があり,双方で一定数の新人への教育が必要になる。その場合,「子ども虐待対応の手引き」は分量が多く,厚生労働省の通知も数多く出されているため,新人が知るべき全体像が見えないことは容易に想像がつく。

(3)提言

調査者としては、①役割分担の基本を示したマニュアルを作成する、②4月中旬から 5月初旬にかけて各児童相談所ごとに管轄市区町村調整機関の新人職員を対象に研修会を開催する、という2つを提案したい。

①には児童相談所の基本的な考え方である「市区町村とのパートナーシップ」を明示し、 意見が相違した場合の協議方法等も明示されると市区町村も安心すると思われる。

また②については、市区町村と児童相談所の新人が対象であるが、文書や対応の流れ、 業務分担等について毎年伝えていくことで業務がスムーズになると同時に、市区町村担当 者との顔合わせにもなり、有効だと思われる。

6) 新規事例と再受理

(1)調査結果

事例調査の(表 6-6)で明らかになったのは、虐待事例の約 6 割は全くの新規であるが、3 割以上は以前に児童相談所とかかわりがあり、虐待事例の 4 件中 1 件は虐待事例の再受理である。

このうち新規事例に関しては、(表 6-10)では市区町村以外の機関からの通告が約 4 割である。その参考として(表 5-4)では警察等からが約 3 割あり、警察からの面前 DV による通告が多いこととも関係していると思われる。実際、(表 6-68)で関係機関と家族と

のかかわりにおいて、警察は受理前に約25%の事例でかかわりがあった。

(2) 考察

- 一方, 再受理については, いくつか可能性が考えられる。
- 一つは前回の終結の判断が適切であったか,である。この件については,後で改めて検 討する。

二つ目は、終結後の支援体制が適切に機能していたか、である。調整機関も子どもの所属機関も、新規事例より再通告の方が割合は高くなっており、両者で継続的な支援が行われていた可能性は示唆される。しかしその支援が十分であったかどうか、後で改めて検討したい。

三つ目は分離要請としての再通告である。(表 6-11)の通告者の意向で再通告で分離(保護)を要請している 107 件は、これに該当する可能性が高い。事例全体の約 4%と少ないが、児童相談所終結事例について地域での支援の限界を訴えているとも考えられる。

7) 児童相談所の調査

(1)調査結果

(表 6-33) の一時保護の目的として「子どもの安全確保」が 8 割を超えているように、 児童相談所では虐待事例での子どもの安全確保を最重要視していることがうかがえる。

しかしその一時保護の期間は (表 6-34) のように 1 か月以内が全体の 5 割近くあり、(表 6-60) では保護者との面接を 3 割近い事例では行っていない。

(2) 考察

調査者も虐待事例において保護者面接ができない事例が一定数あることは承知しているが、3割は多すぎるのではないか。

さらに(表 6-50)で「来所してもらい個別面接」が 6 割以上で行われていない。確かに家庭訪問や子どもの所属機関で保護者に通告に基づき事実関係を確認するための面接を行うことはあるが、それでも 6 割は多すぎる印象がある。(表 6-13)で子どもの安全確認を児童相談所が行っていないのは「調整機関のみ」と「行っていない」の合わせて約 2 割であり、(表 6-30)の虐待の程度判断の方法に精査が必要かもしれない。

8)終結

(1)調査結果

児童相談所受理後から終結までの継続期間は(表 6-7)のようであり、それをまとめると(表 6-8)のように 1 か月未満が約 3 割,6 か月以上が約 4 割,その間が約 3 割であった。それは(表 6-29)の判断として「虐待でない」が終結時に 18%であること,(表 6-30)でも「虐待でない」が 21%,「おそれ」が 24%,軽度が約 34%であることから,これらの『軽易』な事例を終結していることが推察される。

(2) 考察

調査者として終結を問題にしているのではなく,終結の仕方に課題があると考えている。 例えば(表 6-37)では,「虐待であるが重篤ではない」事例で市区町村に引き継いだのは 3割程度であり,「完全に終結」が6割を超えている。また「虐待はあり問題は残るが,保 護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた(表では『虐待を認めて支援を受入れる』)」のうち市区町村に引き継いだのは4割程度で、完全に終結が2割以上になっている。さらに「虐待はあったが問題は解決した」事例でも、市区町村に引き継いだのは2割程度で、7割は完全に終結している。

虐待の起こった家庭では(表 6-22)のようにさまざまな課題を抱えており、(表 6-23)のように虐待者もさまざまな課題を抱えている。さらに(表 6-28)のように虐待者の支援に対する認識は児童相談所のかかわりにも関わらず変化は少ない。

(3)提言

これらの状況を考えると、『軽易』と判断した事例であっても、市区町村に引き継ぎを行い、見守りや支援の継続を図ることで、虐待の再発や児童相談所通告の減少を目指す必要がある。

9) 市区町村の行う支援

(1)調査結果

市区町村で行う支援には、子どもや家族への面接や同行等の直接的な支援と、サービス 提供による間接的な支援に分けられる。

直接的な支援については(表 6-50)の個別面接や(表 6-52)家庭訪問による面接,(表 6-54)の個別心理面接,(表 6-58)の精神科受診同行など詳しく尋ねた。しかしどの回答も,児童相談所受理前に比べると実施回数は増えているが,その割合はほんのわずかであった。また(表 6-68)の家族へのかかわる機関の頻度についても同様な傾向であった。

またサービス提供についても(表 6-69)のように、ほとんどのサービスは提供の増加が 少なかった。

その結果, (表 6-28) のように支援者に対する態度も, 児童相談所受理前と現在で差が少ない状況である。

(2) 考察

今回の調査は児童相談所を対象に行っており、児童福祉司が市区町村の支援状況を確実 に把握していない可能性もあり、直ちに市区町村で支援が行われていない、という結論に はならない。

しかし市区町村の得意とする「身近なところで支援を行う」という戦略が十分に効果を発揮していない可能性も考えられる。もしくは調査者の見込み違いで、市区町村は今回の調査項目として挙げた支援内容や支援方法を実施しているのかもしれない。(表 6-71) などであった「効果のあった保護者への支援」内容として「その他」の割合が高いのが大変気になる。

10) 市区町村の専門職員の増員

(1)調査結果

市区町村で行う保護者や子どもに対する支援に従事した職種を(表 6-51)以降,いくつかの項目で尋ねた。その結果,割合として一番多かったのは社会福祉士や社会福祉主事以外の相談員であったが,2番目は社会福祉士であった。市区町村の子ども家庭相談機関や

要保護児童対策地域協議会調整機関の職員構成を集計していないが、職員構成の割合に比べて社会福祉士の支援従事の割合は多いと思われる。市区町村において社会福祉士などの専門職の割合が増えている可能性がある。

(2) 考察

このことから以下の点が指摘できる。

一つは、市区町村においても児童虐待対応においては職員の専門性の向上が必要不可欠になっていることが考えられる。各自治体においては財政状況から人員配置の増員や専門職採用に積極的になれない事情はよく耳にするが、子ども家庭相談が市町村業務になって10年を過ぎて、徐々に職員体制も充実してきたことがうかがえる。

二つ目は、その結果として、いまだに児童相談所職員の専門職採用を行っていない自治体では、児童相談所と市区町村で、職員の専門性で逆転現象が起こる可能性もある点である。

11) 管理ケースの意味

(1)調査結果

(表 6·41) のように、児童相談所で受理した虐待相談で現在(終結時)における市区町村の管理ケースは約4割であった。これは受理前の約3割から増加している。そして(表 6·43) のように、重症度が高いほど、その割合は高くなっている。

しかし (表 6-43) では管理ケースでも 3 割以上は実務者会議で検討されておらず、(表 6-48) では個別ケース検討会議も 6 割以上は開催されていない。また (表 6-40) によると、終結後に市区町村から情報があるのは 1 割程度である。

(2) 考察

管理ケースであることは、会議で協議することが目的ではなく、実際に個々の事例に適切な支援が行われることである。そのため会議で検討されていなくても支障がないのかも しれない。

それでも「管理台帳に乗せているだけ」という事例は存在しないのであろうか。このように「見守りという名前の放置」を防ぐのが進行管理会議であり、進行管理会議が適切に 行われていれば、当然に実務者会議での開催回数に計上されるはずである。

(3) 提言

調査者としては実務者会議や進行管理会議で、管理ケースのうち児童相談所が虐待受理 した事例については、児童相談所側から適時の報告を要請することを提案したい。このよ うな児童相談所からの働きかけが、市区町村の「見守りという名前の放置」を防ぐ方法の 一つだと思われる。

12) 市区町村との連携の評価

(1)調査結果

今回の調査対象であった個々の事例における児童相談所と市区町村との連携の評価は、 (表 6-81) のように「大変うまくいった」が 5 割以上で、「あまりうまくいかなかった」 「うまくいかなかった」を合わせても1割以下であった。 調査結果から連携の評価は、(表 6-81)のように情報が適切に共有され、(表 6-82)のように双方が迅速に対応し、(表 6-83)のように役割分担が明確になり、(表 6-84)のように業務の押し付け合いがなければ、(表 6-85)のように相互の信頼感は高まり、(表 6-86)のように担当職員の負担感が減少し、(表 6-87)のように子どもや家族への支援の質が向上し、(表 6-88)のように虐待状況の改善や(表 6-89)のように家庭状況の改善につながると考えられる。

(2) 考察

このような流れになる分岐点は、役割分担と業務の押し付けであろう。この点が適切に 行くためには、事例へのアセスメントが適切に行われることと、そのアセスメントが共通 理解されることであろう。

7 結 論

児童相談所と市区町村との連携について、児童相談所への機関調査と児童相談所がかか わる個々の事例の流れを通して検討した。その結果、児童相談所が行っている虐待相談に 対する対応が、市区町村とのかかわりを中心に明らかになった。

(1)終結時の引き継ぎで再発防止

児童相談所が終結する際に市区町村に引き継ぐのは2割程度であり4割は完全に終結する。しかし児童相談所での虐待相談の約26%が虐待相談の再発である。

そのため終結に際しては市区町村に引き継ぎ、市区町村での継続的な支援を行うことで、児童相談所の虐待相談は減少させることが可能と思われる。

(2) 家族や虐待者の抱える課題への支援の必要性

虐待者の認識や支援者への態度も変化は乏しい。さらに虐待相談事例の家庭や虐待者はさまざまな課題を抱えている。しかし市区町村での家庭や虐待者への支援は児童相談所受理前と現在(終結時)であまり増加していない。

そのためこれまで以上に手厚い支援が必要である。そして,事例への適切なアセスメントとその共有が,機関連携が良好になるカギだと思われる。

(3) 意識的な市区町村支援

現在も児童相談所では市区町村とのかかわりは多く,実務上のかかわりと同時に,研修 等で市区町村職員の育成を図っている。しかし児童相談所も市区町村も定期的な職員の異 動があり,知識や経験の積み重ねが困難な構造がある。

そのため具体的には、市区町村と児童相談所の役割分担を文書化すること、年度当初に 額合わせを兼ねて虐待対応の流れを各児童相談所で管轄市区町村の新人職員向けに研修す ること、調整機関に情報が集まるような対応を意識的に行うこと、などが必要と思われる。

<資料>

(注)調査票はエクセルでメール配信し、直接入力した後、メールでの回答であった

<資料1:児童相談所調査票>

児童相談所と市区町村・要保護児童対策地域協議会との協力連携の実態調査 全国児童相談所長会

<趣旨>

平成 17 年度から市区町村が児童相談の一義的な窓口となり、児童虐待の通告先としても位置づけられ、また児童相談所の役割としては市区町村への後方支援が加わり 9 年が経過しました。しかし、市区町村との役割分担や要保護児童対策地域協議会との連携は、いまだに課題が多いようです。

そこで今回の調査は、平成 18 年度に行った調査 (報告書は全児相通巻第 83 号)とほぼ同じ内容を調査しながら、市区町村と児童相談所の体制や業務がどのように変化しているのか実態を把握し、今後の児童相談所と市区町村との協力・連携のあり方を検討するために行うものです。

ご多忙中とは思いますが、ご協力をお願いします。

<記入上の注意>

下線部分及び枠内は数字または文字を、質問に該当する項目の番号または () 内に 〇を記入してください。なお質問内で「複数回答可」と書いてある設問以外は、1 つを選んでご記入ください。また件数などは特に年度や時期を明示している場合を除き、平成 25 年度でお答えください。(特別区および政令指定都市の区は「市」とみなしてご記入ください。)

<回答期限>

平成 26 年 9 月 30 日 (月)

<問い合わせ先>

西南学院大学 安部計彦

< 返送先>

全国児童相談所長会事務局

<調査票A(児童相談所調査)>

	属性				
都道府県名:	①政令指定都市(中核市)児童相談所				
児童相談所名:	②都道府県中央児童相談所				
	③都道府県の中央児童相談所以外				

I 児童相談所の概要

1)管轄

管轄人口	:	万_	千人	(平成	25	年	3	月	末	見在)
管轄児童人口	:	万_	千人	(平成	25	年	3	月	末	見在)
管轄面積	:	万	≠km²	(平成	25	年	3	月	末	現在)

- 2) 児童相談所の相談受付件数等
- (1) 相談受付件数を枠内にご記入ください

	虐待を除く	虐待相談	非行相談	その他の	合 計
	養護相談件数	件数	件数	相談件数	
H25 年度					
(うち市区町村から)					

(2)経路別相談受付件数をご記入ください

ア:全相談受付件数

(注:「調整機関以外の市区町村調整機関」に公立保育所や学校等は除く)

Н	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市区町村	調整機関以外の
2					調整機関	市区町村機関
5						
年	児童委員	医療機関	児童福祉	警察等	学校	その他
度			施設等			

イ:虐待受付件数:

(注:「調整機関以外の市区町村調整機関」に公立保育所や学校等は除く)

Н	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市区町村	調整機関以外の
2					調整機関	市区町村機関
5						
年	児童委員	医療機関	児童福祉	警察等	学校	その他
度			施設等			

- (3)管轄市区町村の要保護児童対策地域協議会への参加回数をご記入ください
- (注) 市区町村調整機関と行う会議で、代表者会議、個別ケース検討会議以外の会議は、 名称を問わず『実務者会議』として計上してください

H25	代表者会議	実務者会議		個別ケース
年度			うち進行管理会議	検討会議

3)	区町村支援業務	
	式 26 年 3 月 31 日の児童福祉司数	(宝人粉).
1 /	次20 平 6 万 61 日 6 万 1 至 田 LE 可 5 5	(
7 児ョ	童福祉司が日常業務として担当市	区町村に対して行う連絡・調整業務等を除き,
		, どなたが担当していますか(複数回答可)
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
a.地區	区担当児童福祉司が担当	
	A:研修会企画 B:研修会	・開催 C:他機関による研修の案内
	D: 代表者会議への出席	
	F:市区町村への定例巡回	G:市区町村の意向調査
	H:個別ケース検討会議参加	I: 市区町村の受理会議参加
	J: 市区町村の援助方針会議参加	TK:市区町村の進行管理会議参加
	L:その他 ()	
b.地区	区担当児童福祉司以外の職員 1	役職名
	A:研修会企画 B:研修会	注開催 C:他機関による研修の案内
	D:代表者会議への出席	E:実務者会議への出席
	F:市区町村への定例巡回	G:市区町村の意向調査
	H:個別ケース検討会議参加	I: 市区町村の受理会議参加
	J:市区町村の援助方針会議参加	n K:市区町村の進行管理会議参加
	L:その他 ()	
c.地区	区担当児童福祉司以外の職員 2	役職名
	A:研修会企画 B:研修会	・開催 C:他機関による研修の案内
	D:代表者会議への出席	E: 実務者会議への出席
	F:市区町村への定例巡回	G:市区町村の意向調査
	H:個別ケース検討会議参加	I: 市区町村の受理会議参加
	J:市区町村の援助方針会議参加	n K: 市区町村の進行管理会議参加
	L:その他 ()	

d.地区担当児童福祉司以外の職員 3	役職名
A:研修会企画 B:研修会	開催 C:他機関による研修の案内
D: 代表者会議への出席	E: 実務者会議への出席
F:市区町村への定例巡回	G:市区町村の意向調査
H:個別ケース検討会議参加	I:市区町村の受理会議参加
J:市区町村の援助方針会議参加	K: 市区町村の進行管理会議参加
L:その他 ()	
e.担当組織	名称
	名称 開催 C:他機関による研修の案内
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
A: 研修会企画 B: 研修会员	開催 C:他機関による研修の案内
A:研修会企画 B:研修会園 D:代表者会議への出席	開催 C:他機関による研修の案内 E:実務者会議への出席 G:市区町村の意向調査
A: 研修会企画 B: 研修会園 D: 代表者会議への出席 F: 市区町村への定例巡回 H: 個別ケース検討会議参加	開催 C:他機関による研修の案内 E:実務者会議への出席 G:市区町村の意向調査

Ⅱ 市区町村の相談体制

市区町村の相談体制についてお尋ねします

(1) 市区町村の現状について、それぞれの数字を記入してください (東京都及び政令指定都市の『区』は『市』としてご回答ください)

	市 (区)	町	村	合計
全数				
相談窓口設置				
要保護児童対策地域協議会がある				

(2) 時間外対応の状況について、それぞれ市区町村数をご記入ください

	時間外で	時間外は	電話の	テープで	何もして	その他	不明
	も直接対	庁舎管理	自動転送	の案内	いない		
	応可能	が対応					
H26 年 3 月							
31 日現在							

(3)管轄市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関はどの部署に設置されていますか。件数をご記入ください(H26年3月31日現在)

児童福祉担当	母子保健担	保健と福祉の	教育関連部	その他
部署	当部署	合同素組織	署	

Ⅲ 連携

児童相談所と市区町村の協力・連携についてお尋ねします(平成25年度実績)

ゾビ生	(有政 <i>内</i>) C III 四 円 (1) (ソ	カク・生房(こう(・	こわ守ねしまり (干	放 20 平月	文天限)	
(1)	受理					
ア	市区町村調整機関か	らの情報の内訳はる	ごのようなものです	か。その	うち児童	童相談所
	が受理するのは, と	どの程度ですか。ま	おむねの件数をご	記入くだる	さい。	
		(
	① 情報提供	(件)				
	②援助依頼	(件)				
	③ 送致	(件)				
	④ 通知	(件)				
イ	市区町村から児童相	談所に送致があった	と事例に対して受理	しなかっ	たものだ	がありま
	すか。ある場合は主					
	あり (,,,,,,,			
		.,,,				
	理由					
	 児童福 	福祉法第 10 条の市	町村業務に該当する	と判断	(件)
	② 児童福	a祉法第 12 条第 2 ·	項の児童相談所業務	らに該当し	ないと	判断
					(件)
	③ 調査カ	ぶ不十分(再調査後	受理したものも含む	<u>t</u> ,)	(件)
	④ その他	Ţ ()	(件)
					`	
ウ	児童相談所に他の機	関や住民から通告な	ぶあった事例につい	て、「市区	町村が対	対応すべ
	き」と、市区町村に対			-, , ,	,,,,,,,	1 , 2 ,
		牛), なし	, .			
	<u> </u>	17, 00 0				
	理由					
	 児童福 	祉法第 10 条の市町	丁村業務に該当する	と判断	(_件)
	② 児童福	百祉法第 12 条第 2 ·	項の児童相談所業務	らに該当し	ないと	判断
					(_	_件)
	③ 調査カ	ぶ不十分(再調査後	受理したものも含む	t _e)	(— 件)

④ すでに市区町村の継続ケースであるため

⑤ その他 (_____)

(_____件)

(____件)

(2)	調	査

ア	児童相談所が受理したケースのうち、	市区町村に子どもの安全確認をお願いしたも
	のはありますか	

(あり・なし)

イ	児童相談	そ所が受理した	ケースのうち,	市区町村に同行訪問	をお願いしたものはあ	V
	ますか。	ある場合は,	その主な理由の	つおおまかな件数をご	記入ください	

(あり()件,なし)

→ ITI	_	Ь.
+		
144		

①すでに市区町村の継続ケースであったため	(件)
②今後,市区町村の事例として対応してもらうため	(件)
③すべての事例に対して,同行を原則としている	(件)
④市区町村職員の育成のため	(件)
⑤どちらが主に対応するか未定のため	(件)
⑥その他()	(件)

ウ 市区町村が受理したケースのうち、児童相談所が同行訪問を求められたものがありますか。ある場合は、その主な理由をおおむねの件数をご記入ください

(あり()件,なし)

理由

①すでに児童相談所の継続ケースであるため	(件)
②今後,児童相談所の事例として対応してもらうため	(件)
③全ての事例に対して同行訪問を原則としている	(件)
④市区町村職員の育成のため	(件)
⑤どちらが主に対応するか未定のため	(件)
⑥ その他()	(件)

- エ 市区町村からの通告や送致があった場合,児童相談所は市区町村の調査内容を再度 調査や確認を行っていますか(1つ選択)
 - ① 原則すべての事例について再調査する
 - ② 原則すべての事例について確認する
 - ③ 一部の市区町村については再調査する
 - ④ 内容により再調査の必要性を検討する
 - ⑤ 原則として再調査しない
 - ⑥その他()

「再調査をする」場合,そ	の理由として最も該当するも	のはどれですか(1つ選択)
⑦調査が不十分な場合が ⑧児童相談所として責任 ⑨今後の援助に際しての ⑩その他(ある決定をするため 関係作りに必要なため	
(3) 情報の共有 ア 現在, 児童相談所と市区町 システムがありますか。それ	「村の間で,下欄の情報をオン れぞれに該当する市区町村数	
① ある② 一部市町村とある③ 現在はないが計画④ なし	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
イ アで①~③の内容を 30 文: (字程度で説明してください)
	「村で相互情報提供システムが 」。該当するものを選択して〈	
④小中学校在籍情報	②保育所入所情報 ⑤児童扶養手当受給情報 ⑧児童相談所判定記録 ⑪生活保護受給情報 ⑭その他の市区町村情報(③幼稚園入所情報 ⑥特別児童扶養手当情報 ⑨児童相談所一時保護履歴 ⑫病院受診情報)

オ エで①~③と回答された児童相談所にお尋ねします。

(4) 進行管理(実務者)会議

ア	実務者会議の開催実態についてお尋	ねします。	該当する市区	区町村数をご記入くださ
	V			
(要綱等に規定がない 関係機関の研修を主な目的とした会 進行管理を主に目的とした会議 その他() 	会議		.市区町村) 市区町村) .市区町村) .市区町村)
イ	進行管理会議の頻度はどの程度です	カュ		
	 おおむね毎月1回程度 おおむね2~3か月に1回程度 おおむね4~6か月に1回程度 開催されていない その他()	(_市区町村) _市区町村) _市区町村) _市区町村) _市区町村)
ウ	進行管理会議の内容はどのようです	カゝ		
	① 調整機関が対応する全ケースを制 ② 調整機関が対応する全ケースが対 ③ 調整機関が対応する事例のうち,	準備される?	が,検討され	るのは一部の事例のみ (市区町村)
	④ その他((市区町村)
工	進行管理会議の参加者はどのような	機関ですか	Ą	
	① 児童相談所と調整機関のみ	- t.t. tet -	~ F A	(市区町村)
	② 児童相談所,児童家庭,母子仍			·
	③ ②に加えて障害福祉,生活保護④ ③に加えて児童委員,児童養護			(市区町村) 外の機関 (市区町村)
	⑤ その他((市区町村)
オ	理想の進行管理会議はどのようなも さい	のだと思わ	かれますか。30) 文字程度でご記入くだ

(5)	判断
ア	市区町村から送致のあった事例について、援助方針会議にかける際に、市区町村の
	意見を求めますか。もっとも該当するものを選んでください(1 つ選択)
	① 児童相談所が声をかけ、必ず意向を確認する
	②児童相談所からは声をかけないが、ケースワークの過程で市区町村と方針を
	調整している
	③児童相談所からは声をかけないが、市区町村が自主的に申し出た事柄につい
	ては考慮する
	④援助方針会議で,市区町村の意見が考慮されたことはない
	⑤その他()
イ	児童相談所での援助方針会議に、市区町村職員が参加したことがありますか
	(最も該当するものを一つ選択)
	①会議を傍聴
	②所属市区町村の事例についてのみ傍聴可能
	③所属市区町村の事例について発言や意見を積極的に求める
	④援助方針会議への参加は認めていない
	⑤検討したことがない
	⑥その他()
(6)	施設入所後の市区町村の関わりについてお尋ねします
ア	以前に市区町村で対応した事例が施設入所した場合の市区町村のケース処理はど
	うなっていますか
	① 施設入所した時点で市区町村ではケース終結とする (市区町村)
	② 施設入所しても市区町村は継続して家族支援を続けるため終了としない
	(市区町村)
	③ 原則①であるが、他にきょうだいがいる場合には継続する (市区町村)
	④ その他(市区町村)
	(<u></u> 市区型1/11)
1	一時保護や施設入所後に家庭に戻す場合、市区町村とはどのように連携をとってい
	ますか (1 つ選択)
	①原則として個別ケース検討会議を開催する

- ②原則として必ず協議する
- ③原則として必ず通知し、必要に応じて協議も行っている
- ④原則として必ず通知するが、協議は行わない
- ⑤必要に応じて通知のみ行う
- ⑥通知も協議もほとんど行っていない
- ⑦その他()

Ⅳ 後方支援

児童相談所の行う市区町村に対する後方支援についてお尋ねします

(´ 1 `)本	庁	な	J.	が行	デ	う	研	偱	ķ

貴児童相談所職員が講師となったものの回数はどの程度でしたか(同内容の研修を地域や時間を分けて2回以上実施した場合は1回と数える)(1つ選択)

- ① 6回以上
- ② 4~5 回
- $3 2\sim 3 \square$
- ④ 1回のみ
- ⑤ 1回も実施していない
- ① ~④と答えられた児童相談所にお尋ねします

ア 対象とした機関への実施回数をご記入ください

② 生活保護担当課 (回) ④児童福祉担当課 (回) ⑤ 保育所 (回) ⑥小中学校 (回) ⑦ 上記以外の要対協参加機関 (回) ⑧ その他の機関() (回) イ 内容はどんなものですか(複数回答可) ①法律・制度 ②虐待相談対応 ③機関連携,地域ネットワーク ④演習(ロールプレイ等) ⑤児童相談所の事業概要⑥虐待以外の相談対応	
⑦ 上記以外の要対協参加機関 (回) ⑧ その他の機関() (回) イ 内容はどんなものですか(複数回答可) ①法律・制度 ②虐待相談対応 ③機関連携,地域ネットワーク	
⑧ その他の機関() (回) イ 内容はどんなものですか(複数回答可) ①法律・制度 ②虐待相談対応 ③機関連携,地域ネットワーク	
イ 内容はどんなものですか (複数回答可) ①法律・制度 ②虐待相談対応 ③機関連携,地域ネットワーク	
①法律・制度 ②虐待相談対応 ③機関連携,地域ネットワーク	
①法律・制度 ②虐待相談対応 ③機関連携,地域ネットワーク	
④演習(ロールプレイ等)⑤児童相談所の事業概要⑥虐待以外の相談対応	り等
⑦面接技法(理論) ⑧アセスメント ⑨その他()	

(2) 児童相談所で行う研修

ア 貴児童相談所主催の市区町村職員向け研修会の回数はどの程度でしたか(同内容の研修を地域や時間を分けて2回以上実施した場合は1回と数える)(1つ選択)

- ① 6回以上
- ② 4~5回
- $3 2\sim 3 \square$
- ④ 1回のみ
- ⑤ 1回も実施していない

①~④と答えられた児童相談所にお尋ねします

イ 対象とした機関への実施回数をご記入ください(複数回答可)

1	市区町村調整機関	(回)	②母	子保健担当課	<u> </u>	回)	
3	生活保護担当課	(④児	童福祉担当課	<u> </u>	回)	
(5)	保育所	(回)	⑥/J\	中学校	(回)	
7	上記以外の要対協参	ѝ加機関				(_	囯)	
8	その他の機関()		(_	回)	
ウィ	内容はどんなものです	か(複	数回答可)				
1	法律・制度	②虐	待相談対	応	③機関連	クログログ カスタ	ネットワーク等	笞
4	演習(ロールプレイ等	等) ⑤児	童相談所	の事業根	既要⑥虐待以名	外の相談対	対応	
(7) i	面接技法 (理論)	®ア	セスメン	F	⑨その他	()	
エ	児童相談所主催で研修	を行う	場合は,	どの部署	¥が担当しま [→]	すか(複数	效回答可)	
a.1	企画・運営総括			b.講	師(外部講師	の依頼・	渉外を含む)	
(①総務部門				①総務部門	(本庁職員	員を含む)	
(②相談部門				②相談部門			
(3判定部門				③判定部門			
(④その他 ()			④その他 ()	
					• • •			

(3)	子ども家庭相談マニュアル	の作成についてお尋ねしま	ます こうしゅう こうしゅう
ア	児童相談所又は都道府県独 アルを作成されましたか(- ども家庭相談のためのマニュ
	①H17年度以前に作成し、 ②H17年度中に作成し、現 ③H18年度以降 H25年度オ ④H18年度以降 H25年度オ ⑤作成していない	在も使っている ミまでに作成し, 現在も使	
	アで①~④の方にお尋	ねします	
イ	相談マニュアルはどの部署	を対象にしていますか(複	夏数回答可)
	①市区町村調整機関 ④児童福祉担当課 ⑦上記以外の要対協参加機	⑤保育所	⑥小中学校
ウ	内容はどのようなものです。	か (複数回答可)	
	④相談事例等 ⑤	虐待相談対応 ③機関 児童相談所の事業概要 その他(引連携,地域ネットワーク等 ⑥虐待以外の相談対応)
工	平成25年度に、相談マニニ①全市区町村に出かけてい②全市区町村の職員代表を③マニュアルの存在を研修。④マニュアルを送付したの。⑤その他(って行った 集めて行った 会などで広報した	しましたか(1 つ選択)
才	市区町村職員に相談マニュ	アルはどの程度使われてい	いると思いますか(1つ選択)
	①ほぼ確実にマニュアル通 ②マニュアルの一部だけが ③ほとんど使われていない ④その他(

- (4) 児童相談所と市区町村の役割分担マニュアルやルールについてお尋ねします
 ア 平成 17 年以降現在までに、児童相談所と市区町村との役割分担のマニュアルやルールを作成しましたか(1つ選択)

 ①H17 年度以前に作成し、現在も使っている
 ②H17 年度以前に作成し、現在も使っている
 - ②H17年度中に作成し、現在も使っている
 - ③H18年度以降 H25年度末までに作成し、現在も使っている(H 年度作成)
 - ④H18年度以降 H25年度末までに改訂版を作成した (H 年度改訂)
 - ⑤作成していない
 - イ アで①~④の方にお尋ねします。主にどのような内容ですか(複数回答可)
 - ①児童相談所と市区町村の業務内容
 - ②市区町村から児童相談所への相談,通告,送致の手順
 - ③児童相談所での一時保護などのおおむねの判断基準
 - ④市区町村で対応困難な場合の調整方法
 - ⑤その他(
- (5) 厚生労働省通知等についてお尋ねします
- ア 市区町村職員は、厚生労働省の市町村家庭援助指針や子ども虐待対応の手引きなど の通知を、どの程度熟知していると思われますか(1つ選択)
 - ①ほぼ確実に知っている
 - ②業務で必要な部分だけを読んで使っている
 - ③ほとんど知らず,使われていない
- イ 児童相談所職員は、厚生労働省の市町村家庭援助指針や子ども虐待対応の手引きなどの通知を、どの程度熟知していると思われますか(1つ選択)
 - ①ほぼ確実に知っている
 - ②業務で必要な部分だけを読んで使っている
 - ③ほとんど知らず,使われていない

(6) 定期的な職員の派遣

ア	児童相談所職員の市区町村への定期的な (1つ選択)	派遣や出張,兼務発令を行っていますか
	①長期に派遣 (問)
	②定期的に派遣 (に1回)
	③不定期(随時)に派遣 (に1回程度)
	④派遣は行っていない	
イ	アで派遣した職員は、どのような業務を	担当していますか (複数回答可)
	①住民や関係機関からの相談	②関係機関との連絡調整
	③家庭訪問	④ スーパーバイズ
	⑤市区町村相談担当者会議への出席(⑥その他 ()
ウ	市区町村職員を児童相談所に研修等の目 (1つ選択)	的で受け入れることがありますか
	①長期に受け入れ (問)
	②定期的に受け入れ (1 回)
	③不定期(随時)に受け入れ (に1回程度)
	④受け入れは行っていない	
工	ウで受け入れた職員には, どのような研	修を実施していますか(複数回答可)
	①会議等の傍聴	②研修等の受講
	③児童福祉司等の同行	④担当者として業務を分担している
	⑤スーパーバイズや助言等を受ける	⑥その他 ()

ア	市区町村からの援助依頼は、どのようなものですか (複数回答可)
	①同行訪問 ②面接の同席 ③カンファレンスの同席(児相ケースへの意向を前提とする場合を除く)
	④スーパーバイズ ⑤その他 () 。 ⑥これまで援助依頼はない
	アで①~⑤とお答えになった児童相談所にお尋ねします
イ	援助依頼と受理の関係をどうされていますか(1つ選択)
	①児童相談所ケースとして受理している②受理とはしない(必要な場合は「送致」するように言う)③依頼を受けた段階では受理としないが、事例の状況により児童相談所が判断する場合もある④その他()
ウ	援助依頼には市区町村に文書を求めますか(1つ選択)
	①基本的には求める②場合によって求める③文書は求めず、電話等の要請で良い④その他()
工	援助依頼に対して、その対応をどのように決定しますか(1つ選択)
	①受理会議で決定する②課長(所属長)が決定する③スーパーバイザー(係長級)が決定する⑤すべて対応することが原則である⑥その他()
オ	今後,市区町村が児童相談や虐待対応を行う窓口として十分に機能するために,児童相談所には,どのような体制や方策が必要とお考えですか。自由に記載してください(200文字程度)
力	今後,市区町村が児童相談や虐待対応を行う窓口として十分に機能するために,市区町村自身にどのような体制や方策が必要とお考えですか。自由に記載してください。(200 文字程度)

(7) 市区町村からの援助依頼についてお尋ねします

<資料—2> **個別調査票**

児童相談所 No	児童 No		_		
受理日:	亚子 左		口 \ */	*東周の7、	
平成 26 年 4 月日 (終結日 <事例の概要>この事例の概要			_	争例のみ	
く事例の概要とこの事例の概要	で 80 		\ /c \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
I フェイスシート					
(1) 受理時年齢	男・女				
(2) 所属(該当する項目に●		さい)			
受理時					
①なし〇	②保育園等〇		③幼稚	園(認定こども園)	\bigcirc
④小学校○	⑤中学校○		⑥高校	等○	
⑦不明〇					
現在 (終結時)					
①なし〇	②保育園等〇		③幼稚	園(認定こども園)	\bigcirc
④小学校 ○	⑤中学校〇		⑥高校等	0	
⑦不明○					
(3) 受理状況 (該当する項目	に●をいれてぐ	ください)			
a 完全な新規受理〇		b	前は別の相詞	炎種別で虐待は初め	ろて〇
c 前回も今回も虐待で受け	里〇				
dその他○					
(4) 同居のきょうだいはいま	したか =	$\Rightarrow \Rightarrow =$	〉 人数	人	
(該当する項目に●をいれ	てください)	(注:一人	、っ子は0人	,18 歳以上も含む	P)
a きょうだい全員を同時	に受理〇		bきょうた	どいのうち本児のみ	≯受理○
cきょうだいのうち一部			d その他(
(5) 管轄(該当する項目に●		_ ,			
a 市○ b 特別[c区(政会	今市の)○	d 町〇	e村○
(6)管轄市区町村の人口約_					
(7) 管轄市区町村の要保護児			選(以下 『	調整機関』とする))
①所属(該当する項目に					
a 福祉部門○ b f			%門○	d 保健福祉部門〇	e その他〇
②体制 (専任職員			't .	oovini i liinki i i i i i	1
					れば「専任」とする)
	人,非常勤				・キナル
				の時間で換算してく 人,社会福祉:	
	_				

Ⅱ 通告

(1)	通告者(該当する項目 a 調整機関○ c 市区町村以外の機関 d 子どもの所属機関(b 調整機関リ ・個人(保育原	以外の市区町村機関 所・学校等を除く)	0	等を除く)○	
(2)	通告者の意向(該当す a 心配(調査依頼)〇			護)要請○ (e 不明○ d その(也〇
(3)	市区町村の関与 この事例は通告までに ださい) a情報を把握し支援し c情報はなかった○	ていた〇 1			なかった〇	をいれてく
(1)	調査 安全確認 48時間以内の安全確認 a児童相談所が単独で c児童相談所と調整機 e行っていない○	行った○ l 関以外の市区町 f その他○	o 児童相談所と市区 灯村機関で行った○	町村調整機関の) d 調整機関	協力で行った○	
(2)	子どもの状況(疑いを		の項目ことに●を♡	が(くたさい)		
	ア:子ども自身が保護			@+ n O		
	受理時	①なし〇	②少しあり〇			
		①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇	
	イ:生命危機の疑い			@+ n O		
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	3 <i>b</i> 9 0	④不明〇 ④不明〇	
	現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇	
	ウ:医療が必要な状態			@+ n O		
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	3 <i>b</i> 9 0	④不明〇 ④不明〇	
	現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇	
	エ:慢性的に虐待があ					
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	3 <i>b</i> 9 0	④不明〇	
	現在(終結時)	①なし○	②少しあり〇	③あり○	④不明〇	
	オ:虐待状況の改善が					
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	<pre>③あり○</pre>	④不明〇	
	現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○	

力:性行為							
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
キ:性行為以外の	キ:性行為以外の性的被害						
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	() ①なし()	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
ク:情緒的ネグレ	クト						
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
ケ: DV の目撃							
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
コ:日常的な暴言	や叱責						
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
サ:虐待が原因と	思われる成長障害						
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
シ:虐待が原因と思われる行動上の問題							
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	() ①なし()	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
ス:保護者への恐れ,不安							
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	() ①なし()	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
セ:子どもの姿が見えない,安否不明							
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	() ①なし()	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
ソ:その他							
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時	() ①なし()	②少しあり〇	③あり○	④不明○			

(3) 家庭・家族の状況(疑いを含む)

①主な虐待者 (選択肢から該当するものに●をいれてください)

①実父○ ②継父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○

⑦継母○⑧養母○⑨里母○⑩内縁の妻○⑪実のきょうだい○

⑫義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑬祖父(実・義理を含む)○

⑭祖母(実・義理を含む)○⑮おじ・おば○⑯その他の同居の家族○

⑪その他○ 18不明○

① 実父○ ②維父○ ③ 養父○ ① 里父○ ⑤ 内縁の夫○ ⑥ 実母○ ⑦ 兼母○ ② 里母○ ⑨ 内縁の妻○ ① 夫のきょうだい○ ② 義母のきょうだい (②世帯主 (選	択肢から該当する	らものに●をい	れてください)				
②義理のきょうだい (異父・異母・里親の子どもを含む) ○ ③祖父 (実・義理を含む) ○ ④祖母 (実・義理を含む) ○ ⑤おじ・おば○ ⑥その他の同居の家族○ ⑥その他の同居の家族○ ⑥その他○ ⑧不明○ ③ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①実父〇	②継父〇	③養父〇	④里父〇	⑤内縁の)夫()	⑥実母〇	
⑩祖母 (実・義理を含む) ○ ⑤おじ・おば○ ⑥その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑧不明○ ③素以○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ①兼母○ ①東母○ ⑥内縁の夫○ ⑥実母○ ①養理のきょうだい (異父・異母・里親の子どもを含む) ○ 頌祖父 (実・義理を含む) ○ ③和父 (実・義理を含む) ○ ③和父 (実・義理を含む) ○ ③和父 (実・義理を含む) ○ ③和母 (実・義理を含む) ○ ③和父 (実・義理を含む) ○ ③和父 (実・義理を含む) ○ ③和父 (実・義理を含む) ○ ③和母 (実・義理を含む) ○ ④和母 (まず明白 (本の他の同居の家族○ ⑥その他の同居の家族○ ⑥その他の同居の家族○ ⑥その他の同居の家族○ ⑥その他の同居の家族○ ⑥その他○ ⑥本明○ ⑤和母 (該当した項目に●をいれてください) ②本世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a 正規就労 (自営を含む) ○ ⑤ 申正規雇用○ c内職○ d家事事念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e無職 (家事事念を除く) ○ 「学生○ g不明○ トその他○ 主な虐待者: a 正規就労 (自営を含む) ○ ⑤ 申正規雇用○ c内職○ d家事事念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e無職 (家事事念を除く) ○ 「学生○ g不明○ トその他○ ⑤ 原待につながると思われる家庭の状況 (疑いを含む) (選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	⑦継母〇	⑧養母○	⑨里母○	⑩内縁の妻(①実の)きょうだ	$\mathbb{C}^{\mathbb{C}}$	
①その他○ ②不明○ ③素母○ ②選択肢から該当するものに図をいれてください) ①実父○ ②継父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦継母○ ③養母○ ⑨里母○ ⑩内縁の妻○ ⑪実のきょうだい○ ②義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ③祖父(実・義理を含む)○ ⑪おじ・おば○ ⑩その他の同居の家族○ ⑪その他○ 『の世の 『の世の 『の世の 『の世の 『の世の 『の世の 『の世の 『の世	⑩義理のきょ	うだい(異父・昇	異母・里親の子	・どもを含む) ((13)社	且父(実・	義理を含む)	\circ
③同居者:受理時 複数選択可(選択肢から該当するものに図をいれてください) ①実父○ ②継父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦離母○ ⑧養母○ ⑨里母○ ⑩内縁の表○ ⑪実のきょうだい○ ⑫義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑬祖父(実・義理を含む)○ ⑬祖母(実・義理を含む)○ ⑮おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑯不明○ 同居者:終結時(現在)複数選択可(選択肢から該当するものに図をいれてください) ①実父○ ②離父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦維母○ ⑨美母○ ⑨里母○ ⑪内縁の表○ ⑪実のきょうだい○ ①義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑭祖父(実・義理を含む)○ ⑭祖母(実・義理を含む)○ ⑯おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑱不明○ ①家庭の経済状況(該当した項目に●をいれてください) a生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ c課税世帯○ d不明○ ⑤就労状況(該当した項目に●をいれてください.)※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略同世帯主: a正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c内職○ d家専専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ hその他○ 主な虐待者: a正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c内職○ d家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ hその他○ 主な虐待者: a正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c内職○ d亥事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ hその他○ ⑤虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)(選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	⑭祖母(実・	義理を含む)○	15おじ・	おば〇 ①	の その他の同	引居の家族		
 ①実欠○ ②継父○ ③養父○ ①里欠○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦継母○ ⑥異母○ ⑩内縁の妻○ ⑪夷のきょうだい○ ②義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑭祖父(実・義理を含む)○ ⑭祖母(実・義理を含む)○ ⑭おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑱不明○ 同居者:終結時(現在)複数選択可(選択肢から該当するものに図をいれてください)①実父○ ②継父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦継母○ ⑥養母○ ⑨里母○ ⑪内縁の妻○ ⑪夷のきょうだい○ ⑫義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑭祖父(実・義理を含む)○ ⑭祖母(実・義理を含む)○ ⑭おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑱不明○ ④家庭の経済状況(該当した項目に●をいれてください)a 生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ α課税世帯○ d不明○ ⑤就労状況(該当した項目に●をいれてください.)※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主:a 正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ α内職○ d 家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ α無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ トその他○ 直を含む)○ b非正規雇用○ α内職○ d は家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ α無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ トその他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)○ 自無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ トその他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)○ (選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○ 	⑪その他○	⑱不明○						
 ①実欠○ ②継父○ ③養父○ ①里欠○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦継母○ ⑥異母○ ⑩内縁の妻○ ⑪夷のきょうだい○ ②義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑭祖父(実・義理を含む)○ ⑭祖母(実・義理を含む)○ ⑭おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑱不明○ 同居者:終結時(現在)複数選択可(選択肢から該当するものに図をいれてください)①実父○ ②継父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦継母○ ⑥養母○ ⑨里母○ ⑪内縁の妻○ ⑪夷のきょうだい○ ⑫義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑭祖父(実・義理を含む)○ ⑭祖母(実・義理を含む)○ ⑭おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑱不明○ ④家庭の経済状況(該当した項目に●をいれてください)a 生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ α課税世帯○ d不明○ ⑤就労状況(該当した項目に●をいれてください.)※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主:a 正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ α内職○ d 家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ α無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ トその他○ 直を含む)○ b非正規雇用○ α内職○ d は家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ α無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ トその他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)○ 自無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ トその他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)○ (選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○ 	③同居者: 受理	持 複数選択可	(選択肢から該	当するものに ▽	7 をいれてく	(ださい)		
 ①継辞○ ⑧養母○ ⑨里母○ ⑩内縁の妻○ ⑪実のきょうだい○ ⑫義理のきょうだい (異父・異母・里親の子どもを含む) ○ ⑬祖父 (実・義理を含む) ○ ⑰和母 (実・義理を含む) ○ ⑰おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑱不明○ 同居者:終結時 (現在)複数選択可 (選択肢から該当するものに又をいれてください) ①実父○ ②継父○ ⑪養父○ ⑪里母○ ⑪内縁の妻○ ⑪実のきょうだい○ ⑪義理のきょうだい (異父・異母・里親の子どもを含む) ○ ⑰祖父 (実・義理を含む) ○ ⑰祖母 (実・義理を含む) ○ ⑰おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑱不明○ ①家庭の経済状況 (該当した項目に●をいれてください) a 生保受給○ b 市町村民税・特別区民税非課税○ c 課税世帯○ d 不明○ ⑤就労状況 (該当した項目に●をいれてください.) ※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a 正規就労 (自営を含む) ○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ 立な虐待者: a 正規就労 (自営を含む) ○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況 (疑いを含む) ② e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況 (疑いを含む) ② a の (② y y y y y y y y y y y y y y y y y y							⑥実母()	
 ⑩義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑪祖母(実・義理を含む)○ ⑰おじ・おば○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰をの他の同居の家族○ ⑰をの他の同居の家族○ ⑰をの他の同居の家族○ ⑰夫父○ ②継父○ ①異父○ ①内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦無母○ ②無母○ ⑩中縁の妻○ ⑪妻のきょうだい○ ⑫義理のきょうだい○ ②義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑰をの他の同居の家族○ ⑪その他の同居の家族○ ⑰をの他○ ⑱をの他○ ③おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑰をの他の同居の家族○ ⑰をの他の同居の家族○ ⑰をの他の同居の家族○ ⑰ませ、養理を含む)○ ⑥はないに、 ⑥をの他の同居の家族○ ⑥は、実理を含む)○ ⑥は、実理を含む)○ ⑥は、変理専念を含む)○ ⑥は、特別区民税非課税○ ○ は課税世帯○ ○ は、課税世帯○ ○ は、課税世帯○ ○ は、職職(家事専念を除く)○ 「学生○ g 不明○ ○ よと思われる家庭の状況(疑いを含む)○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○ 								
 銀祖母(実・義理を含む)○ ⑬おじ・おば○ ⑬その他の同居の家族○ ⑰その他○ ⑬不明○ 同居者:終結時(現在)複数選択可(選択肢から該当するものに☑をいれてください) ①実父○ ②継父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦継母○ ⑥養母○ ⑨里母○ ⑩内縁の妻○ ⑪実のきょうだい○ ⑥養理のきょうだい○ ①親父(実・義理を含む)○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰その他○ ⑥本の他の同居の家族○ ⑰その他の同居の家族○ ⑰その他の同居の家族○ ⑥本の他の同居の家族○ ⑥本の他の同居の家族○ ②本の他の同居の家族○ ⑥は石の他の同居の家族○ ⑥をの他の同居の家族○ ⑥本の他の同居の家族○ ⑥本の他の同居の家族○ ⑥は、東・義理を含む)○ ○ は、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは								\bigcirc
⑪その他○ ⑱不明○ 同居者:終結時(現在)複数選択可(選択肢から該当するものに図をいれてください) ①実父○ ②継父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦継母○ ⑧養母○ ⑨里母○ ⑩内縁の妻○ ⑪実のきょうだい○ ②義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑬祖父(実・義理を含む)○ ⑪祖母(実・義理を含む)○ ⑬おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑰その他○ ⑱不明○ ②家庭の経済状況(該当した項目に●をいれてください) a生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ c課税世帯○ d不明○ ⑤就労状況(該当した項目に●をいれてください.)※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c内職○ d家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ f学生○ g不明○ hその他○ 主な虐待者: a正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c内職○ dま事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ hその他○ を無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ hその他○ ②変した。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・								
同居者:終結時 (現在) 複数選択可 (選択肢から該当するものに ②をいれてください) ①実欠○ ②継父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦継母○ ⑧養母○ ⑨里母○ ⑩内縁の妻○ ⑪実のきょうだい○ ②義理のきょうだい (異父・異母・里親の子どもを含む) ○ ⑬祖父 (実・義理を含む) ○ ⑭祖母 (実・義理を含む) ○ ⑮おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑦その他○ ⑱不明○ ②家庭の経済状況 (該当した項目に●をいれてください) a生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ c課税世帯○ d不明○ ⑤就労状況 (該当した項目に●をいれてください.) ※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a正規就労 (自営を含む) ○ b非正規雇用○ c内職○ d家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e無職 (家事専念を除く) ○ 「学生○ g不明○ hその他○ 主な虐待者: a正規就労 (自営を含む) ○ b非正規雇用○ c内職○ d家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e無職 (家事専念を除く) ○ 「学生○ g不明○ hその他○ む 傷害できる。○ hその他○ ・ 無職 (家事専念を除く) ○ 「学生○ g 不明○ hその他○			⊕ 4° °	40100	9 (12 12 12 17	170 -> 21/2/		
①実父○ ②継父○ ③養父○ ④里父○ ⑤内縁の夫○ ⑥実母○ ⑦継母○ ⑧養母○ ⑨里母○ ⑩内縁の妻○ ⑪実のきょうだい○ ②義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑬祖父(実・義理を含む)○ ⑪祖母(実・義理を含む)○ ⑬おじ・おば○ ⑯その他の同居の家族○ ⑰その他○ ⑱不明○ ②家庭の経済状況(該当した項目に●をいれてください) a生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ c課税世帯○ d不明○ ⑤就労状況(該当した項目に●をいれてください.)※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c内職○ d家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ f学生○ g不明○ hその他○ 主な虐待者: a正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c内職○ d家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ f学生○ g不明○ hその他○ ②を書きるむ・○ りま正規雇用○ c内職○ のを事事念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ 「学生○ g不明○ hその他○			選択可 (選択肢	;から該当する‡	、のに ワ をレ	いれてくだ	さい)	
①継母○ ⑧養母○ ⑨里母○ ⑩内縁の妻○ ⑪実のきょうだい○ ⑫義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ⑬祖父(実・義理を含む)○ ⑬和父(実・義理を含む)○ ⑬和父(実・義理を含む)○ ⑮その他の同居の家族○ ⑪その他○ ⑱不明○ ⑤就労状況(該当した項目に●をいれてください) a 生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ c 課税世帯○ d 不明○ ⑤就労状況(該当した項目に●をいれてください.)※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a 正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e 無職(家事専念を除く)○ f 学生○ g 不明○ h その他○ 主な虐待者: a 正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c 内職○ c 内職○ d 家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e 無職(家事専念を除く)○ f 学生○ g 不明○ h その他○								
②義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)○ ③祖父(実・義理を含む)○ ① 祖母(実・義理を含む)○ ⑤おじ・おば○ ⑥その他の同居の家族○ ⑥その他○ ⑧不明○ ③不明○ ③家庭の経済状況(該当した項目に●をいれてください) a 生保受給○ b 市町村民税・特別区民税非課税○ c課税世帯○ d 不明○ ③就労状況(該当した項目に●をいれてください。)※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a 正規就労(自営を含む)○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e 無職(家事専念を除く)○ f学生○ g 不明○ h その他○ 主な虐待者: a 正規就労(自営を含む)○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e 無職(家事専念を除く)○ f学生○ g 不明○ h その他○ ・	⑦継母○							
 ④祖母(実・義理を含む)○ ⑤おじ・おば○ ⑥その他○同居の家族○ ①家庭の経済状況(該当した項目に●をいれてください) a生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ c課税世帯○ d不明○ ⑤就労状況(該当した項目に●をいれてください.)※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c内職○ d家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ f学生○ g不明○ hその他○ 主な虐待者: a正規就労(自営を含む)○ b非正規雇用○ c内職○ d家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e無職(家事専念を除く)○ f学生○ g不明○ hその他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)(選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○ 	U							\bigcirc
①その他○ ⑧不明○ ④家庭の経済状況 (該当した項目に●をいれてください) a生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ c課税世帯○ d 不明○ ⑤就労状況 (該当した項目に●をいれてください.) ※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a正規就労 (自営を含む) ○ b非正規雇用○ c内職○ d な事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e無職 (家事専念を除く) ○ f学生○ g 不明○ hその他○ 主な虐待者: a正規就労 (自営を含む) ○ b非正規雇用○ c内職○ c 内職○ d 家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f学生○ g 不明○ hその他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況 (疑いを含む) ○ g 不明○ hその他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況 (疑いを含む) ○ g 表別・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・								
④家庭の経済状況 (該当した項目に●をいれてください) a生保受給○ b市町村民税・特別区民税非課税○ c 課税世帯○ d 不明○ ⑤就労状況 (該当した項目に●をいれてください.) ※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a正規就労 (自営を含む) ○ b非正規雇用○ c 内職○ c 内 c h c nu				,,,,,,		,		
a 生保受給○ b 市町村民税・特別区民税非課税○ c 課税世帯○ d 不明○ ⑤就労状況 (該当した項目に●をいれてください.) ※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a 正規就労 (自営を含む) ○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ 主な虐待者: a 正規就労 (自営を含む) ○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況 (疑いを含む) (選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	3 - ,							
(5)就労状況(該当した項目に●をいれてください.) ※世帯主と主な虐待者が同一の場合は省略可世帯主: a 正規就労(自営を含む)○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e 無職(家事専念を除く)○ f 学生○ g 不明○ h その他○ 主な虐待者: a 正規就労(自営を含む)○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e 無職(家事専念を除く)○ f 学生○ g 不明○ h その他○ (6)虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)(選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	④家庭の経済状況	況(該当した項目	目に●をいれて	(ください)				
世帯主: a 正規就労(自営を含む) ○	a 生保受給○	b 市町村民	税・特別区民	脱非課税○	c 課税世	帯○	d 不明○	
世帯主: a 正規就労(自営を含む) ○								
a 正規就労 (自営を含む) ○ b 非正規雇用○ c 内職○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ 主な虐待者: a 正規就労 (自営を含む) ○ b 非正規雇用○ c 内職○ c 内職○ d 家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ e 無職 (家事専念を除く) ○ c 大学生○ g 不明○ h その他○ e 無職 (家事専念を除く) ○ c 大学生○ g 不明○ h その他○ e 無職 (家事専念を除く) ○ c 大学生○ g 不明○ h その他○ a をいれてください) で: 経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	⑤就労状況(該	当した項目に●る	といれてくださ	い.)※世帯主	こと主な虐待	芽者が同一	の場合は省町	各可
d 家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ 主な虐待者: a 正規就労 (自営を含む) ○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○	世帯主:							
f 学生○ g 不明○ h その他○ 主な虐待者: a 正規就労(自営を含む)○ b 非正規雇用○ c 内職○ d 家事専念(他に就労中の家族がいる場合)○ e 無職(家事専念を除く)○ f 学生○ g 不明○ h その他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む) (選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	a 正規就労	(自営を含む) 〇	b 非正	規雇用○	c 内職○			
主な虐待者: a 正規就労(自営を含む) ○	d 家事専念	(他に就労中の家	医族がいる場合) 〇 e 無	職(家事専	念を除く)	\circ	
a 正規就労(自営を含む) ○ b 非正規雇用○ c 内職○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ e 無職 (家事専念を除く) ○ (選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	f学生○	g不明〇	h その他○					
d 家事専念 (他に就労中の家族がいる場合) ○ e 無職 (家事専念を除く) ○ f 学生○ g 不明○ h その他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況 (疑いを含む) (選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	主な虐待者:							
f 学生○ g 不明○ h その他○ ⑥虐待につながると思われる家庭の状況 (疑いを含む) (選択肢から該当するものに●をいれてください) ア:経済的な困難 受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	a 正規就労	(自営を含む)○	b 非正	規雇用○	c 内職○			
⑥虐待につながると思われる家庭の状況(疑いを含む)(選択肢から該当するものに●をいれてください)ア:経済的な困難受理時①なし○②少しあり○③あり○④不明○	d 家事専念	(他に就労中の家	医族がいる場合) 〇 e無	職(家事専	念を除く)	\circ	
(選択肢から該当するものに●をいれてください)ア:経済的な困難受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○	f学生〇	g不明〇	h その他○					
(選択肢から該当するものに●をいれてください)ア:経済的な困難受理時 ①なし○ ②少しあり○ ③あり○ ④不明○								
ア:経済的な困難 受理時 ①なし〇 ②少しあり〇 ③あり〇 ④不明〇	⑥虐待につなが	ると思われる家庭	≝の状況(疑レ゙	を含む)				
受理時 ①なし〇 ②少しあり〇 ③あり〇 ④不明〇	(選択肢から該	当するものに●を	といれてくださ	(V)				
	ア:経済的な困事	難						
現在(終結時) ①なし〇 ②少しあり〇 ③あり〇 ④不明〇	受理時	①なし(②少しま	oり○ 3a	あり〇	④不明〇)	
	現在(終結日	時) ①なし(②少しあ	oり○ 3a	あり〇	④不明〇)	

イ	: 不安定な就労				
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
	現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
ウ	: DV				
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
	現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
工	: 虐待者の心身の状態	態			
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
	現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
才	: 夫婦不和				
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
	現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
カ	: 夫婦以外の家族間(の不和			
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
	現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
キ	: 親族,近隣,友人	等から孤立			
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
	現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
ク	: 育児疲れ				
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
	現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
ケ	: 育児に嫌悪感, 拒				
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③ あり○	④不明〇
	現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③ あり○	④不明○
コ	: 劣悪な住環境				
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③ あり○	④不明○
	現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
サ	: ひんぱんな転居			_	_
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
	現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
シ	: その他	0)			0
	受理時	①なし〇	②少しあり〇	<pre>③あり○</pre>	④不明〇
	現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
(4) 唐4	持者の状況				
	す有の状況 な虐待者の状況(疑い	ハを今まい ()	選切時から該当する	よのに●ないも	てください
_	ま 信付有の水流(疑り : 精神病	r で 白 Uブ) ()	歴ル以4700日りの	0 V/C - 2 V 4	V < \ /L \ Y ')
,	受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
	現在(終結時)	①なしO	②少しあり〇	<i>③あり○</i> <i>③あり○</i>	④不明○ ④不明○
	つだ111 (水ぐか口 4寸)	U'4 00	$\omega y \cup \omega y \cup \cdots$	$\bigcirc \alpha) \cup \bigcirc$	₩/ \ '\'\

イ:神経症(ノイロー	・ゼ)						
受理時		②少しあり〇	③あり○	④不明○			
現在(終結時)	①なしO	②少しあり〇	③あり○	④ 下 奶 ○ ④ 不 明 ○			
ウ:人格障害	(1) / L (1)			⊕ 1 91 O			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
現在(終結時)	①なしO	②少しあり〇	③あり○	④ 不明 〇			
工:知的障害	(L) 14 (C)			⊕ 1 31 C			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
現在(終結時)	①なしO	②少しあり〇	③あり○	④ 不明 〇			
オ:アルコール依存症	_			© 1 710			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
力:薬物依存症	0 0.0		0 3 7 0	0 1 7,0			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
現在(終結時)	①なしO	②少しあり〇	3 あり○	④不明○			
キ:発達障害							
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
ク:身体的障害							
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
ケ:病気等で子どもの	世話ができな	\ \					
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
コ:「叩いてしまいそ	コ:「叩いてしまいそう」等の訴え						
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
サ:「子どもの世話が	できない」等	の訴え					
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			
シ:子どもの保護を求	:める						
受理時	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明〇			
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明〇			
ス: 虐待の認識・自覚なし							
受理時	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明○			
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明○			
セ:精神的不安定さ							
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○			
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇			

ソ:子どもへの拒否的!	感情			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
タ:子どもへの拒否的!	態度			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
チ:望まない妊娠・出	産			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
ツ:衝動的性格				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
テ:家族・同居者への	DV			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
ト:援助に拒否的				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
ナ:養育意欲なし				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明○
二:養育知識なし		_	_	_
受理時	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明○
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり○	③ あり○	④不明○
ヌ:家事能力なし				0
受理時	①なし〇	②少しあり〇	<pre>③あり○</pre>	④不明〇
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③ あり○	④不明○
ネ:引きこもり				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	<pre>③</pre>	④不明〇 ②不明〇
現在(終結時)		②少しあり〇	③ あり○	④不明〇
ノ:特定の宗教や信念			@ + 10 O	
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○ ◎ + n ○	④不明〇 ④不明〇
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
ハ:その他	①+31 O	(M) + M ()	0 + n 0	分 太明〇
受理時 現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	3590 2500	④不明〇
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明○

②主たる虐待者の虐待についての認識(選択肢から該当する 受理時	るものに●をいれてください)
①行為も虐待も認めない○ ②行為は認めるが、	,虐待は認めない○
③虐待を認めているが、援助は求めていない○⑤不明○	④虐待を認めて、援助を求めている○
現在 (終結時)	
①行為も虐待も認めない○ ②行為は認めるが、	,虐待は認めない○
③虐待を認めているが、援助は求めていない○ ⑤不明○	④虐待を認めて、援助を求めている○
③主たる虐待者の援助に対する態度(選択肢から該当する	ものに●をいれてください)
ア:児童相談所に対して 受理時	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに	応じる○ ③働きかけに応じない○
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与	○ ⑥その他○
現在 (終結時)	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに	応じる○ ③働きかけに応じない○
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与(○ ⑥その他○
イ:市区町村(調整機関)に対して 受理時	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに	応じる○ ③働きかけに応じない○
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与(現在(終結時)	○ ⑥その他○
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに	応じる○ ③働きかけに応じない○
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与(○ ⑥その他○
ウ:保健師に対して	
受理時	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに	応じる○ ③働きかけに応じない○
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与	○ ⑥その他○
現在 (終結時)	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに	応じる○ ③働きかけに応じない○
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与	○ ⑥その他○
エ: (主任) 児童委員に対して	
受理時	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに	応じる○ ③働きかけに応じない○
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与	○ ⑥その他○
現在 (終結時)	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに	応じる○ ③働きかけに応じない○
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与	○ ⑥その他○

オ:保育所・幼稚園等に対して	
受理時	
①虐待者から関わりを求める〇 ②働きかけに応じる〇 ③働きかけに応じない〇	
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与○ ⑥その他○ 現在(終結時)	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに応じる○ ③働きかけに応じない○	
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与○ ⑥その他○	
カ:学校に対して	
受理時	
①虐待者から関わりを求める〇 ②働きかけに応じる〇 ③働きかけに応じない〇	
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与○ ⑥その他○	
現在(終結時)	
①虐待者から関わりを求める〇 ②働きかけに応じる〇 ③働きかけに応じない〇	
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与○ ⑥その他○	
キ:その他	
受理時	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに応じる○ ③働きかけに応じない○	
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与○ ⑥その他○	
現在(終結時)	
①虐待者から関わりを求める○ ②働きかけに応じる○ ③働きかけに応じない○	
④働きかけをしていない○ ⑤ケースに非関与○ ⑥その他○	
Ⅳ 児童相談所の判断と対応	4
この事例について,児童相談所ではどのように判断し,対応しましたか(選択肢から該当するものに● いれてください)	X
いれてください)	
受理時(疑いを含む)	
①身体的○ ②心理的(DVの目撃)○ ③心理的(②以外)○ ④性的○	
⑤ネグレクト(同居人による虐待の放置)○ ⑥ネグレクト(⑤以外)○	
⑦調査の結果虐待ではない○ 8不明○	
現在(終結時)	
①身体的○ ②心理的(DVの目撃)○ ③心理的(②以外)○ ④性的○	
⑤ネグレクト(同居人による虐待の放置)○ ⑥ネグレクト(⑤以外)○	
⑦調査の結果虐待ではない○ 8不明○	
(2) 虐待の程度	
受理時(疑いを含む)	
①生命の危険○ ②重度○ ③中度○ ④軽度○ ⑤おそれ(不適切な養育)○	
⑥虐待ではない○ ⑦不明○	

	現在(終結時)
	①生命の危険〇 ②重度〇 ③中度〇 ④軽度〇 ⑤おそれ(不適切な養育)〇
	⑥虐待ではない〇 ⑦不明〇
(3)	一時保護
ア	: 一時保護の検討(選択肢から該当するものに●をいれてください)
	a 検討しなかった〇 b 何度も検討した〇 $c1$ 回で決定した〇 d その他〇
イ	: 一時保護の実施(選択肢から該当するものに●をいれてください)
	a 一時保護した○ b 一時保護しなかった○
ウ	:一時保護の目的(該当する項目に☑を入れてください,複数回答可)
	a 子どもの安全確保のため〇 b 調査を必要としたため〇 c 施設入所のため〇
	d 行動観察のため〇 e 短期治療のため〇 f その他〇
工	: 一時保護の日数 ⇒日 (複数回あれば合計日数)
才	: 一時保護の解除(選択肢から該当するものに●をいれてください)
	a 保護者の引取り○ b 保護者以外の親族の引取り○ c 里親委託○ d 施設入所○
	e 他の児童相談所へ○ f 家裁送致○ g その他
(1)	幼が (幼が) と またしのて)
, ,	終結(終結した事例のみ)
)	:終結の内容(選択肢から該当するものに●をいれてください)
	a 完全に終結○ b 市区町村に引き継いで終結○ c 虐待相談としては終結するが他の相談として児童相談所では継続○ d 他児相へケース移管○
	e その他〇
1	: 理由 (該当した項目に☑を入れてください:複数回答可)
-1	a 虐待はなかったと判断□
	b 虐待はあったが継続的な援助が必要なほど重篤なものではないと判断□
	c 虐待はあったが問題は解決した□
	d 虐待はあり問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた□
	e 管外に転居□
	f 18 歳に到達□
	g加害者が逮捕された□
	h 子どもが施設入所・里親委託を希望□
	i 家族構成変化□
	i状況変化なし□

k 市町村等公的支援あり□ 1親族・近隣等私的支援あり□

m 家庭内の危険低下口

n その他□

ウ:調整機関への引継ぎ(該当した項目に☑を入れてください:複数回答可)
a なし〇 b 口頭伝達〇 c 文書で通知〇 d ケース記録の写しの交付〇
e 個別ケース会議開催○ f 実務者会議等で伝達○ g その他○
エ:市区町村への期待(該当した項目に ☑ を入れてください:複数回答可)
a なし〇 b 継続的支援〇 c サービス給付の継続〇 d 見守り〇
e 要保護児童対策地域協議会での対応〇 f 家庭復帰に向けた調整〇 g その他〇
オ:児童相談所終結後の市区町村のかかわり(分かる範囲で,該当した項目に●をいれてください)
a 現在も市区町村が継続しており児童相談所に定期的な報告あり○
b 現在も市区町村が継続しているが児童相談所への定期報告無し○
c 改善があったため児童相談所が終結してから市区町村も終結した○
d 市区町村が一旦終結したが問題が悪化し、児童相談所が再度受理して関わっている○
e 市区町村が一旦終結したが問題が悪化し,市区町村が再度受理して関わっている○
f市区町村のかかわりはない〇 g その他〇 h 不明〇
V 要保護児童対策地域協議会のかかわり
(1) 対象
この事例は、要保護児童対策地域協議会の管理ケースですか
(選択肢から該当するものに●をいれてください)
受理時 ①はい〇 ②いいえ〇 ③不明〇
現在(終結時) ①はい〇 ②いいえ〇 ③不明〇
(2) 実務者会議
この事例は,実務者会議(進行管理会議)で検討されましたか(なければ0回)
受理前回, 現在(終結時)まで回
(3) 個別ケース検討会議
ア:個別ケース検討会議は開催されましたか(なければ0回)
受理前回, 現在(終結時)まで回
イ:アの会議の参加機関はどこですか(回数不問 なければ空欄)
受理時
① (主任) 児童委員□ ②保健センター、保健所□ ③福祉事務所□
④市区町村児童福祉担当課□ ⑤教育委員会□ ⑥児童相談所□ ⑦警察□
⑧保育所□ ⑨幼稚園□ ⑩児童館□ ⑪学童保育□ ⑫その他の児童福祉施設□
⑬学校□ ⑭弁護士□ ⑮スーパーバイザー□ ⑯医療機関□ ⑰消防署□
⑱虐待者本人□ ⑲その他の家族親族□ ⑳里親□ 21.近隣知人□ 22.NPO など□
23.その他□

① (主任) 児童委員□ ②保健センター、保健所□ ③福祉事務所□
④市区町村児童福祉担当課□ ⑤教育委員会□ ⑥児童相談所□ ⑦警察□
⑧保育所□ ⑨幼稚園□ ⑩児童館□ ⑪学童保育□ ⑫その他の児童福祉施設□
⑬学校□ ⑭弁護士□ ⑮スーパーバイザー□ ⑯医療機関□ ⑰消防署□
⑱虐待者本人□ ⑲その他の家族親族□ ⑳里親□ 21.近隣知人□ 22.NPO など□
23.その他□
(4) 主担当機関
この事例では主担当機関を決めましたか(該当した項目を選択してください)
a 児童相談所〇 b 調整機関〇 c 調整機関以外の市区町村機関〇 d 決めなかった〇
e その他○
VI 子ども・保護者への対応
VI
以下のようなかかわりを児童相談所や市町村(調整機関に限らない、子どもの所属機関は除く)は行いま
たか(なければ0回)。市区町村については、かかわった職種を下から選んでください(複数回答可)
ア:来所してもらい個別面接
児童相談所 ⇒受理前 回, 現在(終結時)まで 回
市区町村 →受理前 回, 現在(終結時)まで 回
受理前職種選択肢
①保健師□ ②保育士□ ③社会福祉主事□ ④社会福祉士□
⑤相談員(①~④以外)□ ⑥事務職□ ⑦心理士□ ⑧その他□
現在(終結時)職種選択肢
①保健師□ ②保育士□ ③社会福祉主事□ ④社会福祉士□
⑤相談員(①~④以外)□ ⑥事務職□ ⑦心理士□ ⑧その他□
イ:家庭訪問による面接
児童相談所 ⇒受理前回, 現在(終結時)まで回
市区町村 ⇒受理前回, 現在(終結時)まで回
受理前職種選択肢
①保健師□ ②保育士□ ③社会福祉主事□ ④社会福祉士□
⑤相談員(①~④以外)□ ⑥事務職□ ⑦心理士□ ⑧その他□
現在(終結時)職種選択肢
①保健師□ ②保育士□ ③社会福祉主事□ ④社会福祉士□
⑤相談員(①~④以外)□ ⑥事務職□ ⑦心理士□ ⑧その他□
ウ:個別心理面接
児童相談所 →受理前回, 現在(終結時)まで回
市区町村 ⇒受理前 回, 現在(終結時)まで 回

現在(終結時)

受理前職種選択肢				
①保健師□ ②保育士□	③社会福祉	主事口	4社会	福祉士□
⑤相談員(①~④以外)□	⑥事務職□	⑦心理	里士口	⑧その他□
現在(終結時)職種選択肢				
①保健師□ ②保育士□	③社会福祉	主事口	④社会	福祉士□
⑤相談員(①~④以外)□	⑥事務職□	⑦心理	里士口	⑧その他□
エ:グループ療法・グループワー	ーク			
児童相談所 →受理前	_回, 現在	(終結時)	まで_	口
市区町村 →受理前	_回, 現在	(終結時)	まで_	口
受理前職種選択肢				
①保健師□ ②保育士□	③社会福祉	主事口	④社会	沒福祉士□
⑤相談員(①~④以外)□	⑥事務職□	⑦心理	■土口	⑧その他□
現在(終結時)職種選択肢				
①保健師□ ②保育士□	③社会福祉	主事口	4社会	※福祉士□
⑤相談員(①~④以外)□	⑥事務職□	⑦心理	里士口	⑧その他□
才:精神科医療同行				
児童相談所 ⇒受理前	_回, 現在	(終結時)	まで_	口
市区町村 ⇒受理前	_回, 現在	(終結時)	まで_	口
受理前職種選択肢				
①保健師□ ②保育士□				
⑤相談員(①~④以外)□	⑥事務職□	⑦心理	里士口	⑧その他□
現在(終結時)職種選択肢				
①保健師□ ②保育士□	③社会福祉			
	⑥事務職□	(7)心理	里 士□	⑧その他□
カ:その他	— → → → T / .	/		
児童相談所 ⇒受理前				
市区町村 ⇒受理前	_凹, 現任	(終結時)	まで_	<u> </u>
受理前職種選択肢	②4. 人 短机	子串口	⊕ ₩.Δ	
①保健師□ ②保育士□				
⑤相談員(①~④以外)□ 現在(終結時)職種選択肢	◎ 争伤喊□		£⊥⊔	多そ の他日
①保健師□ ②保育士□	①牡本短知	- 十重口		がたナロ
⑤相談員(①~④以外)□				
	◎爭伤喊□		<u> </u>	のでの他 口
(2) 保護者との面接				
保護者と合計でおおむね何回に	チど面接しまし	たか		
児童相談所 ⇒受理前			まで	口
市区町村 →受理前				

受埋前職	植選択肢					
①保候	師□ ②保育	士□ ③社	会福祉主事	F (①社会福	祉士□
⑤相彰	· 員 (①~④以外)	□ ⑥事	務職□	⑦心理=	± 🗆 (⑧その他□
現在(約	結時) 職種選択	技				
①保備	師□ ②保育:	士□ ③社	会福祉主事	F (2	4)社会福	祉士□
⑤相彰	負(①~④以外)	○ □ ⑥事	務職□	⑦心理=	± 🗆 (⑧その他□
(3) 子ども〜	の援助					
以下の』	うなかかわりを	児童相談所や	市町村 (調整機関	に限らな	ない,ただし子どもの所属機関は除
く) は行	かましたか (な	ければ 0 回)	。市区町	村につい	いては、ア	かかわった職種を下から選んでくだ
さい(襘	[数回答可)					
ア:来所し	てもらい個別面	接				
児童村	1談所 ⇒受理前_	回,	現在(終	系結時) a	まで	<u></u>
市区町	⁻ 村 ⇒受理前_	回,	現在(終	系結時) る	まで	旦
受理前職	種選択肢					
①保饭	師□ ②保育:	士口 ③社	会福祉主事		4)社会福	祉士□
⑤相彰	(①~④以外)	□ ⑥事	務職□	⑦心理=	± 🗆 (⑧その他□
現在(約	結時) 職種選択	技				
①保候	師□ ②保育:	士□ ③社	会福祉主事	F (2	①社会福 ²	祉士□
⑤相彰	· 員(①~④以外)	⑤事	務職□	⑦心理=	士□ (⑧その他□
イ:学校等	や家庭訪問によん	る面接				
児童村	1談所 →受理前_	回,	現在(終	系結時) a	まで	<u> </u>
市区町	一村 →受理前_	旦,	現在(終	§結時) a	まで	<u> </u>
受理前職	種選択肢					
①保饭	師□ ②保育	士□ ③社	会福祉主事		社会福	祉士□
⑤相彰	員 (①~④以外)	○ □ ⑥事	務職□	⑦心理=	± 🗆 (⑧その他□
現在(約	結時) 職種選択	技				
①保饭	師□ ②保育	士□ ③社	会福祉主事		4)社会福	祉士□
⑤相彰	員 (①~④以外)	○ □ ⑥事	務職□	⑦心理=	± 🗆 (⑧その他□
ウ:施設や	里親等に訪問して	ての面接				
児童村	1談所 ⇒受理前_	□,	現在(終	·結時)	まで	<u> </u>
市区町	一村 →受理前_	回,	現在(終	を結時) る	まで	<u>_</u>
受理前職	種選択肢					
①保饭	師□ ②保育	士□ ③社	会福祉主事		社会福	祉士□
⑤相彰	員 (①~④以外)	○ □ ⑥事	務職□	⑦心理=	± 🗆 (⑧その他□
現在(約	結時) 職種選択	技				
①保備	師 ②保育:	十口 ③社	会福祉主事	F (2	(1) 社会福	社士□

⑥事務職□ ⑦心理士□ ⑧その他□

⑤相談員(①~④以外)□

工:個別心	里面搜	妾					
児童相談	炎所	⇒受理前	回,	現在	(終結時)	まで_	口
市区町	计	⇒受理前	回,	現在	(終結時)	まで_	口
受理前職	重選打	尺肢					
①保健	师 □	②保育士□	3	社会福祉:	主事口	4社会	会福祉士□
⑤相談」	(()	□~④以外) □	6	事務職□	⑦心理	■士□	⑧その他□
現在(終	洁時)	職種選択肢					
①保健E	师 □	②保育士□	3	社会福祉:	主事口	4社会	会福祉士□
⑤相談	([□~④以外) □	6	事務職□	⑦心理	■土口	⑧その他□
オ:グルー	プ療法	去・グループワ	ーク				
児童相談	炎所	⇒受理前	□,	現在	(終結時)	まで_	口
市区町	寸	⇒受理前	□,	現在	(終結時)	まで_	口
受理前職	重選打	尺肢					
①保健E	师 □	②保育士□	3	社会福祉:	主事口	4社会	会福祉士□
⑤相談] ((1	□~④以外) □	6	事務職□	⑦心理	■土□	⑧その他□
現在(終	洁時)	職種選択肢					
①保健I	币 □	②保育士□	3	社会福祉	主事口	4社会	\ 福祉士□
⑤相談	([□~④以外) □	6	事務職□	⑦心理	■土口	⑧その他□
カ:精神科	医療同	司行					
児童相談	炎所	⇒受理前	□,	現在	(終結時)	まで_	□
市区町	寸	⇒受理前	□,	現在	(終結時)	まで_	口
受理前職	重選打	尺肢					
①保健I	师 □	②保育士□	3	社会福祉	主事口	4社会	≷福祉士□
⑤相談」	((1	□~④以外) □	6	事務職□	⑦心理	■士□	⑧その他□
現在(終	洁時)	職種選択肢					
①保健E	师 □	②保育士□	3	社会福祉	主事口	4社会	会福祉士□
⑤相談」	([□~④以外) □	6	事務職□	⑦心理	■士□	⑧その他□
キ:その他(の医療	寮同行					
児童相	炎所	⇒受理前	回,	現在	(終結時)	まで_	口
市区町	讨	⇒受理前	□,	現在	(終結時)	まで_	口
受理前職	重選打	尺肢					
①保健E	师 □	②保育士□	3	社会福祉	主事口	4社会	会福祉士□
⑤相談」	([□~④以外) □	6	事務職□	⑦心理	■士□	⑧その他□
現在(終	洁時)	職種選択肢					
①保健I	师 □	②保育士□	3	社会福祉	主事口	4社会	≷福祉士□
⑤相談」	((1	□~④以外) □	6	事務職□	⑦心理	里士口	⑧その他□
ク:その他							
児童相	炎所	⇒受理前	□,	現在	(終結時)	まで_	口
市区町	寸	⇒受理前	□,	現在	(終結時)	まで_	口

①保健師□ ②保育	育士□ ③	社会福祉主事□	④社会福祉士[
⑤相談員(①~④以外	小 □ ⑥	事務職□ ⑦心	、理士□ ⑧その)他□
現在(終結時)職種選技	尺肢			
①保健師□ ②保育	育士□ ③	社会福祉主事□	④社会福祉士[
⑤相談員(①~④以外	小) □ ⑥	事務職□ ⑦心	理士□ 8その	○他□
(4) 子どもとの面接				
子どもと合計でおおむれ	2何回ほど面	接しましたか		
児童相談所 ⇒受理論	前回,	現在(終結時) まで回	
市区町村 ⇒受理前	前回,	現在(終結時) まで回	
受理前職種選択肢				
①保健師□ ②保育				
⑤相談員(①~④以外	_	事務職□ ⑦心	理士□ 8その)他□
現在(終結時)職種選打				
①保健師□ ②保育	_			
⑤相談員(①~④以外	⅓) □ 6	事務職□ ⑦心	、理士□ ⑧その)他□
₩ 市町村等での支援	D2.2.1-10 /	「NTの香口がした	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	×+1.1
(1)家族に対する関係機関の	ט מימימט (以下の項目ことに	-, ●を入れてくだ	23(1)
ア:調整機関	① <i>t</i> >1 ○	041 th 0	0 t n 0	小 才明〇
受理時 現在(終結時)	_	②少しあり〇		④不明○④不明○
イ:児童福祉部門	(I)/1 C()	29 C 80 9 C	(3) b) b) c)	4) 个 的 〇
受理時	(1) tel (②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在(終結時)	①なしO	②少しあり〇	3 <i>あ</i> り○	④不明〇 ④不明〇
ウ:母子保健部署	1,400		(Ja) 9 ()	⊕/1.010
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④ 下列 〇 ④ 不明 〇
エ:精神保健担当部署				@ 1 710
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	3 あり○	④不明○
才:生活保護担当部署				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③ あり○	④不明○
カ: (主任) 児童委員				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇

受理前職種選択肢

キ:警察				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
ク:保育所				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
ケ:幼稚園(認定こと	(も園)			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
コ:児童館				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在(終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
サ:学童保育				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
シ:学校				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明〇
ス:医療機関				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明○
セ:祖父母・親族				
受理時	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明〇
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり○	③あり○	④不明〇
ソ:里親・児童養護施	設			
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
タ:近隣知人				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
チ:NPO等				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明○
ツ:その他				
受理時	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇
現在 (終結時)	①なし〇	②少しあり〇	③あり○	④不明〇

(2) サービス利用状況(選択肢から該当するものを選んで選択してください)ア:養育支援ヘルパー利用受理前①利用した○ ②少し利用した○ ③利用しない○

⑥不明○ ⑦その他○ 現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○

④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○

イ:生活保護受給

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○

現在 (終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明〇 ⑦その他〇
- ウ:保護者の精神科受診の紹介,同行等

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明〇 ⑦その他〇

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

工:母子生活支援施設入所

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ (7)その他○

現在 (終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明〇 ⑦その他〇

才:保育所,幼稚園等利用

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない〇 ⑤サービス制度の対象外〇
- ⑥不明〇 ⑦その他〇

カ:学童保育利用

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない〇 ⑤サービス制度の対象外〇
- ⑥不明○ ⑦その他○

現在 (終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

キ:児童館利用

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明〇 ⑦その他〇

ク:子育て支援センター利用

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明〇 ⑦その他〇

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明〇 ⑦その他〇

ケ:ショートステイ利用

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○

コ:児童扶養手当受給

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない〇 ⑤サービス制度の対象外〇
- ⑥不明○ ⑦その他○

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

サ:就学援助制度利用

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

シ:子どもの医療機関の受診(精神科)

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明〇 ⑦その他〇

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明〇 ⑦その他〇

ス:子どもの医療機関の受診(小児科)

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

セ:児童発達支援サービス利用

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明〇 ⑦その他〇

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

ソ:その他

受理前

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

現在(終結時)

- ①利用した〇 ②少し利用した〇 ③利用しない〇
- ④管轄市区町村にそのサービス(制度)がない○ ⑤サービス制度の対象外○
- ⑥不明○ ⑦その他○

(3) 効果

この事例で改善に最も効果が大きかったと思われる市区町村のかかわりは何ですか

- VI(1) ア〜カ, VI(3) ア〜ク, VII(2) ア〜ソから選んで選択してください
- VI(1)保護者へのかかわり

ア:来所してもらい個別面接○ イ:家庭訪問による面接○ ウ:個別心理面接○

エ:グループ療法・グループワーク○ オ:精神科医療同行○ カ:その他○

VI (3) 子どもへの援助

ア:来所してもらい個別面接〇 イ:学校等や家庭訪問による面接〇

ウ:施設や里親等に訪問しての面接○ エ:個別心理面接○

オ:グループ療法・グループワーク〇 カ:精神科医療同行〇

VI (2) サービス利用

ア:養育支援ヘルパー利用〇 イ:生活保護受給〇

ウ:保護者の精神科受診の紹介、同行等〇 エ:母子生活支援施設入所〇

オ:保育所,幼稚園等利用〇 カ:学童保育利用〇

キ:児童館利用〇 ク:子育て支援センター利用〇

ケ:ショートステイ利用〇 コ:児童扶養手当受給〇サ:就学援助制度利用〇

シ:子どもの医療機関の受診(精神科)○ ス:子どもの医療機関の受診(小児科)○

セ:児童発達支援サービス利用〇 ソ:その他〇

Ⅷ 市区町村との連携

(1) この事例は市区町村と連絡・連携しましたか (該当した項目に●をいれてください)

aはい · bいいえ

⇒いいえの場合、その理由はなんですか(該当した項目に●をいれてください)

- a 初期調査で虐待ではないと判明した○
- b虐待が重度で直ちに一時保護した○
- c 受理後すぐに転居し市区町村がかかわる時間がなかった○
- d以前にも児童相談所がかかわり調整機関の関与がなかった○
- e 調整機関以外の機関との連携で十分であった○ f その他○
- (2) 評価 (上記 (1) で「a はい(連携した)」の場合のみ)

ア:総合評価

この事例で、市区町村との連携は、全体としてうまくいきましたか(該当した項目に●をいれてください)

- a 大変うまくいった \bigcirc b うまくいった \bigcirc c あまりうまくいかなかった \bigcirc
- d うまくいかなかった○ e その他○

イ:評価の内容

この事例で、市区町村と連絡・連携することで、どのような効果がありましたか (該当した項目に●をいれてください)

①情報共有が図られた	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
②迅速な対応ができた	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
③役割分担が明確であった	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
④業務の押し付け合いはなかった	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
⑤相互の信頼感が高まった	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
⑥担当者の精神的な負担感が減少した	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
⑦支援の質が高まった	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
⑧子どもの虐待状況の改善が図られた	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
⑨家庭状況の改善が図られた	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
⑩虐待の深刻化を防げた	はい〇	まあまあ○	あまり〇	いいえ〇
⑪市区町村の対応力が向上した	はい〇	まあまあ○	あまり○	いいえ〇

ウ:改善点

この事例において市区町村との連絡・連携で、改善すべき点がありますか (該当した項目に☑をいれてください:複数回答可)

- a もっと調査を十分にしたうえで児童相談所に連絡してほしい□
- b 児童相談所が受理した後は訪問等のかかわりが減少した□
- c一時保護の必要性ばかり強調し、自らの支援を工夫することがなかった□
- d 市区町村内の情報収集も児童相談所任せであった□
- e 児童相談所が依頼しても家庭訪問等のかかわりを拒否された□
- f個別ケース検討会議で毎回一時保護を強く求められた□
- g事前の連絡もなくケースの送致があった□
- h 一時保護や施設措置解除を連絡すると強く反発して受け入れ態勢ができなかった□
- i子どもや保護者の状況を事細かに報告して自ら判断ができていなかった□
- jその他□
- (3) この事例で、もっといい支援が児童相談所と市区町村との連携でできるとすれば、何が変わればいいと思いますか

質問は以上です. ご協力ありがとうございました

<主任研究者>

安部計彦 (西南学院大学)

<研究協力者>

川松 亮 (元:厚生労働省専門官,現在:子どもの虹研究情報センター)

加藤曜子 (流通科学大学)

笹井康治 (沼津市役所)

全 児 相 (通巻第101号 別冊)

平成28年8月発行

編集·発行 全国児童相談所長会事務局

(東京都児童相談センター事業課)

東京都新宿区北新宿4-6-1

電 話 03(5937)2306(内線6013)

印 刷 東京都同胞援護会事業局

東京都墨田区両国4-1-8

電 話 03(5669)0261(代)

